

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2015年9月30日
【計算期間】 第8期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
【ファンド名】 ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703
(Nomura High Yield Long Short Fund 0703)
【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、エスペランジュ、ガスペリッシュ通り33番A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注1) 米ドルの円貨換算は、平成27年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝124.04円）によります。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注3) 本書において、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する1年をいいます。ただし、第1会計年度は、平成19年3月27日（ファンドの運用開始日）から平成20年3月31日までの期間をいいます。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的および基本的性格

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703（以下「ファンド」といいます。）は、リスクを管理しながら投資利回りの最大化を図ることを投資目的とします。ファンドは資産の大部分（ファンドの管理会社によって保持され、特に、為替ヘッジ取引、受益証券の買戻し、分配またはファンドの費用の支払に使用する資産の一部を除きます。）をケイマン諸島の免税会社であるバッテリー・パーク・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド・リミテッド（以下「マスター・ファンド」といいます。）に投資することによって、投資目的の達成を目指します。従って、ファンドはファンド・オブ・ファンズの形態をとっています。マスター・ファンドは幅広い投資を行うことができますが、その投資ポートフォリオは主に米国の発行体が発行したハイ・イールド債のロングポジションとショートポジションを主体に構成されます。ファンドが投資目的を達成し、投資戦略が成功を収めるという保証はありません。また、多額の損失を免れるという保証也没有ありません。

ファンドは資産の大部分をマスター・ファンドに投資するため、ファンドのパフォーマンスは、マスター・ファンドの投資ポートフォリオのパフォーマンスに大きく左右されます。

後述されるように、ファンドの為替ヘッジ取引は円建てのAクラス受益証券の購入者にとって、ファンドの運用成績に重大な影響を与える可能性があります。

ファンドの受益証券は、Aクラス受益証券とBクラス受益証券の二つのクラスとして発行されます。Aクラス受益証券は円建てで、Bクラス受益証券は米ドル建てです。マスター・ファンドは（マスター・ファンドの資産の大部分の投資対象と同じく）米ドル建てであるため、副投資顧問会社（以下に定義します。）はAクラス受益証券がさらされる為替レートのリスクを軽減することを試みます（ただし、このようなリスクをなくすものではありません。）。後述の為替ヘッジ取引に伴うすべての費用、利益および損失は、Aクラス受益証券に帰属します。米ドル建てのBクラス受益証券には、為替ヘッジ取引に伴う費用または利益は帰属しません。

両クラスの違いはAクラス受益証券を対象とする為替ヘッジ取引（およびその関連費用）のみです。

現在、受益証券は証券取引所に上場されておらず、また上場される予定也没有ありません。受益証券は事前に書面で管理会社（または管理会社の代理人としての事務代行会社）の許可を得た場合に限って譲渡することができます。

b. ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープンエンド型外国投資信託として設定されました。グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」といいます。）が、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券の発行・買戻しを行う独占的な権利を有します。管理会社は日々の受益証券の発行・買戻権限を、投資顧問会社（以下に定義します。）と協議の上でかかる権限を行使するノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（以下「事務代行会社」といいます。）に委任しています。

募集限度額は、Aクラス受益証券につき500億円、Bクラス受益証券につき5億ドルでした。

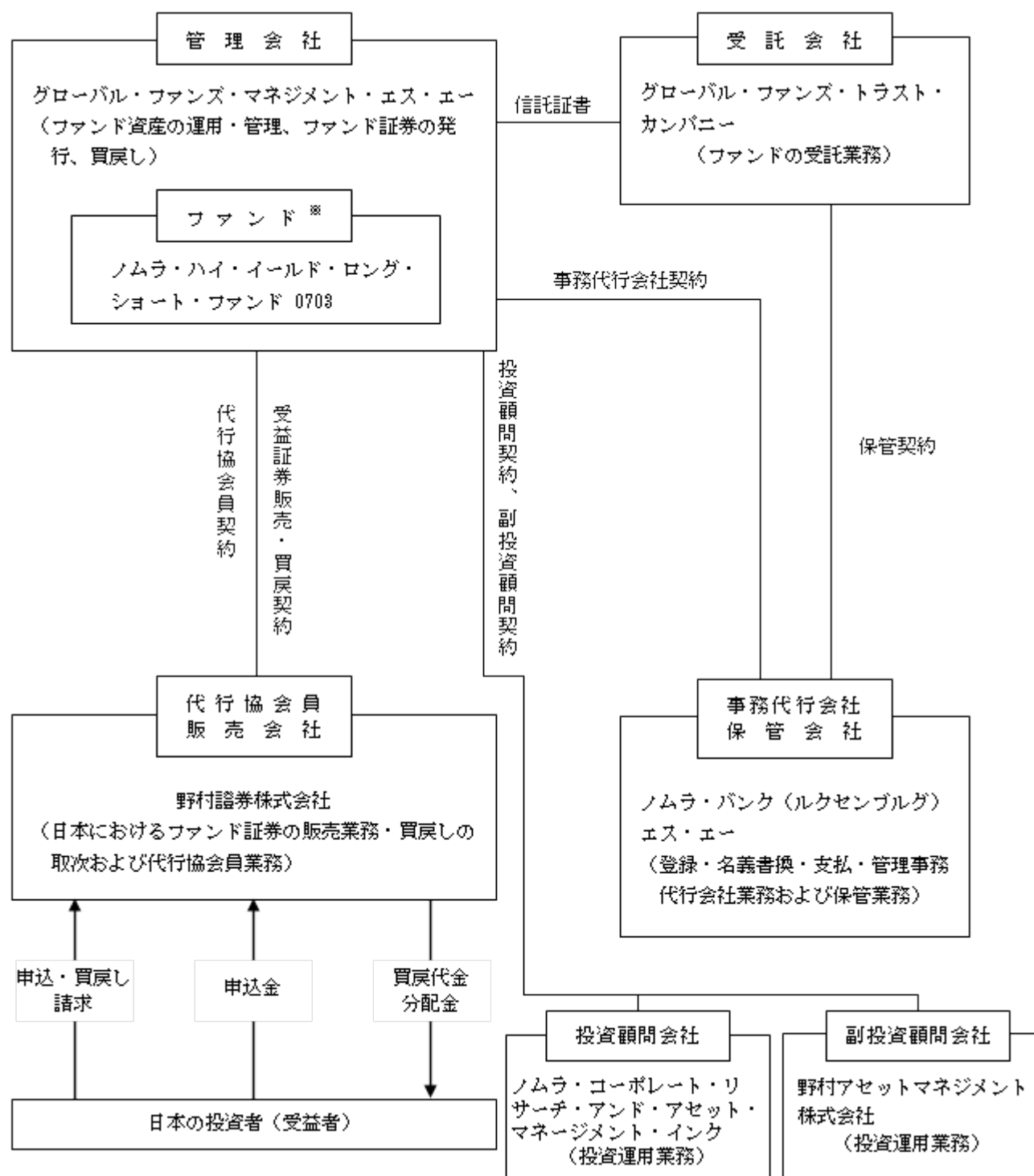
受益者は、販売会社経由で、100口以上100口単位で当該受益者により保有される受益証券の全部またはその一部の買戻しを請求することができます。

（2）【ファンドの沿革】

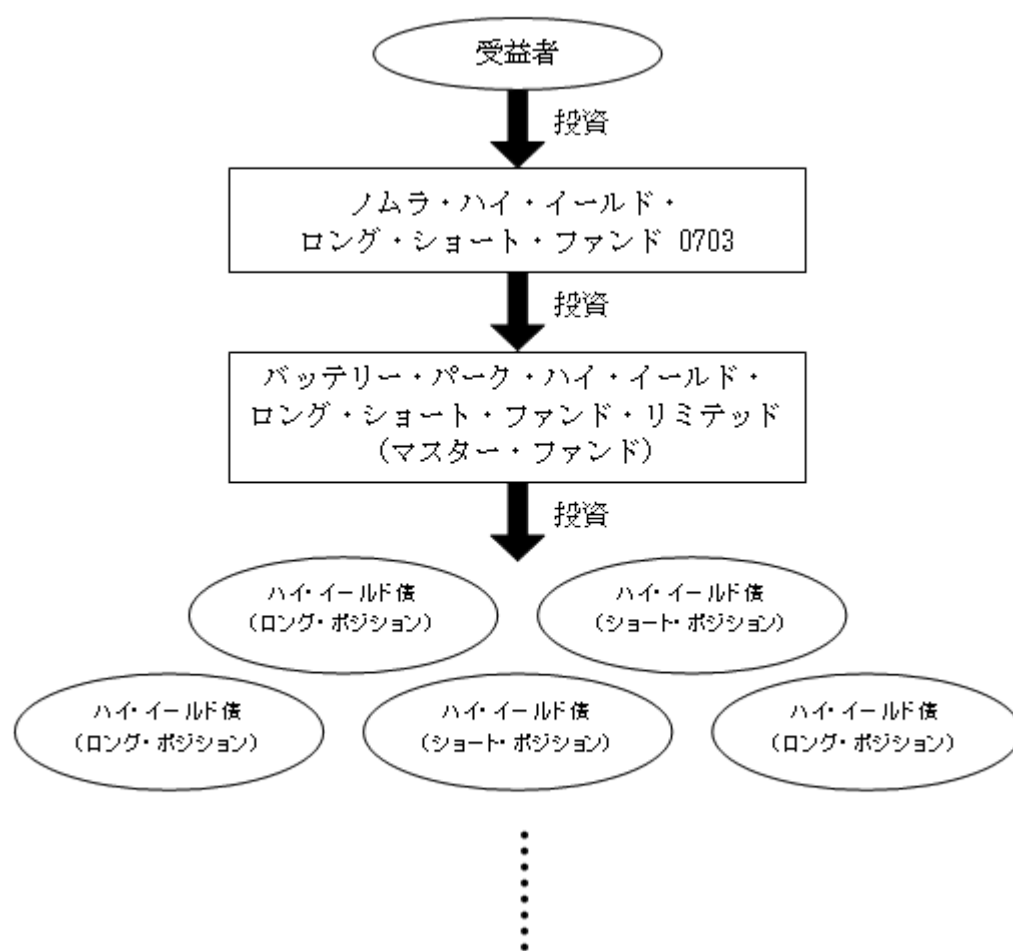
1991年7月8日	管理会社設立
2007年1月31日	信託証書締結
2015年8月31日	信託証書の変更証書締結（2015年9月30日効力発生）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※ ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有しています。



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメン ト・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	2007年1月31日付で信託証書および2015年8月31日付（2015年9月30日に効力発生）で変更証書（以下併せて「信託証書」といいます。）を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 事務代行会社	2007年1月31日付で管理会社との間で事務代行会社契約（注1）を締結。ファンドの登録・名義書換事務代行業務、支払・管理事務代行業務およびファンド証券の純資産価格の計算業務等の管理業務について規定しています。 2007年1月31日付で受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンド資産の保管業務、支払事務代行業務について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2007年2月2日付で管理会社との間で代行協会員契約（変更済）（注3）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。 2007年2月2日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
ノムラ・コーポレート・リサーチ・ アンド・アセット・マネジメン ト・インク (Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.)	投資顧問会社	2007年1月31日付で管理会社との間で投資顧問契約（注5）を締結。ファンドに関する投資運用業務について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	副投資顧問会社	2007年1月31日付で管理会社との間で副投資顧問契約（注6）を締結。ファンドに関する投資運用業務について規定しています。

（注1）事務代行会社契約とは、管理会社によって任命された事務代行会社が、ファンドに対し、登録・名義書換事務代行業務、支払・管理事務代行業務およびファンド証券の純資産価格の計算業務等の管理業務を提供することを約する契約です。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出および販売会社への送付、純資産価格の公表ならびに運用報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出および販売会社への送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

（注5）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいいます。

（注6）副投資顧問契約とは、管理会社によって任命された副投資顧問会社が、Aクラス受益証券に関する為替ヘッジ取引およびファンド資産のうち、マスター・ファンドに投資していない資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従って当該資産の運用を行うことを約する契約をいいます。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年商事会社法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年商事会社法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」といいます。）第16章のもとで、管理会社として2種類の認可を取得することができます。

- ・オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に定義されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ビークルの運用に責任を負うか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命しているAIFの管理会社として行為するか、または、一定の許容条件の範囲で一もしくは複数のAIFの管理に責任を負う管理会社。
- ・外部のAIFMを任命することなくAIFMDに基づくAIFの管理に責任を負う管理会社。

管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されています。

(ii) 事業の目的

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（以下「2013年法」といいます。）第1条第46項に定義されるAIFMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDで言うところのAIFに関し、2013年法第5条第2項及び同法別紙Iに基づき、AIFの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。
- ・2010年法第125-2条に従い、ルクセンブルグで設立され、AIFMDで言うところのAIFとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。

管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社は、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うAIFの子会社に対しても上記の運用、管理および販売業務を行うことができます。

また管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

(iii) 資本金の額（2015年7月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,091万円）で、2015年7月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約339万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2015年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.75円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(iv) 会社の沿革

1991年7月8日設立。

(v) 大株主の状況

(2015年7月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国、エスペランジュ、 ガスペリッシュ通り33番A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L- 5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	15株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(i) 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

(ii) 準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国法にその基礎を置き、当初は、当時の英国の1925年受託者法およびその他の関連する英国の法令規制中の規定を踏襲した規定が含まれていましたが、これらの規定は、現在、ケイマン諸島のより現代的な法令の一部に統合されています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託会社に対して資金を払い込み、受託会社は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、これを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストの受託会社は、免税信託としてユニット・トラストの登録申請を行います。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定をケイマン総督府より取得することができます。

免税信託の存続期間は、最長150年です。

免税信託の受託会社は、信託登記官に、信託証書および追補信託証書の原本を提出しなければなりません。当初登録手数料があり、年次手数料を支払います。追補書類の提出や、登録証明書の写しの発行等のために、トラストの存続期間中、各種の追加手数料が支払われます。

② ミューチュアル・ファンド法

(6) 「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

(5) 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に提出しなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドについて以下の事由の情報を取得するかまたはそれらを疑うときは、CIMAに報告する法的義務を負っています。

- (i) 弁済期に債務を履行できないか、できないであろうこと。
- (ii) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは事業を解散、またはその旨意図していること。
- (iii) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行、または遂行しようとして意図していること。
- (iv) 詐欺的または犯罪的な方法でその事業を遂行、または遂行しようとしているか、一定の決まった事項に従わない方法で事業を遂行しようとして意図していること。

ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド（Ernst & Young Ltd.）です。

② 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4か月以内および半期終了時から2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年3月31日に終了します。

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「E D I N E T」といいます。）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書）を投資者に交付します。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができます。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更等の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は、代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されています。従って、ファンド（および受託会社）は、ミューチュアル・ファンド法上、C I M Aに申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければなりません。規制された投資信託として、ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づきC I M Aの監督に服し、C I M Aは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をC I M Aが指定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができます。さらに、C I M Aは、受託会社にC I M Aがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができます。受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、適切な時期に、C I M Aに提出または開示しなければならず、C I M Aは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができます。C I M Aの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額な罰金に服す可能性があり、C I M Aは、裁判所にファンドの解散を請求することができます。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができます。C I M Aの権限には、受託会社の交代を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。C I M Aは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてケイマン政府の認可を受けています。受託会社は、CIMAの監督下にあります。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されています。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

Ⅰ．投資目的および投資方針

ファンドおよびマスター・ファンドの投資プログラム

投資目的

ファンドは、リスクを管理しながら投資利回りの最大化を図ることを投資目的とします。ファンドは資産の大部分（ファンドの管理会社によって保持され、特に、為替ヘッジ取引、受益証券の買戻し、分配またはファンドの費用の支払に使用する元本の一部を除きます。）をマスター・ファンドに投資することによって投資目的の達成を目指します。マスター・ファンドは幅広い投資を行うことができますが、マスター・ファンドの投資ポートフォリオは主に米国の発行体が発行したハイ・イールド債のロング・ポジションとショート・ポジションを主体に構成されます。ファンドが投資目的を達成し、投資戦略が成功を収めるという保証はありません。また、多額の損失を免れるという保証也没有ありません。

ファンドはマスター・ファンドに資産の大部分を投資することから、ファンドの投資運用成績は、マスター・ファンドのポートフォリオの投資運用成績にほぼ全面的に依存します。ファンドにおける為替ヘッジ取引がAクラス受益証券の運用に重大な影響を与える場合があります。詳細については、本書の「3 投資リスク (1) リスク要因 為替リスクと為替ヘッジ取引について」の項目をご覧ください。

為替ヘッジ取引

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの大部分の投資対象と同じく米ドル建てです。一方、ファンドのAクラス受益証券は円建てです。従って、Aクラス受益証券の保有者には米ドルが日本円に対して下落するリスクがあります。円に対する米ドルの価値に影響を及ぼす要因には、貿易収支、短期金利の水準、様々な通貨で表示された同様の資産の相対的価値の格差、長期的な投資機会とキャピタル・ゲイン、政治情勢などがあります。副投資顧問会社は為替リスクを軽減し（無くすものではありません。）対円で米ドル安になるリスクからAクラス受益証券を保護するために為替ヘッジ取引を行います。為替ヘッジ取引とは、銀行間市場の為替予約取引、為替スワップ取引、オプション、外国為替先物契約またはファンドが一定の為替リスクを軽減するために利用するAクラス受益証券に関するその他の商品などです。また、副投資顧問会社はファンドのために、為替ヘッジ取引に関する証券、デリバティブおよびその他の金融商品への投資および取引をすることができます。これらの取引は、「為替ヘッジ取引」と総称されます。為替リスクを軽減するために策定されたいかなる為替ヘッジ取引も、成功する保証はありません。

為替ヘッジ取引では、その時点のAクラス受益証券の円建て価格を実質的に維持することに努めます。Aクラス受益証券全体の純資産総額を完全にヘッジすることは不可能ですが、副投資顧問会社は通常、非日本円エクスポージャーを純資産総額の90パーセント以上、最高110パーセントまでヘッジする予定です。こうしたAクラス受益証券のヘッジ比率が90パーセントを下回るか、または110パーセントを上回った場合、副投資顧問会社はヘッジ比率を100パーセント前後に戻すよう調整します。

為替ヘッジ取引の費用はAクラス受益証券だけに帰属しますが、その金額の予測はできず、多額に上ることがあり、その費用は主として米ドルと円の金利差によって決定されます。これらの費用および為替ヘッジ取引でヘッジされない為替リスクは、Bクラス受益証券およびマスター・ファンドのパフォーマンスと比較した場合、Aクラス受益証券のパフォーマンスに大きな影響を及ぼす可能性があります。

投資顧問会社は、Aクラス受益証券に関するファンドの為替ヘッジ取引について何ら関与することはなく一切責任を負いません。

マスター・ファンドのポートフォリオと投資戦略

マスター・ファンドの投資ポートフォリオは、主に米国発行会社により発行されるハイ・イールド債のロングとショートのポジションで構成されます。マスター・ファンドの投資ポートフォリオに関する一切の投資判断は、マスター・ファンドの投資顧問としてのノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インク（以下「NCRAM」といいます。）によって行われます。

NCRAMは、ハイ・イールド債やそれに関連する投資は大きなリターンをもたらす可能性があると考えています。ハイ・イールド債市場は、ムーディーズ社またはスタンダード・アンド・プアーズ社による格付けがBBB相当未満の格付けの債券により構成される巨大かつ多様なマーケットです。ハイ・イールド債の価格は、景気や発行会社の財務状況により、ファンダメンタルズが上向きにも下向きにも変化することから、その価格変動は激しくなることがあります。この発行会社固有のファンダメンタルズに基づくボラティリティは、ハイ・イールド債市場へ

流入し、また流出するキャッシュフローや格付け制限に基づいて決定される投資のような、ハイ・イールド債市場における技術的要因に左右されます。マスター・ファンドはハイ・イールド債やそれに関連する投資へのロング・ポジションとショート・ポジションの投資によりかかるボラティリティを利用することを目指します。

マスター・ファンドの運用において、NCRAMは、有利な投資の機会をもたらす企業を見極める上で幅広いリサーチと「ボトムアップ」手法を採用しています。その分析手法は、企業やその経営幹部への訪問または接触、企業ロードショーへの出席または個別ミーティング、企業の証券目論見書やその他SECへの届出書の精査、企業と関連業界に関する「ストリート」リサーチの検討、企業の財務諸表の徹底的分析、場合によっては第三者専門家との協議などです。NCRAMは継続的にそのポートフォリオに組み入れている各企業をモニターし、各ポジションにかかるリスクを検討します。

NCRAMは、債券の信用リスクと相対的価値についての評価に基づき、マスター・ファンドの資本をハイ・イールド債のロングとショートのポジションに投資します。信用リスクの評価とは、企業のビジネス・リスク、財務リスクおよび構造的プロテクションの検討などです。

ビジネス・リスク

ビジネス・リスクを評価するとき、NCRAMは、投資に対するリターンが業種間で異なるため、発行会社が属する業種の現状を把握し、業界内での発行企業の相対的な地位、より高いリターンを生み出すはずの業界内のリーダーとの比較を考慮します。NCRAMは場合によっては、発行会社の経営陣やプライベート・エクイティの出資者の質についても評価します。

財務リスク

財務リスクの分析とは、発行会社の負債比率とそれが最終利益に如何に影響するかの精査などです。NCRAMは通常、発行会社がキャッシュフローを生むのに利用した負債の比率および発行会社の負債項目の各レベルでの劣後度を検討します。NCRAMは、発行会社の財務内容の開示の質も評価します。

構造的プロテクション

構造的プロテクションは、一般的に債券契約書または信用契約書により投資家に提供されます。全ての担保ならびに誓約やその他契約上の権利の分析は、債券の価値の評価上、不可欠であるとNCRAMは考えます。構造的プロテクションは、債券の保有者が受けられる保護の程度を評価する目的で精査されます。

NCRAMが投資対象の信用リスクを評価した後、当該投資のリスクは、その絶対リターンの可能性および他の高利回り投資対象に対する相対的リターンの可能性と比較されます。NCRAMは、ハイ・イールド債を値上がりとなる「上方の」のカタリスト（触媒、きっかけ）を有するものと、値下がりとなる「下方の」のカタリストを有するもののどちらかに分類することを目指します。上方のカタリストとは、とりわけ、発行会社の債務履行能力を裏付けるフリー・キャッシュフロー、発行会社が属する業界の景気回復、当該企業の組織再編、株式発行、資産売却、および買収などです。反対に下方のカタリストとは、発行会社の相対的に高い負債比率や低い投資リターンなどです。

マスター・ファンドは、上方のカタリストを持つとNCRAMがみなすハイ・イールド債を購入します。これに対し、マスター・ファンドは、下方のカタリストを持つとNCRAMがみなすハイ・イールド債を空売りします。

マスター・ファンドの投資ポートフォリオは、主に米国の発行会社が発行したハイ・イールド債のロング・ポジションとショート・ポジションを主体に構成されますが、マスター・ファンドは、NCRAMが魅力あると判断した時には、ハイ・イールド債以外の資産に投資することがあります。ハイ・イールド債のほかに、マスター・ファンドは、銀行債務、ローン・パーティシペーション（参加権）、「ストレート」や「ディストレスト」の債務証券、「グローバル債」（欧州市場または新興市場の発行会社が発行したハイ・イールド債を含みます。）、投資適格債、転換社債、優先株式、普通株式、ワラント、新株引受権、クレジット・デリバティブとその他合成商品、パートナーシップ持分、スワップ、オプション（マスター・ファンドによって引き受けられるオプションを含みます。）、投資会社のものを含めたその他の有価証券または金融先物商品を含む幅広い証券に投資することが認められています。

マスター・ファンドは、ハイ・イールド債の投資に関するNCRAMの調査により、その投資が魅力的であると判断した場合、ハイ・イールド債以外の資産にも投資します。例えば、ハイ・イールド債発行会社の約60%は、公開取引される株式を発行しているとNCRAMは推定しています。ハイ・イールド債の発行元である会社の株式は、そのバランスシート上の高い負債比率や、また多くの場合該当するように相対的に中小企業であるという事実故に、高い株価ボラティリティを示す傾向があります。マスター・ファンドは、かかる企業の転換社債または普通

株式を売買することがあります。ロング・ポジションとショート・ポジションを直接的に組成することに加えて、マスター・ファンドは、その投資戦略を実行するためにクレジット・デリバティブやその他の合成投資商品に投資することがあります。

NCRAMは通常、市場の総合評価、特定の投資機会の条件および発行会社自体とその財務状況に対する自らの意見等に基づき、投資判断をします。ただし、場合によっては、NCRAMは市場の非効率性が認識された場合、そこから利益を得るために、マスター・ファンドに様々な種類のアービトラージ取引を行わせることがあります。かかる種類のアービトラージ取引には以下のものが含まれます。i)インダストリー・アービトラージ（例えば、同一または同類の業種内の企業が発行した有価証券が相互に不相当な価格設定がなされていると、NCRAMが認識している場合。）またはii)キャピタル・ストラクチャー・アービトラージ（例えば、異なる返済優先順位や満期設定がされている同一発行会社の有価証券が相互に不相当な価格設定がなされていると、NCRAMが認識している場合。）。この場合、マスター・ファンドは、NCRAMが相対的に過小評価されていると判断した証券のロング・ポジションとNCRAMが相対的に過大評価されていると判断した証券のショート・ポジションを取ります。

マスター・ファンドのポートフォリオの構築においては、NCRAMは、経済成長、インフレ、絶対的金利水準、信用スプレッドのレベルおよびハイ・イールド債市場での全体的流動性等のマクロ経済の要因を検討します。NCRAMは、分散ポートフォリオ内にロングとショートのポジションを組成します。

リターンを増大させるための主戦略としてレバレッジが利用されることはありませんが、マスター・ファンドは、通常の市況下ではその純資産総額の250%を原則として超えない金額でレバレッジを利用することが認められています。ただし、金利環境、マスター・ファンドのポートフォリオのボラティリティ、その投資がどの程度魅力的であるか等の要素についてのNCRAMの判断によっては、マスター・ファンドのレバレッジは、その純資産総額の250%を超えることがあります。レバレッジは、多様な形で利用できますが、主として投資のための銀行借入、証券の信用買い、証券の空売り、スワップ取引などが想定されます。

NCRAMのリスク管理手法

NCRAMは、マスター・ファンドの投資顧問として、マスター・ファンドのポートフォリオ運用において、様々なリスク管理手法を用います。NCRAMは個別の投資レベルとポートフォリオ・レベルとでリスクを管理します。

リスク管理：個別の投資レベル

個別の投資レベルでは、NCRAMのリスク管理は投資の執行時に始まります。NCRAMは、投資をする時には十分な基本的調査を行い、下値リスクへのプロテクションがある投資対象を選別します。ロングサイドでの下値リスクへのプロテクションとは、魅力ある投資収益率を持ち競争力のあるビジネスである事、予想外の事態を持ちこたえるための緩衝材となる適正な財務リスク、構造的プロテクションなどです。ショートサイドでの下値リスクへのプロテクションとは、このような要素がない事を意味します。

投資の執行後、NCRAMはリスク管理として活発なモニタリングを行います。NCRAMは、ブローカー・ディーラーとの対話を継続することによってマスター・ファンドの投資対象の価格をモニターします。更に、発行会社、ニュースソース、業界紙、業界の会合を介して情報を入手する事によりマスター・ファンドの価値に影響するファンダメンタルズの動向がチェックされます。

さらに、特定の投資対象の潜在的なリスクとリターンの関係が悪化したと判断される時は、NCRAMはリスク管理の一側面として損失を覚悟で一定期間後にポジションを手仕舞います。

リスク管理：ポートフォリオ・レベル

NCRAMはポートフォリオ・レベルでもリスク管理手法を用います。その一側面は、マスター・ファンドによるロング・ポジションとショート・ポジションの合成です。マスター・ファンドはほぼ常時一定のショート・ポジションを保有するとNCRAMは想定しており、このことがマスター・ファンドのボラティリティを緩和するのに役立ちます。個々のハイ・イールド債やその他有価証券のほかに、ショート・ポジションには、全般的な金利レベルまたは信用スプレッド・レベルに対するマスター・ファンドのエクスポージャーを軽減するためのポジションが含まれることがあります。

そのほか、マスター・ファンドのポートフォリオの分散も、マスター・ファンドの全体的リスクを軽減すると思われれます。NCRAMは発行会社別と業種別にマスター・ファンドのポートフォリオの分散状況をモニターします。さらに、NCRAMはマスター・ファンドの現在および過去のボラティリティを継続的にモニターします。

マスター・ファンドの投資ポートフォリオに特有のリスクを管理し、かつマスター・ファンドのパフォーマンスのボラティリティを軽減するためにNCRAMは尽力しますが、そのことによってファンドに一時的損失が発生し

たり、最終リターンがマイナスになる事を避けられるという意味ではありません。マスター・ファンド（つまりはファンド）がその投資目的を達成するという保証もなければ、大幅な損失を回避するという保証もありません。

マスター・ファンドに適用される個々の投資制限については本書の後記「(5) 投資制限 マスター・ファンドの投資制限」の項に記載されています。

マスター・ファンド

マスター・ファンドは、ケイマン諸島の会社法の規定に基づき、ケイマン諸島において、有限責任会社として、存続期間を無期限として、2006年1月19日に設立され、免税会社としてケイマン諸島に登録されています。マスター・ファンドの登録事務所ならびに会社の帳簿および記録の保管場所は、ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309に所在するメイブルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッドの事務所です（ファンドの受託会社の登録事務所と同様です。）。

ファンドは（管理会社が特に、為替ヘッジ取引、受益証券の買戻し、分配またはファンドの費用の支払いのために保有するファンドの資産の一部を除いて）その資産の大部分をマスター・ファンドに投資します。次に、マスター・ファンドは前記の投資活動に従事し、ファンドはマスター・ファンドの投資パフォーマンスにマスター・ファンドの投資主として参加します。

マスター・ファンドの承認済み投資証券元本は200,000米ドルで、額面価格0.01米ドルの投資証券20,000,000株に分割されます。マスター・ファンドの投資証券は、その投資主に対し、配当を受けるかまたはマスター・ファンドの利益および元本に参加する権利、および解散に際し、投資主に分配可能なマスター・ファンドの余剰資産を各々の持分に比例して分配する権利を付与します。投資証券は議決権を付与し、またマスター・ファンドの定款に定める方法で、かつこれに定める手続に従って買戻を請求でき、かつ買戻されるものとされます。

マスター・ファンドの取締役会はマスター・ファンドの投資資産の管理をNC RAMに委任していますが、マスター・ファンドの運営の一切に最終的責任を負います。また、マスター・ファンドの取締役会は、一定の管理事務および保管業務にかかる責任を事務代行会社に委任しています。NC RAMの投資助言業務および事務代行会社の管理事務・保管業務は、マスター・ファンドの取締役会の全体的な監督および管理に従います。

マスター・ファンドは、ミューチュアル・ファンド法による規制を受けています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を徹底するための監督および強制権限を有します。ミューチュアル・ファンド法による規制により、CIMAに対する規定の詳細情報および監査済の決算書類の毎年の提出が求められます。規制される投資信託として、CIMAは、いかなるときも、マスター・ファンドに対し、CIMAが指定する期限内に、決算書類の監査および当該書類のCIMAへの提出を指示することができます。CIMAによるこのような要求に従わない場合、マスター・ファンドの取締役に相応の罰金が課される可能性があり、CIMAがマスター・ファンドの清算を裁判所に申請する場合もあります。

一方、CIMAは、一定の状況下において、マスター・ファンドの業務を捜査する権限を有しますが、マスター・ファンドは、その投資活動およびマスター・ファンドの組入銘柄の構築に関し、CIMAまたはケイマン諸島のその他いずれかの監督官庁の監督に服することはありません。CIMAまたはケイマン諸島のその他いずれかの監督官庁も、本書の条項およびメリットについて見解を述べたりそれらを承認するものではありません。ケイマン諸島において投資家が利用できる投資の補償の仕組みはありません。

規制された投資信託が、弁済期に債務を履行できない場合もしくは履行できない可能性がある場合、または投資者または債権者に有害な方法でその事業を遂行しもしくは自発的に事業を解散し、またはその旨を意図しているものと確信する場合、CIMAは、一定の措置を講ずることができます。CIMAの権限には、状況に応じて、マスター・ファンドの取締役の交代要求、マスター・ファンドに対してその業務の適切な履行を助言する者の任命、またはマスター・ファンドの業務の管理を担う者の任命を行う権限が含まれます。CIMAは、それ以外の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む、その他の救済措置を講ずることができます。

仲介および保管に関する取決め

NC RAMは、マスター・ファンドがそのポートフォリオ取引に関して採用するブローカーまたはディーラーの選任について授權されています。NC RAMは、ポートフォリオ取引について、業務執行の質、資産を投じて流動性、財務的責任および値付能力を提供するブローカーの能力、NC RAMのマスター・ファンドに対する全体的な責任等のすべての関連する要因を考慮し、合理的に可能な最良の結果（最良の価格および職務の執行を含みます。）を得ることを目標とします。NC RAMが目標とする最良の結果の確保を達成するために、NC RAMはその関連会社に仲介取引を指示することができます。

仲介取引の副産物として、ブローカー・ディーラーはNCRAMに対し独自の調査を提出することができます。ブローカー・ディーラーは、書面による報告、電話連絡、証券アナリストとの会議、データ・ディスクまたはオンラインのデータ・リンクを通じて、独自の調査を提出することができます。書面による報告とは、通常、調査アナリストの紹介および調査部が作成した財務的・経済的なデータなどをいいます。また、ブローカー・ディーラーはポートフォリオ・リターンを分析し、これに関する報告をすることができます。データ・リンクは、ポートフォリオ分析のようなサービスを提供するものです。NCRAMは、かかる調査を提出するブローカー・ディーラーに対し、いかなる水準の証券取引も指示する義務を負わず、またいかなる取決めも存在しません。ただし、上記のとおり、NCRAMは、すべてのポートフォリオ取引につき、合理的に可能な最良の結果を得ることをその目標としています。

マスター・ファンドは、その非米国証券の一部を非米国法域に所在するブローカーまたは金融機関において保管する（または、このような保管が有利であると考える）可能性があります。JPモルガン・クリアリング・コープ社は、マスター・ファンドのプライム・ブローカーを務め、JPモルガン・クリアリング・コープ社の関連会社であるJPモルガン・チェース・エヌ・エー社は、マスター・ファンドの主要な保管人を務めます。マスター・ファンドは、その裁量により、受益者に更なる通知を行うことなく仲介または保管に関する取決めを変更することができます。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項をご参照下さい。

（３）【運用体制】

管理会社は、NCRAMを投資顧問会社に、野村アセットマネジメント株式会社を副投資顧問会社に任命しております。NCRAMはファンド（ファンドの管理会社によって保持され、特に、為替ヘッジ取引、受益証券の買戻し、分配またはファンドの費用の支払に使用する元本の一部を除きます。）のために一定の投資判断を行い、マスター・ファンドの投資証券の購入および売却の注文を行います。野村アセットマネジメント株式会社は、NCRAMに対してマスター・ファンドへの投資に対する割り当てについての助言を行い、また、ファンドのために、マスター・ファンドに投資されないファンドの元本にかかる投資判断を行います。野村アセットマネジメント株式会社は、Aクラス受益証券に関するファンドの為替ヘッジ取引の計画、実施および遂行（または遂行させること）ならびにファンドの管理会社によって現金で保持される資産の一部の管理に関して責任を負い、また受益者への報告に関連してノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーおよび／または野村證券株式会社に協力します。NCRAMの係る投資顧問契約は、管理会社または投資顧問会社が、（i）90日以上前に一方が他方当事者に事前に書面により通知した場合、または（ii）①他方当事者の破産または支払不能、②投資顧問契約上の投資顧問会社の義務の履行不能、③投資顧問契約上の違反行為が、他方当事者から債務不履行者に対する是正の請求にもかかわらず、30日以内に治癒されないこと、もしくは④信託の終了、または全信託財産の売却もしくは処分、により速やかに、罰則なく終了します。野村アセットマネジメントの係る副投資顧問契約は、管理会社または副投資顧問会社のどちらか一方が、60日以上前に、事前に書面により通知することにより罰則なく終了します。

ファンドは資産の大部分をマスター・ファンドに投資し、マスター・ファンドの投資ポートフォリオに関する一切の投資判断は、マスター・ファンドの投資顧問としてのNCRAMによって行われます。

副投資顧問会社は、Aクラス受益証券の日本円建ての価格を実質的に維持するため、通貨先物、通貨オプションおよび為替予約取引の為替ヘッジ取引に従事します。

NCRAMは、米国の登録投資顧問会社であり、19名（2015年7月末日現在）の投資専門家がハイ・イールド債及びその他の低格付け資産の運用を専門的に行っています。各運用チームには、クレジット・アナリストとポートフォリオ・マネージャーがおり、各運用チームは投資責任者（CIO）のデービッド・クロール氏により率いられています。NCRAMは、野村ホールディングス株式会社の米州持株会社（子会社）であるノムラ・ホールディング・アメリカ・インクが株式の99%を所有し、残りの1%を野村ホールディングス株式会社が保有しています。NCRAMは、1991年ハイ・イールド債券の運用を、1996年エマージング・マーケット・ソブリン債の運用を、1999年にはレバレッジド・ローンの運用を開始しました。2015年8月末日現在、NCRAMは約130億米ドルの運用資産を有し、そのうちハイ・イールド債の運用資産は約125億米ドル、エマージング債の運用資産は約4億400万米ドル、レバレッジド・ローンの運用資産が約6,790万米ドルとなっています。

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資助言・資産運用業務を行っています。

野村アセットマネジメント株式会社は、1959年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメント株式会社は、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。

1) N C R A Mの運用体制

義務および権限

N C R A Mの投資に関する意思決定は、投資専門家全員の共同作業によって行われます。投資方針は、投資責任者およびポートフォリオ運用チームによって構築され、投資専門家全員の間での日々の対話を通じて実行されます。社内ルールでは、投資が行われる前に、リサーチ・アナリスト及びポートフォリオ・マネージャーの両名が投資に関して合意を行う必要があり、若手アナリストからC I Oまでの投資専門家全員は、投資アイデアに関する見解を表明することが求められます。この社内ルールにより、企業分析は投資顧問会社の意思決定に重要な位置を占めることとなります。

全ての投資への権限及び責任を伴う最終決定は、会社のC I Oにより行われます。

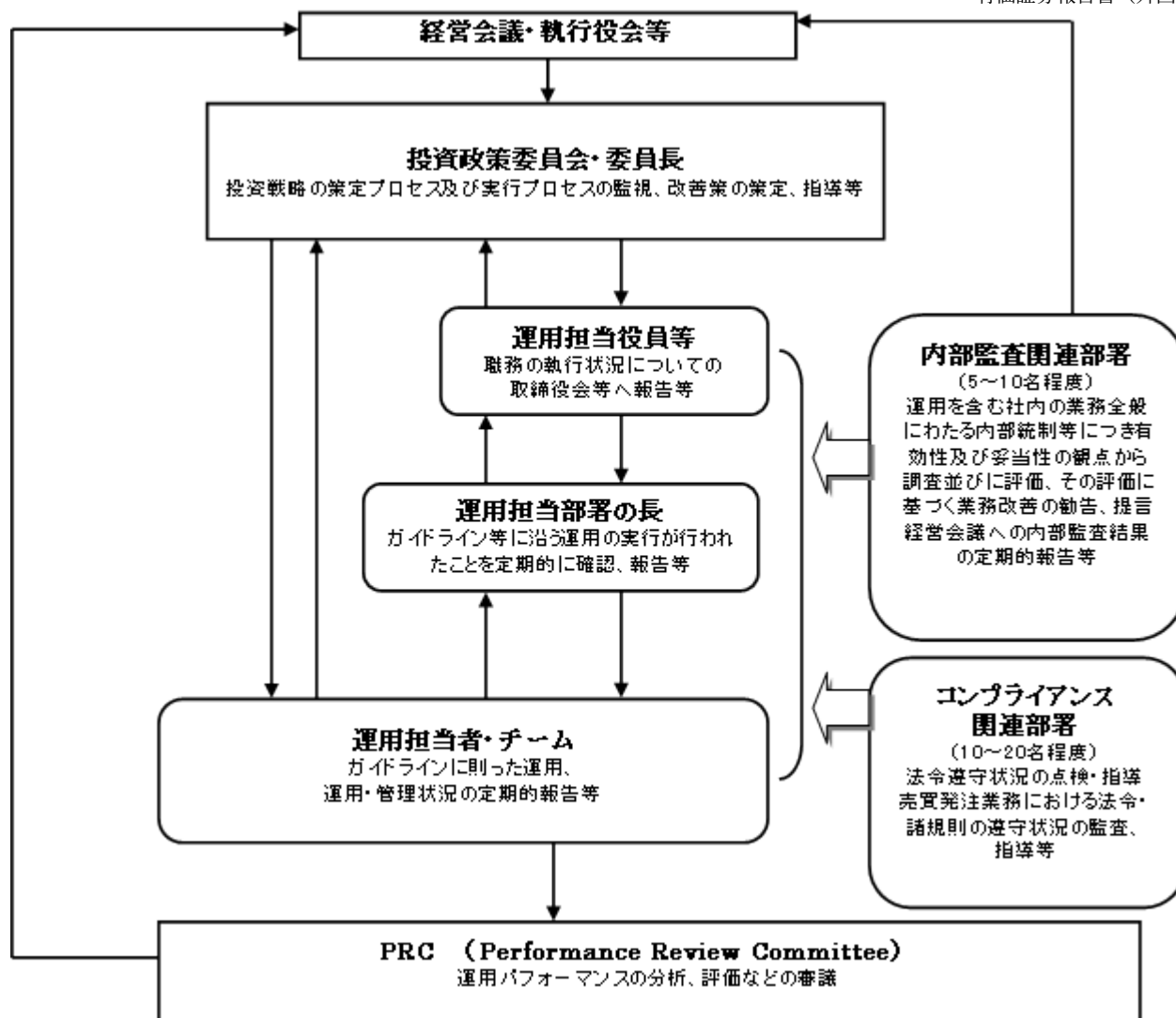
ミーティングまたは委員会もしくはその他内部組織

N C R A Mのコンプライアンス・プロセスは、コンプライアンス・チェックリストを用いて継続的に実施されます。米国のハイ・イールド債の取引状況やアロケーションなどの調査が毎日実施され、その他にも贈与や接待に関する調査が毎週、粉飾決算の有無が毎月調査されています。N C R A Mの社員は、通常コンプライアンス責任者（C C O）が開催するN C R A Mのコンプライアンス方針及び手続に関する教育プログラムに定期的に参加することが義務付けられています。また全新入社員は、N C R A Mに関するコンプライアンス方針及び手続について、C C Oと個別にオリエンテーションを行い、理解を深めます。一般的には、コンプライアンス会議は、個々のグループ（ポートフォリオ・マネージャー、マーケティング及びオペレーション）毎に毎月開催され、それぞれのグループに関連する議案について、話し合いが行われます。

上記は、2015年8月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2) 野村アセットマネジメント株式会社の運用体制

野村アセットマネジメント株式会社における内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



上記は、2015年8月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

ファンドおよびマスター・ファンドの投資プログラムについては、前記「（1）投資方針」の項をご参照下さい。

（4）【分配方針】

分配を行うか否かの決定は、管理会社またはその代理人である事務代行会社によりなされます。管理会社は年2回、分配を行うか否か検討を行う予定です。分配は（もしあれば）毎年3月および／または9月になされます。しかし、管理会社はいかなる特定の期間に対しても、分配をなす義務は負っていません。

分配は、関連する分配基準日において受益者名簿にファンド証券の名義人として登録されている受益者に対してなされます。

（５）【投資制限】

ファンドの投資制限（マスター・ファンドを除きます。）

日本国内の投資規制

ファンドの総資産の50パーセント以上は金融商品取引法（昭和23年法第25号）（改正済）に定義する「有価証券」に投資されます。更に、ファンドには日本証券業協会規則に基づく以下の規制が適用されます。

a) 空売り制限

ファンドによる空売り有価証券の時価総額はファンドの純資産総額以下とします。

b) 借入制限

ファンドは、ファンドの純資産総額の10パーセントを超えることになる借入はしません。ただし、合併等の特別または緊急な場合、上記の10パーセント制限を一時的に超えることができます。

c) 会社の株式取得の制限

管理会社が運用を行う外国投資信託受益証券の全体において、1 発行会社の発行済み株式総数の50パーセントを超えて取得してはなりません。

ただし、上記c)の制限はマスター・ファンドまたは日本の投信法に基づく「投資会社」（投資法人）および「外国投資会社」（外国投資法人）の定義に該当するその他の投資会社には適用されません。

d) 流動性の低い有価証券に対する投資の制限

ファンドの純資産総額の15パーセントを超えて流動性の低い資産に投資してはなりません。私募証券、非上場証券等の流動性の低い資産に投資する場合、価格決定の透明性を確保する措置を講じなければなりません。

e) 関係者との取引制限

管理会社が自己またはファンドの受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等受益者の保護に欠け、もしくはファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止されています。

日本証券業協会の基準に従って、受益証券を日本で売り出した時点で上記のいずれかの規制を遵守する必要がなくなった場合、かかる規制はもはや適用されないものとします。また、上記の投資規制はマスター・ファンドには適用されません。

ケイマン諸島の投資規制

投資顧問会社は、ファンドの「投資顧問会社」（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下総称して「本規則」といいます。）に定義されます。）です。従って、当該規制に従い、投資顧問会社は直接、間接を問わず、ファンドに代わって、

a) ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの結果ファンドの純資産を超過する場合、かかる有価証券の空売りを行ってはなりません。

b) ファンドために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れの結果ファンドの純資産の10パーセントを超える場合、かかる借入れを行ってはなりません。ただし

(i) 特殊事情（ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られません。）において、12か月を超えない期間に限り、本(b)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

(ii) (A) かかるファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、(B) 投資顧問会社が、ファンドの資産の健全な運営または受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本(b)項において言及される借入制限を超えてもよいものとします。

c) 投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除きます。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50パーセントを超える場合、当該会社の議決権付株式を取得してはなりません。

d) ファンドが保有する投資対象の総額が取引所に上場されていない投資対象または容易に換金できない投資対象の取得直後にファンドの純資産総額の15パーセントを超える場合、かかる投資対象を取得してはなりません。投資顧問会社は、かかる投資対象の評価方法が目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとします。

e) 受益者の利益を損なうか、またはファンドの資産の適切な運用に違反する取引（受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含みますが、これらに限られません。）を行ってはなりません。

f) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはなりません。

マスター・ファンドの投資制限

通常の下況下では、マスター・ファンドのポートフォリオは以下の投資制限に従うものとします。

- a) 1つの業界に属する発行会社の有価証券への投資割合は、マスター・ファンドの総資産の30%以下とします。
- b) 1つの有価証券（米国政府債は除きます。）への投資割合は、マスター・ファンドの総資産の10%以下とします。
- c) 出資証券（転換社債および優先株式を除きます。）への投資割合は、マスター・ファンドの総資産の25%以下とします。
- d) 米国およびカナダ以外への投資割合は、マスター・ファンドの総資産の25%以下とします。
- e) 非米ドル建て投資商品への投資割合は、マスター・ファンドの総資産の25%以下とします。

上記のパーセント値は、投資時点で遵守されている必要がありますが、マスター・ファンドの資産の価値変動によるパーセント値の変動、または（ファンドまたはマスター・ファンドのポートフォリオの発行会社のいずれかによる）買戻し／償還によるパーセント値の変動は、違反とはなりません。上記投資制限を超えた場合は、NC RAMは、合理的手段によりマスター・ファンドのポートフォリオを適切な状態に修正します。

投資リターンを増やすために、主戦略としてレバレッジが用いられることはありませんが、マスター・ファンドは通常の市況下で、その純資産総額の250%を超えない範囲のレバレッジを利用することは認められています。しかし、金利環境、マスター・ファンドのポートフォリオのボラティリティ、その投資がどの程度魅力的か等についてのNC RAMの判断によっては、レバレッジがその純資産総額の250%を超える場合があります。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンドへの投資は高いリスクを伴い、受益者はファンドへの投資の全部または一部を失う可能性があります。ファンドが投資目標を達成する保証はありません。また、受益者がその投資による利益を得るという保証也没有。ファンドから受ける全ての損失は、受益者に帰属します。

一般的ナリスク

ファンドは投機的な投資対象であり、完全な投資プログラムではありません。ファンドへの投資は、その投資に係る損失の経済的リスクを負うことができ、その投資期間における流動性の必要性があまりなく、本書に記載される条件に適合する投資者にのみ適しています。ファンドがその投資目的を達成するとの保証はありません。ファンドへの投資は大きなリスクを伴います。以下はかかる投資に関するリスクを網羅するものではありません。

ハイ・イールド債のリスク

マスター・ファンドは、主にムーディーズ社またはスタンダード・アンド・プアーズ社により格付けがBBB相当未満に格付けされる一般に「ジャンク債」と言われるハイ・イールド債、その関連投資商品（または同等な格付け未取得証券）に投資します。低格付けの証券は、高格付け証券よりも高い元利金の喪失リスクを伴います。一般に低格付け証券の発行会社は、元利金の返済能力に関し極めて投機的な投資対象であるとみなされます。かかる証券はまた、一般的に経済状況が悪化した場合には、高格付けの証券よりも大きなリスクを伴うものと、通常みなされています。投資家は一般に、低格付けの証券にはより大きなリスクを伴うと考えるため、かかる証券の利回りおよび価格は高格付け証券以上に変動する傾向があります。低格付け証券の市場は高格付け証券の市場よりも薄商いで活発ではなく、このことがかかる証券の売却価格に悪影響を及ぼすことがあります。そのほか、低格付け証券についての好意的でないマーケット情報や投資家の認識は、それが基本的分析に基づくか否かに関わらず、かかる低格付け証券の価値と流動性の低下要因となる場合があります。

破綻再建企業等への投資のリスク

マスター・ファンドは、破綻再建企業の債券や株、買掛金や支払手形、貸付債権、不良債権およびその他の金融商品や債務に投資することがありますが、これらの投資も大きなリスクを伴います。マスター・ファンドは、破綻再建企業への投資全体を喪失したり、マスター・ファンドによる投資を下回る価値で現金または証券を受け入れることを要求されたり、また当該投資に関する一部権利の行使を禁じられたりすることがあります。破綻再建企業への投資は、かなりの期間何らのリターンを示さないことがあります。再建計画の為の資金調達、再建企業の株式保有などの追加的リスクを伴います。破綻再建企業への投資は、とりわけ不正な譲渡、無効にされる優先権、貸し手責任に関する州法や連邦法によって、また特定債権を容認しなかったり、劣後化したり剥奪する米国破産裁判所の裁量的権限によって悪影響を受けることがあります。破産の場合の組織再編案または企業再建計画に影響力を持つために実行された破綻再建企業の証券および不良債権への投資は、重大な訴訟を伴うことがあります。

マスター・ファンドは、買収計画または株式公開買付に関わる企業（またはその対象企業）、もしくは債権放棄などによる企業再生、清算、分社、事業再編、破産およびこれらに類する取引に関わる企業へ多大な投資をすることがあります。かかる企業への投資の場合、その投資が結果として成功しないリスク、相当な時間がかかるリスク、最終的に、取得価格を下回る価値の現金や証券でしか回収できない、あるいは別の金融商品でしか回収できない、というリスクが存在します。さらに、予想された価格変化が生じなかった場合、マスター・ファンドはその投資分を損失の下に売却することになります。マスター・ファンドが財務上問題のある企業に投資する場合、大きな不確実性があるため、その投資全体を喪失するという事態もあり得ます。

価格変動リスク

マスター・ファンドの投資プログラムの大部分において、その収益性は、証券やその他投資対象の価格の将来の動きを正確に算定できるかどうかにかかっています。投資顧問会社がかかる価格動向を正確に予測できるとの保証はありません。投資顧問会社は、ロングとショートのポジションまたはその他の方法によりマーケットリスクを軽減しようとしませんが、マーケットリスクは完全には取り除かれず、時としてそのリスクは大きなものとなる可能性があります。

空売りに伴うリスク

空売り、即ちマスター・ファンドが所有していない証券の売却は、必然的に追加リスクを伴います。かかる取引は、当初の投資額を上回る金額の損失リスクにマスター・ファンドをさらし、またかかる損失は急速に増大することがあ

り、株式の場合にはその損失に限度はありません。空売りのためにマスター・ファンドが借り入れた証券が短期の予告通知で当該証券の貸し手への返還を要することになるリスクがあります。かかる証券の返還請求を受けた時に、当該対象証券の他の空売り業者も同様な請求を受けていた場合、「ショート・スクイズ」が発生することがあり、その場合、マスター・ファンドは、最も不利な時期に恐らく以前の売却価格を大幅に超える価格で、空売りした借入証券を公開市場で買付けて返済せざるを得なくなります。

レバレッジのリスク

借入資金、信用借入、空売り、スワップ取引、先物取引とそのオプション、有価証券のオプション、先渡契約、逆現先売買契約、仕組み商品またはデリバティブ商品などの一定のレバレッジの利用は、投資資本に対するリターンを大きく高めることができる一方、大幅に損失を拡大させることもあります。

借入は通常、証券ブローカーおよび証券ディーラーからのもので、概してマスター・ファンドの証券およびその他資産によって担保されます。一定の場合には、かかるブローカー・ディーラーは、マスター・ファンドの債務を担保する担保物件の増加を要求することがあり、マスター・ファンドがそれに応じられなかった場合は、ブローカー・ディーラーはマスター・ファンドの債務を充足するために口座に保有される資産を清算する場合があります。かかる方法による清算は極端に不利な結果をもたらすことがあります。そのほか、マスター・ファンドの借入額およびかかる借入の変動利率は、マスター・ファンドの収益性に重大な影響を及ぼすことになります。

新興企業への投資のリスク

マスター・ファンドは、店頭市場で取引される成熟度の低い中小企業へ多額の投資をする場合があります。かかる証券には、有力大手企業の証券を大きく上回るリスクが伴うことがあります。

オプションのリスク

プットオプションやコールオプションの買付およびそのオプションの発行は、非常に専門的な取引で、通常の投資より大きなリスクを内包しています。投資家が支払うか、受領するオプションのプレミアムは、当該オプションの対象となる投資商品の市場価格との対比上少額であるため、プットオプションやコールオプションの売買は多額のレバレッジをもたらすことがあります。その結果、オプション取引によりもたらされるレバレッジは、投資家がオプションに投資しなかった場合よりも、さらに頻繁で大きな変動を投資家の資産にもたらすことになります。

先物取引のリスク

先物契約やそのオプションの取引は非常に特殊なものであって、マスター・ファンドの投資の総リターンを高める一方、通常の投資より大きなリスクを伴うことがあります。

非米国証券への投資のリスク

米国以外の政府や企業の証券への投資は、米国内の発行体の証券への投資には通常存在しないリスクを伴います。つまり、為替レートの変動や為替管理規制の変更、政治的、社会的な不安定、資産の没収、非米国税の賦課、一般的な米国内の現状と比較して乏しい市場の流動性と不十分な情報、高い取引コスト、米国内より厳格でない取引所、証券会社、発行企業に対する政府の監督、契約上の義務を強制執行することの困難さ、統一された会計・監査基準の欠如、大きな価格ボラティリティなどのリスクがあります。

グローバル（新興国）証券投資のリスク

グローバル（新興国）債、グローバル株式への投資は、先進国経済つまり先進国の証券市場への投資には通常無いリスクを伴います。つまり、(i)資産の国有化もしくは収用または没収的課税のリスク、(ii)戦争を含む社会、経済、政治的な不安定、(iii)輸出への依存度が高く、経済全体が輸出入の影響を強く受ける事、(iv)証券市場のボラティリティが高く、流動性が低いことや時価総額が小さいこと、(v)為替レートの変動、(vi)インフレ率（超インフレを含みます。）、(vii)非米国投資の抑制、投資資本の本国送金に対する制限、マスター・ファンドが当地通貨を米ドルに交換する際の制限、(viii)政府による経済への関与や統制、(ix)全般的に経済改革計画への支援を停止し、中央集権的な計画経済を導入する政府の決定、(x)発行企業についての重大な情報の入手を不可能にしうる監査や財務報告基準の相違、(xi)米国ほど広範とは言えない証券市場の規定、(xii)新興市場の証券取引では決済期間が長いこと、(xiii)役員や取締役の忠実義務および投資家保護に関する会社法が未成熟であること、(xiv)米国以外の副保管会社や証券預託機関におけるファンドの組み入れ証券や資金の保管のリスクなどです。

通貨リスク

マスター・ファンドの米ドル以外の通貨建ての投資対象は、特定通貨の価値が他の一通貨または複数通貨に対し変動するというリスクを有します。通貨価値に影響する要素の中には、貿易収支、短期金利水準、異なる通貨の同類資産の相対的価値の格差、長期的な投資機会や貨幣価値そのものの値上がり期待、政治的動向が含まれます。

為替デリバティブのリスク

副投資顧問会社はAクラス受益証券の為替ヘッジ取引に関連して先渡し取引、オプション、スワップなどのデリバティブ（金融派生商品）を使用することができます。こうした契約は取引所に上場されておらず、銀行やディーラーが相対（あいたい）で取引を行います。ファンドは、ファンドが取引を行う相手が契約の不履行または履行拒絶を犯すリスクにさらされます。証券取引委員会、米国商品先物取引委員会および銀行当局はいずれもこうした契約の取引を規制していません。一般論として、デリバティブの市場は発展途上の市場であるため、異常な価格の変動もしくは不安定化、市場の流動性低下または信用不安という時に市場動向が予想しにくくなり、ファンドが直接、間接的に保有するデリバティブに多額の損失が発生する恐れがあります。こうした損失はAクラス受益証券に帰属します。

為替リスクと為替ヘッジ取引について

為替ヘッジ取引は為替差損からAクラス受益証券を保護することを目的としていますが、逆にAクラス受益証券は為替差益を得ることができなくなります。Aクラス受益証券の将来のパフォーマンスは予測が不可能であるため、常に為替リスクに対してオーバーヘッジまたはアンダーヘッジになる可能性があります。更に、為替ヘッジ取引がAクラス受益証券の為替リスクの軽減に成功するという保証はなく、かかる取引自体が多額の損失を招かないという保証也没有ありません。為替ヘッジ取引の費用（多額に上る可能性があります。）はAクラス受益証券だけに帰属します。為替ヘッジ取引時に副投資顧問会社により用いられる、Aクラス受益証券に帰属する資産は、マスター・ファンドへの投資に用いることができません。

取引相手の信用リスク

マスター・ファンドが非米国証券、スワップ、現先売買契約、逆現先売買契約、仕組み商品、デリバティブ、合成商品、その他店頭取引または貸付有価証券に投資する範囲において、マスター・ファンドは、場合によっては、取引相手の信用リスクを負うことになり、また決済不履行リスクも負う場合があります。それらの取引は、決済機構の保証や日次値洗い、日次決済、分別保管、仲介業者の最低資本金制度などによってサポートされた市場取引とは比べものにならないリスクが付随します。当事者間の直接取引の場合は、このようなリスク回避の仕組みは使えないので、お互いに相手の倒産リスクを背負う事になります。しばしば、マスター・ファンドの資産は当該マスター・ファンドの名義では登録されません。取引相手の破産または不正行為は、マスター・ファンドの運用に支障をきたし資本基盤を損なう可能性があります。さらに、債務不履行の貸付有価証券に関して、マスター・ファンドは当該有価証券の議決権を行使できない可能性があります。

加えて、取引契約によっては、取引相手がその裁量により、顧客の資金を規制された口座から規制されていない口座に移転できる場合があります。規制されていない口座に積み立てられた資産は高配当の投資対象に投資されることがありますが、一般的に規制されていない口座は自己資本規制の対象外なので、取引相手はこのような行動をとるインセンティブを有します。

クレジット・デリバティブのリスク

クレジット・デリバティブは債券等の商品の価格、スプレッドおよび／またはデフォルト・リスクを二者間で売買する契約であり、一名または複数名が契約相手となります。クレジット・デリバティブに基づく支払いは契約期間中に行なわれます。破産、債務不履行、契約条件の変更、利払い停止、連鎖的デフォルト事由の発生、債権放棄などの信用不安事由がきっかけとなって支払いが実行されます。支払い金額は名目的にあらかじめ決められた金額、実際の損失額または一定の算式によって算出された金額です。

クレジット・デリバティブの市場は相対的に流動性が不足しており、必要な時に、合理的な価格で売ることも買うこともできなくなる大きなリスクがあります。クレジット・デリバティブの買い手は売り手が支払い不能になり不良債権化するリスクを負います。更に、クレジット・デリバティブには、ある出来事がクレジット・デリバティブに基づく支払いを引き起こすか否か、またかかる支払いが別の商品に基づく損失または支払金額を相殺するか否か決定する際にもリスクが伴います。これまでに、ある契約のトリガー事由（支払いが実行されるきっかけ）が別の契約のトリガー事由に対応しないことが分かり、クレジット・デリバティブの買い手と売り手が追加のリスクを負ったことがありました。この種の商品の価値は原資産の値動きに大きく左右されるため、原資産の取引に伴うリスクがかかる資産に関連するデリバティブ商品の取引にも当てはまります。この他にもデリバティブ商品取引に伴う数多くのリスクがあります。一例として、デリバティブ商品は取引を行なう際に支払い、または預託する金額に比してマーケット・エクスポージャーが相当大きい場合、相場の変動が比較的小さくてもすべての投資を失うだけでなく、損失が最初に投資または預託した金額を超える恐れがあります。また、マスター・ファンドが購入を希望するデリバティブ商品がいつで

も、満足できる条件で入手できるという保証はなく、デリバティブ商品自体がまったく入手できない可能性もあります。

クレジット・デフォルト・スワップのリスク

マスター・ファンドが使用するクレジット・デリバティブ商品のひとつがクレジット・デフォルト・スワップです。マスター・ファンドは買い手としてクレジット・デフォルト・スワップを実行することができます。クレジット・デフォルト・スワップの買い手は信用不安事由が発生した時に一括支払いを受ける代わりに契約期間中、定期的に売り手に一定の支払いを続ける義務を負います。一般に、信用不安事由とは破産、利払い停止、債権放棄または契約条件の変更をいいます。信用不安事由が発生した場合、通常、売り手は買い手に支払い（一般的には基準となる債務の名目元本全額）を行います。この支払いについては、基準となる債務の現物受渡しと引き換えに債務の額面金額を支払うか、または債務の額面金額と市場価格の差額を現金決済します。したがって、信用不安事由が発生した場合、マスター・ファンドは基準となる債務の名目元本全額を受け取りますが、信用不安事由が発生しなかった場合は、マスター・ファンドはコストだけを負担することになり、基礎となるポジションの市場価格が上昇した場合は大きな損失を被る恐れがあります。また、クレジット・デフォルト・スワップの買い手は信用不安事由が発生した際に売り手が義務を履行しなかった場合にも損失を被ることになります。通常、買い手が現物証券を売り手に受け渡した場合に限ってクレジット・デフォルト・スワップの名目元本を受け取ることができ、受け渡す証券が入手できないか、または流動性に欠ける場合にはリスクにさらされます。

マスター・ファンドは売り手としてクレジット・デフォルト・スワップを行なうこともあります。クレジット・デフォルト・スワップ自体にレバレッジがかかっている場合、マスター・ファンドが基準となる債務に直接投資した場合に比べて大きなリスクが伴います。信用不安事由が発生した場合、売り手が受け取る債務の価値が、それ以前に受け取った定期的支払いと合わせても、買い手に支払う名目元本全額を下回り、結果的にマスター・ファンドが損失を被る可能性があります。買い手がスワップ契約に基づく支払い義務を履行しなかった場合にもクレジット・デフォルト・スワップの売り手は損失を被る恐れがあります。

投資対象の流動性のリスク

マスター・ファンドの資産の中に、非常に「薄らい」であるか、市場が存在しないか、または適用証券法により譲渡性に関し制限される有価証券やその他の金融商品または債務が含まれる可能性があります。かかる投資対象の売却は、大幅な割引でのみ可能であると思われます。さらに、かかる投資対象は、正確に評価することが極めて困難です。

分散が不十分になるリスク

マスター・ファンドのポートフォリオは、複数のロングとショートの一両ポジションを保有しますが、主に米国のハイ・イールド債に投資されることが見込まれます。従って、マスター・ファンドの投資ポートフォリオは、マスター・ファンドが企業間、証券間、地域間、業種間のより幅広い分散を要求される場合よりも価値の急速な変動を被ることがあります。特に、市場の変動またはハイ・イールド市場に影響するその他の事由が、分散されたポートフォリオと比べて、より大きな影響をマスター・ファンドに及ぼすことがあります。

ローン・パーティシペーションのリスク

マスター・ファンドは、譲渡を通じて取得された企業の担保貸付、つまりローン・パーティシペーション（ローン参加権）に投資することがあります。パーティシペーションの購入においては、マスター・ファンドは通常、ローンの借り手ではなく、売却機関とのみ契約関係を有することになります。マスター・ファンドは、借り手によるローン契約条件の遵守を直接強制執行する権利、借り手に対する相殺権を有さず、また売却機関が同意したローン契約の一部変更により異議を唱える権利を有しません。マスター・ファンドは、当該担保貸付の担保物件から直接利益を受けることはできず、また借り手が売却機関に対し有する相殺権を得ることはできません。

そのほか、売却機関が支払不能の場合、マスター・ファンドは、米国およびその州の法律に基づき、当該売却機関の一般債権者として取り扱われ、売却機関の当該保証付き貸付に対する持分または同貸付に関する担保物件に対する排他的または優先的請求権を持つことはできません。従って、マスター・ファンドは、売却機関と借り手の信用リスクを被ることがあります。一部の担保貸付またはローン・パーティシペーションは、米国の法域以外の法域の法律に準拠することがあり、売却機関または借り手が支払不能の場合において、現地のルールに基づいてパーティシペーションを評価するので、これが追加的リスクとなることがあります。

抵当証券およびABSのリスク

一部の抵当関連証券の投資上の特質は、従来型の利付き証券の特質とは異なります。主な相違点としては、より高い頻度で元利金を支払うことおよび対象となる担保貸付またはその他資産の繰上償還により元本が繰上償還される可能性があること等입니다。かかる相違は、従来型の利付き証券の場合を大きく上回る価格や利回りの変動をもたらすことがあります。

信託や特別目的会社の利用により、自動車ローンやリースを含む様々な種類の資産、クレジットカード債権、住宅持分ローン、設備リース、貿易売掛金が証券化されています。かかるABS（資産担保証券）には、上記の抵当関連証券への投資のリスクに類似する金利の変動や対象債務の繰上げ返済に伴うリスクがあります。

各種類のABSは、関係資産の種類や適用法による固有のリスクをも内包しています。例えば、クレジットカード債権は、一般に、クレジットカード所有者の無担保の債務であって、債務者は数々の州および連邦の消費者信用法上の保護を受けることができます。別のABSでは、その価値は、信用補完機関つまりサービサーとしての第三者の総合的な信用補完能力にかかっています。また別のABS（自動車ローンまたはリースの証券化に関わるもの等）では、対象担保物件に対する当該証券発行者の権益を履行することが行政上の負担となったり、当該対象担保が損害を受けたり、盗失されることがあります。

適格機関投資家資格の欠如について

米国の証券法に基づく制限により、一部のハイ・イールド債は、「適格機関投資家」（通常「QIB」といわれます。）である投資家のみ購入可能です。QIBとして取り扱われるためには、マスター・ファンドは原則として1億米ドル以上の有価証券を保有していなければなりません。その有価証券が1億米ドルの最低限度を下まわった場合は、魅力的な証券を買付ける適格性を有しなくなります。

規制監督の欠如について

ファンドおよびマスター・ファンドは各々、投資会社に類似するとみなされますが、1940年米国改正投資会社法（投資会社法）に基づく投資会社として登録する意図はなく、従って、同法の規定（中でも、利害関係のない取締役を維持すること、証券が常時他の者の証券とは個別に分別され、当該投資会社の財産として当該証券を明確に識別されるように保管されることを要求すること、また顧問会社と投資会社間の関係を規制することを投資会社に要求する事項）は適用されません。

ポートフォリオのポジションの開示について

ファンドおよびマスター・ファンドは、原則としてファンド受益者に対しマスター・ファンドのポジションを開示しません。しかし、マスター・ファンドはファンドがマスター・ファンドの、上位10銘柄、マスター・ファンドの投資ポートフォリオに含まれる発行体の数、業種集中、投資ポートフォリオの信用度特性、ロングとショートのエクスポートおよび投資家への開示を目的として販売会社から合理的に要求されたその他の情報を開示することを許可することに同意しています（ただし、NC RAMが要求された情報を独自の秘密情報であると合理的にみなす場合には、NC RAMはその情報の提供を拒否することがあります。）。

ファンド証券の流動性のリスク

ファンド証券の流通市場はなく、また流通市場が生まれる見通し也没有。したがって受益者は緊急時などに、ファンド証券を売却できないことがあり、ファンド証券は融資の担保として容易に認められない可能性があります。また、ファンドにファンド証券の買戻しを求める受益者は、本書に定める通知条項を遵守する義務を負います。更に、ファンド証券の買戻しは一定の状況下で停止される場合があります、管理会社（または管理会社の代理人としての事務代行会社）は買戻代金の支払いを延期することができます。

機会喪失のリスク

マスター・ファンドおよびファンドはそれぞれ(i) 為替ヘッジ取引、(ii) 買戻代金の支払い、または(iii) 必要な運転資本を確保するために資産の相当部分を投資せずに現金または現金同等物で保有する場合があります、受益者にとって投資機会の喪失の原因になることがあります。

ファンドの費用について

ファンドとマスター・ファンドが支払うべき報酬は報酬の二重化につながり、投資家が米国のハイ・イールド債に直接投資した場合よりも費用が高くなります。また、ファンドはマスター／フィーダー構造を使用していない投資会社に比べて純資産に占める費用の割合が大きくなる可能性があります。

成功報酬について

投資顧問会社はファンドが増加純利益（以下に定義します。）を増加させた場合に多額の報酬を受け取ることができます。潜在的投資家は(i) 成功報酬（以下に定義します。）は増加純利益の増加分から支払われるため、投資顧問会社の報酬が投資元本の一定比率だけに基づく場合に比べてリスクが大きく、より投機的な投資を投資顧問会社が行うインセンティブになる場合があること、および(ii) 成功報酬は実現利益と未実現利益の上昇分を含めた基準に基づいて計算するため、投資顧問会社が受け取る報酬が大きくなることに注意すべきです。いずれかの月に成功報酬が計上され、その後ファンドが損失を被った場合でも、投資顧問会社は四半期毎に未払いの成功報酬を受け取る権利があります。

法規制変更のリスク

将来、ファンドまたはマスター・ファンドのそれぞれの戦略を実行する能力に悪影響を及ぼす規制が課される可能性があります。日本、米国またはその他の法律に関して将来当局がどのように解釈し、ファンドおよびマスター・ファンドが事業計画をどのように変更する必要があるかは予測できません。近年は「ヘッジファンド」業界全体に対する政府の監視が強化されており、自主規制も強まっています。

競争激化のリスク

「伝統的でない」投資業界は、非常に激しい競争にさらされています。近年、伝統的でない投資戦略を採る資金量が増加しています。そのような投資戦略を採る資金の増加は投資機会を求めてのより激しい競争、スプレッドの縮小、状況によってはボラティリティの増加に帰着すると考えられます。マスター・ファンドは、他の投資ファンド、そして投資銀行やその他の機関投資家と競合します。彼らはマスター・ファンドが使用できるより格段に大きな財務的、その他

の資源等を有します。これらの投資主体は、とりわけ、マスター・ファンドに比べより投資機会へのアクセスがよい可能性があります。

資産保管会社のリスク

通常、マスター・ファンドの資産は証券会社、銀行、リミテッド・パートナーシップなどの機関が保管します。これらの資産はマスター・ファンドの名義で登録されないことが多く、いずれかの機関が破産し、または詐欺行為を犯した場合、マスター・ファンドのオペレーション能力または財務的基盤が損なわれる恐れがあります。

投資顧問会社、副投資顧問会社のファンド以外との取引について

NCRAMはファンドの資産のマスター・ファンドへの投資判断およびマスター・ファンドの投資活動について最終的責任を負います。副投資顧問会社はファンドの通貨ヘッジ取引およびキャッシュ・マネジメントについて最終的責任を負います。投資顧問会社および副投資顧問会社は共にその他の口座（両社が利害関係を有する口座を含みます。）も運用しており、その結果として注文処理の優先順位を含めてマスター・ファンドが行なう取引と同じ取引に対する競争が増し、マスター・ファンドの戦略が示す価格で特定の証券または商品のポジションを取り、または売却することが困難または不可能になる可能性があります。投資顧問会社および各運用担当者は、その他の口座を運用する際に、マスター・ファンドとは別の取引手法、方針および戦略を使用することができます。そのためマスター・ファンドの実績と投資顧問会社が取引するその他の口座の実績が異なることがあります。

マスター／フィーダーという構造について

ファンドは投資資産の大部分をマスター・ファンドに投資する「フィーダー」ファンドであり、ファンドの投資家はマスター・ファンドの持分を間接的に取得します。マスター・ファンドはその他のフィーダー・ファンドからの投資を受け入れることができ、すべてのフィーダー・ファンドがそれぞれのマスター・ファンドに対する投資額に応じてマスター・ファンドの費用を間接的に負担します。こうした構造による規模の利益によってファンドはコストを削減することができます。大型のマスター・ファンドは、様々なフィーダー・ファンドからの出資と買戻しが互いに相殺し合い、ネットの流出／流入は少なくなるので、取引コストを削減することができます。ただし、各フィーダー・ファンドはそれぞれの報酬、フィーダー・ファンド固有の費用およびその他の条件を定めることができるため、あるフィーダー・ファンドがファンドよりも有利な条件でマスター・ファンドを利用し、またはファンドよりもパフォーマンスが上がる場合があります。また、小型のフィーダー・ファンドは大型のフィーダー・ファンドの行為の悪影響を受けることがあります。例えば、大型のフィーダー・ファンドはマスター・ファンドの投資主の決議事項に関してファンドよりも多くの議決権を有します。その他のフィーダー・ファンドが保有するマスター・ファンドの投資証券の大部分を買い戻した場合に、マスター・ファンドへの資金の流入が流出を相殺できないときは、マスター・ファンドの資産が減少し、ファンドが負担するマスター・ファンドの費用の比例持分が増大する原因になります。

受益証券は投機的で、大きなリスクが伴います。受益証券はすべての投資を失っても経済的余裕がある者だけに適しています。以上のリスク要因のリストは受益証券の購入に伴うすべてのリスクを説明することを意図したものではありません。

利益相反

ファンドとマスター・ファンドには、現実的、潜在的に重大な利益相反のリスクが存在する場合があります。これらの利益相反は投資ファンドにとってよくある事ですが、受託会社はファンドへの投資を決断する前に、これらの利益相反に、投資家が注意を払うべきであると考えます。

NCRAMと野村アセットマネジメント株式会社は、ファンドの投資顧問と副投資顧問を務めています。NCRAMはマスター・ファンドの投資顧問も務めています。ファンド（NCRAMの場合には、マスター・ファンドも含みます。）の投資顧問としての助言業務を提供することに加えて、投資顧問会社および副投資顧問会社（ならびにその役員および関連会社）はその他の顧客口座および今後追加の口座（以下「その他顧客」と総称します。）に助言業務を提供します。さらに、投資顧問会社および副投資顧問会社（ならびにその役員および関連会社）は、自己勘定（以下「自己勘定」といいます。）で投資活動を行います。投資顧問会社および副投資顧問会社は、ファンドおよびマスター・ファンドの業務にその全ての時間または資源を投入することを要求されません。従って、ファンドおよびマスター・ファンドとその他顧客または自己勘定との間で、その時間および資源の割当てにつき利益相反が生じる可能性があります。その他顧客および自己勘定は、ファンドおよびマスター・ファンドのものと同様な投資目的を有したり、投資戦略を実施することがあり、またファンドおよびマスター・ファンドと同一または同様な証券に投資することがあります。投資顧問会社および副投資顧問会社（ならびにその役員および関連会社）は、その他顧客または自己勘定に対

して、ファンドまたはマスター・ファンドに対して提供された助言とは異なる助言を提供し、投資を実行することがあります。

特定の投資対象がファンドまたはマスター・ファンドとその他顧客または自己勘定の双方に適している場合、当該投資対象は、投資顧問会社および副投資顧問会社の一定の手續に従い、ファンドまたはマスター・ファンドとその他顧客または自己勘定の双方に配分されます。ファンドまたはマスター・ファンドの観点からは、ファンドおよびマスター・ファンドとその他顧客や自己勘定に関わる同様な同時期の取引は、ポートフォリオの売買に際してファンドおよびマスター・ファンドが受け取る価格を引き下げ、支払を要する価格を引き上げる傾向があると思われます。購入される証券の最大希望数以下しか有利な価格で取得できない場合、かかる取得証券は、全顧客（ファンドおよびマスター・ファンドを含みます。）間の適正で公平な取扱を目的として設定された投資顧問会社および副投資顧問会社の一定の手續に従い、ファンド、その他顧客および自己勘定間に配分されます。ファンド、マスター・ファンドおよびその他の口座の間で投資を配分する場合、投資顧問会社および副投資顧問会社（もしくはその役職員および関連会社）がより大きな利害関係を有する口座も含みますので、投資顧問会社および副投資顧問会社は重大な利益相反を有します。

そのほか、以下のガイドラインに従い、ファンドとその他顧客間で売買取引が行われることがあります。（i）当該取引は、特定資産の市場時価で現金により行われること、かつ（ii）売買委託手数料の再配分（通常の譲渡手数料を除きます。）またはその他報酬はかかる取引に関連して支払われないこと。

ファンドおよびマスター・ファンドの事務代行会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、通常はブローカー、ディーラーおよび第三者による値付けサービスのような独立した情報源からの値付け情報を基礎にしてファンドおよびマスター・ファンドの投資ポートフォリオの評価を行います。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは投資顧問会社および副投資顧問会社から提供される値付け情報にも依拠する可能性があります。投資顧問会社および副投資顧問会社は各々、ファンドの純資産をもとに報酬の支払を受けているほか、投資顧問会社はさらにファンドの増加純利益（ファンドの有価証券の未実現利益を含みます。）をもとに報酬の支払を受けているので、当該投資顧問会社および副投資顧問会社の、かかる評価過程への関与は、利益相反となる可能性があります。

投資顧問会社および副投資顧問会社の関連会社は、投資銀行業務またはコンサルティング業務に従事することがあり、証券を発行する企業のため、またはファンドまたはマスター・ファンドが行うその他の投資に投資銀行業務またはコンサルティング業務を行うことがあります。これらの活動は、ファンドおよびマスター・ファンドがかかる企業の発行証券を追加で買い付けるまたは売却する可能性を制限することがあります。同様に、投資顧問会社、その関連会社またはその顧客が、投資対象証券の発行体またはその発行体を買収する意向がある第三者との取引関係を有す場合は、投資顧問会社は、そのような投資を行わない可能性があります。

ファンドまたはマスター・ファンドが、投資顧問会社の関連会社のブローカーおよびディーラーが引受けた有価証券を彼らから購入する場合、投資顧問会社の関連会社が報酬を受け取ることがあります。かかるファンドまたはマスター・ファンドの投資は、投資顧問会社の関連会社がファンドまたはマスター・ファンドによる有価証券の購入により経済的利益を受け得ることにおいて利益相反を引き起こすことがあります。投資顧問会社は、その購入がファンドおよびマスター・ファンドの投資目的と相容れない場合、かかる証券を購入しません。

投資顧問会社および副投資顧問会社はそれぞれの判断で、ファンドおよびマスター・ファンドの目的を達成するために必要とされる時間と労力をファンド（投資顧問会社の場合は、マスター・ファンドも含みます。）の業務に傾注します。投資顧問契約および副投資顧問契約は、規定どおり、投資顧問会社および副投資顧問会社（もしくはその役職員および関連会社）がファンドおよびマスター・ファンドとの競合関係の有無を問わず証券関係業務などの他の業務を行うことがあることを明記しています。上記の一般通則を限定することなく、投資顧問会社および副投資顧問会社（ならびにその役職員および関連会社）は、第三者の投資運用者または投資顧問を務めたり、自己名義または他の機関を介して投資対象を保有したり、投資を実行したり、そのメンテナンスをします。また一つもしくは複数の投資信託、パートナーシップ、証券会社または顧問会社の役員、取締役、コンサルタント、パートナーまたは株主としての役割を果たすことがあります。同時にまたは同一価格で同じ投資ポジションを取得、売却することが、上記の様々な個人または法人とファンドおよびマスター・ファンドの投資目的上必ずしも可能でなかったり、相容れないことがあります。

受託会社、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、事務代行会社、保管会社および各社の関連会社ならびにそれぞれの役員、取締役、株主、経営者および従業員は、今後別の新規事業をスタートする可能性があります。ファンドおよびマスター・ファンドは他の新規事業のリスクまたはリターンを共有しませんが、こうした新規事業が上記の関係者の時間と注意力を奪う原因となるため、更なる利益相反が発生する可能性があります。信託証券、投資顧問契約、副投資顧問契約、事務代行契約、保管契約およびマスター・ファンドに関する同様の契約はいずれもファンドに関連する企業またはその役員もしくは従業員に対して、ファンドまたはマスター・ファンドに一定の時間を振り向けることを義務づけていません。

受託会社、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、事務代行会社、保管会社および各社の関連会社ならびにそれぞれの役員、取締役、株主、経営者および従業員は、自己勘定で有価証券等の金融商品に投資することができ、これら

の自己勘定取引はファンドおよびマスター・ファンドと競合する場合があります。受益者がこうした自己勘定取引の帳簿を検査することはできません。

ファンドまたはマスター・ファンドと受託会社、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、事務代行会社、保管会社および各社の関連会社との取引は商業ベースで行う必要があります。

投資顧問会社は成功報酬を受け取るため、資産ベースの報酬だけを受け取る場合に比べて、多くの利益を求めてより危険性の高い、投機的な投資対象を選択するインセンティブを持つことが考えられます。

投資顧問会社は、マスター・ファンドと同様の投資対象に投資するマスター・ファンドに類似した投資子会社を運営または設立することがあり得ます。投資顧問会社は限られた投資機会をマスター・ファンドとその他の投資子会社の間で配分せざるを得ず、ファンドに不利益が及ぶ可能性があります。ただし、投資顧問会社はファンドに対して、マスター・ファンドに影響するすべての取引を公平かつ誠実に執行する信託義務を負います。

投資顧問会社の関連会社である野村證券がファンドの販売会社および日本における代行協会員を務めます。グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーはファンドの受託会社で、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーがファンドの管理会社です。したがって野村證券、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーおよびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーはそれぞれ事業の過程でファンドおよび／またはマスター・ファンドと潜在的に利益が相反する可能性があります。利益相反が発生した場合、野村證券、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーおよびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーはそれぞれの判断に従って公平かつ公正に行動します。

（副）投資顧問会社の他の顧客とのクロス取引について

投資顧問会社が、ファンドまたはマスター・ファンドにとって妥当で、その最善の利益に適うと判断する場合、ファンドまたはマスター・ファンドに、債券およびその他の投資対象を投資顧問会社のその他の顧客に売却し、またはその他の顧客もしくは投資子会社から購入させることができます。更に、投資顧問会社は、ファンドまたはマスター・ファンドに対して、投資顧問会社や関連会社、その他の顧客によって売却された、または購入された投資商品をそれぞれ購入、売却する事を同時に勧める事ができます。

媒介取引のリスク

投資顧問会社およびその関連会社は、ファンドまたはマスター・ファンドの最善の利益に適うと判断する場合、ファンドまたはマスター・ファンドとその他顧客との間で媒介取引を執行する権限を有し、取引の両当事者から手数料を受け取ることができます。ファンドまたはマスター・ファンドは適宜投資顧問会社に書面の通知をもって、取引の承認を取り消すことができます。媒介取引は関係法で認められた範囲内で投資顧問会社または投資顧問会社の関連会社が執行します。

売買注文執行に関わるリスク

投資顧問会社が、投資顧問会社の他の顧客と同様にマスター・ファンドの利益の最大化のために有価証券の売買や他の投資を行おうとする場合、投資顧問会社は、（かかる義務を負うものではないものの）最良の約定価格を取得するために、関連法規の許可範囲においてマスター・ファンドのために売買しようとする有価証券と、他の顧客のために売買しようとする有価証券とを統合して扱う場合があります。その場合、取引で生じる全ての費用と同様、購入する当該有価証券または売却収益の割当ては、公平、公正かつマスター・ファンドを含む顧客への受託者責任に合致すると考えられる方法で、投資顧問会社により決定されます。取得（または売却）された有価証券は、マスター・ファンドと自らの顧客との両者にとって望ましいものである場合もあります。投資顧問会社は、マスター・ファンドと自らの顧客との間で取得（または売却）された有価証券をいかに配分するかにつき裁量を有します。マスター・ファンドが必要とする全ての配分をうけるという保証はありません。

(2) リスク管理

前記「(1) 投資方針」および「(3) 運用体制」の項をご参照ください。

同項の記載は、今後変更される可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

② 日本国内における申込手数料

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

② 日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

（３）【管理報酬等】

管理報酬

管理会社として提供するサービスの対価として、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは年20,000米ドルに相当する報酬を受け取る権利があります。かかる報酬は毎月計上され、各四半期の最終日より60営業日以内に、ファンドの資産の中から後払いで支払われます。

2015年3月31日に終了した会計年度中の管理報酬は20,000米ドルでした。

受託報酬

受託会社として提供するサービスの対価として、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーは年3,000米ドルに相当する報酬を受け取る権利があります。かかる報酬は毎月計上され各四半期の最終日より60営業日以内に、ファンドの資産の中から後払いで支払われます。

2015年3月31日に終了した会計年度中の受託報酬は3,000米ドルでした。

保管報酬および事務代行報酬

ファンドの保管会社兼事務代行会社として提供するサービスの対価として、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは合わせてファンドの平均純資産の年率0.05パーセントに相当する報酬を受け取る権利があります。かかる報酬は毎月計上され、各四半期の最終日より60営業日以内に、ファンドの資産の中から後払いで米ドルで支払われます。

保管会社は副保管会社を任命することがあります。この場合、副保管会社の報酬および費用はファンドの資産から支払われます。

2015年3月31日に終了した会計年度中の保管報酬および事務代行報酬は4,050米ドルでした。

代行協会員報酬

代行協会員会社として提供するサービスの対価として、野村證券はファンドの平均純資産の年率0.60パーセントに相当する報酬を受け取る権利があります。かかる報酬は毎月計上され、各四半期の最終日より60営業日以内に、ファンドの資産の中から後払いで米ドルで支払われます。

2015年3月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は41,187米ドルでした。

投資顧問報酬

ファンドの投資顧問会社として提供するサービスの対価として、N C R A Mはファンドの平均純資産の年率0.75パーセントに相当する報酬を受け取る権利があります。かかる報酬は毎月計上され、各四半期の最終日より60営業日以内に、ファンドの資産の中から後払いで米ドルで支払われます。

2015年3月31日に終了した会計年度中の投資顧問報酬は51,549米ドルでした。

副投資顧問報酬

ファンドの副投資顧問会社として提供するサービスの対価として、野村アセットマネジメント株式会社はファンドの平均純資産の年率0.25パーセントに相当する報酬を受け取る権利があります。かかる報酬は毎月計上され、各四半期の最終日より60営業日以内に、ファンドの資産の中から後払いで米ドルで支払われます。

2015年3月31日に終了した会計年度中の副投資顧問報酬は17,146米ドルでした。

成功報酬

ファンドの投資顧問会社として提供するサービスの対価として、NC RAMは増加純利益の20パーセントに相当する成功報酬を受け取る権利があります。成功報酬は各評価日に（また買い戻された受益証券に関しては受益証券の買戻し時に、更に評価日以外の日に配当が支払われた場合は配当支払い時に）計算され各四半期の最終日より60営業日以内に、ファンドの資産の中から米ドルで支払われます。

「増加純利益」とは、各評価日に算定した累積純利益がハイウォーターマークを超えた金額をいいます。

「累積純利益」とは、(i)当該評価日を含むファンドの存続期間中の実現利益と未実現利益の合計額および営業利益項目の合計が(ii)当該評価日を含むファンドの存続期間中の実現損失と未実現損失の合計額および営業費用項目の合計（全ての投資顧問報酬を含みますが、当該評価日までに発生した販売報酬、成功報酬およびAクラス受益証券を対象とする為替ヘッジ取引による実現損益および未実現損益を除きます。）を超えた米ドル表示の金額をいいます。

「ハイウォーターマーク」とは、(i)上記の規定に基づいてプラスの成功報酬が初めて計算された場合はゼロ、または(ii)上記の規定に基づいて計算された累積純利益の過去最高額（販売報酬、成功報酬およびAクラス受益証券を対象とする通貨ヘッジ取引による実現損益および未実現損益を除きます。）をいいます。累積純利益およびハイウォーターマークの計算については当該期間の純資産価値の値上がりと値下がり、営業利益と営業費用は、分配金の支払いや受益証券の買戻しがある度に調整されます。

2015年3月31日に終了した会計年度中の成功報酬は42,411米ドルでした。

（４）【その他の手数料等】

租税

ファンドはファンドに賦課されたすべての租税（受益証券への投資に関連して受益者に賦課される租税は除きます。）に関して責任を負います。

マスター・ファンドの報酬と費用

マスター・ファンドに対する保管会社と事務代行会社としてのサービスに対して、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、合わせてマスター・ファンドの純資産の年率0.10%に相当する報酬を受け取る権利があります。かかる報酬は毎月計上され、四半期に一度、後払いで米ドルで支払われます。

下記記載の権利放棄を条件として、マスター・ファンドに対する投資顧問会社としてのサービスに対し、NC RAMはマスター・ファンドの平均純資産の年率0.75%に相当する報酬を受け取る権利があります。かかる報酬は毎月計上され、四半期に一度、後払いで米ドルで支払われます。

ただし、NC RAMは(i)（投資資産の大部分をマスター・ファンドに投資する）ファンドの投資顧問会社に任命されていること、(ii)主としてマスター・ファンドに投資する将来設定するであろうファンドの投資顧問に任命されていること、(iii)かかる任命（および将来の任命）に関連して報酬を受け取ることに鑑み、マスター・ファンドにサービスを提供する対価としてNC RAMが受け取る権利を有する投資顧問報酬全額を放棄することに同意しています。ただし、NC RAMはファンドおよび主としてマスター・ファンドに投資するその他の投資ファンドの投資顧問でなくなった時に報酬の放棄を撤回することができます。

ファンドはマスター・ファンドに投資するので、ファンドは間接的にマスター・ファンドの報酬と費用を分担することとなります。

運営費用、管理費用および特別費用

ファンドおよびマスター・ファンドはそれぞれ通常の運営費用（委託手数料、その他の取引実行費用、利子、弁護士報酬、会計費用、監査費用、印刷費用、郵便料金およびその他の通常の運営費用）を含みます。更に、ファンドおよびマスター・ファンドは自らの責に帰する費用（訴訟費用、損害賠償金など）を負担します。

ファンドの設立費用と募集費用

ファンドは、ファンドの設立および受益証券の発行に関連する費用について責任を負います。これらの費用は2007年3月27日から起算して一年間で償却されました。

2015年3月31日に終了した会計年度中のその他の費用は47,603米ドルでした。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣行に関して受領した助言に基づいています。

（Ａ）日本

本ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- （３）日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%（注）	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

（注）復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限りま。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れた上場株式等の配当所得の金額に限りま。）との損益通算が可能です。（注：2016年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（2016年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下、カッコ内において同じです。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。）確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなります。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる収益税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる配当に、源泉課税その他のいかなる税も賦課されません。ファンドはケイマン諸島の信託法第74条に基づき免税会社として登録されています。ケイマン諸島の現行法上課税の根拠となる法律はありませんが、免税会社はケイマン諸島の総督から、ファンドの設定日から50年間、法律に基づく全ての源泉課税を課されず、またいかなる法律によっても将来の収入又はキャピタルゲインに対して課される全ての税金を課されないことが保証されています。ファンドはそのような保証を受けるため申し入れており、かかる保証を受領しています。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2015年7月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	4,894,559	99.52
現金およびその他の資産（負債控除後）		23,847	0.48
合計 （純資産総額）		4,918,406 （約610百万円）	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2015年7月末日現在）

銘柄	発行地	業種	数量	取得価額（米ドル）		時価（米ドル）		比率 （％）
				単価	合計	単価	合計	
バッテリー・パーク・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド・リミテッド	ケイマン諸島	投資信託	22,268	113.68	2,531,480	219.80	4,894,559	99.52

上記の他、投資有価証券はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません（2015年7月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2015年7月末日現在）。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

各会計年度末および2015年7月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

(Aクラス受益証券)

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2008年3月末日)	170,636,678	7,863
第2会計年度末 (2009年3月末日)	106,050,765	5,356
第3会計年度末 (2010年3月末日)	114,431,377	9,155
第4会計年度末 (2011年3月末日)	106,326,522	10,633
第5会計年度末 (2012年3月末日)	32,364,175	10,788
第6会計年度末 (2013年3月末日)	35,841,964	11,947
第7会計年度末 (2014年3月末日)	39,524,160	13,175
第8会計年度末 (2015年3月末日)	38,017,712	12,673
2014年8月末日	40,162,427	13,387
9月末日	39,461,226	13,154
10月末日	39,009,774	13,003
11月末日	38,799,716	12,933
12月末日	37,384,182	12,461
2015年1月末日	37,347,542	12,449
2月末日	38,042,223	12,681
3月末日	38,017,712	12,673
4月末日	38,505,970	12,835
5月末日	38,276,141	12,759
6月末日	37,829,701	12,610
7月末日	37,311,549	12,437

(Bクラス受益証券)

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2008年3月末日)	24,364,731.81	3,022,201,334	81.95	10,165
第2会計年度末 (2009年3月末日)	12,717,062.43	1,577,424,424	56.62	7,023
第3会計年度末 (2010年3月末日)	16,770,845.10	2,080,255,626	97.28	12,067
第4会計年度末 (2011年3月末日)	13,221,011.04	1,639,934,209	113.58	14,088
第5会計年度末 (2012年3月末日)	8,986,696.17	1,114,709,793	117.47	14,571
第6会計年度末 (2013年3月末日)	8,367,077.17	1,037,852,252	130.74	16,217
第7会計年度末 (2014年3月末日)	7,357,285.37	912,597,677	144.54	17,929
第8会計年度末 (2015年3月末日)	5,395,188.63	669,219,198	139.41	17,292
2014年8月末日	6,896,506.66	855,442,686	147.05	18,240
9月末日	6,779,666.18	840,949,793	144.56	17,931
10月末日	6,699,371.85	830,990,084	142.84	17,718
11月末日	6,661,655.90	826,311,798	142.04	17,619
12月末日	6,286,296.88	779,752,265	136.96	16,989
2015年1月末日	5,598,087.89	694,386,822	136.87	16,977
2月末日	5,396,237.81	669,349,338	139.44	17,296
3月末日	5,395,188.63	669,219,198	139.41	17,292
4月末日	5,043,767.86	625,628,965	141.28	17,524
5月末日	4,731,430.31	586,886,616	140.40	17,415
6月末日	4,679,188.14	580,406,497	138.85	17,223
7月末日	4,617,433.67	572,746,472	137.02	16,996

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

各会計年度におけるファンドの収益率は以下のとおりです。

	収益率（注）	
	Aクラス受益証券	Bクラス受益証券
第1会計年度	－18.94%	－15.52%
第2会計年度	－31.88%	－30.91%
第3会計年度	70.93%	71.81%
第4会計年度	16.14%	16.76%
第5会計年度	1.46%	3.42%
第6会計年度	10.74%	11.30%
第7会計年度	10.28%	10.56%
第8会計年度	－3.81%	－3.55%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該会計年度末の1口当たりの純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格（分配落の額）

（第1会計年度については、1口当たりの当初募集価格（Aクラス受益証券10,000円、Bクラス受益証券100米ドル）から、販売報酬を除いた純資産価格相当金額（Aクラス受益証券9,700円、Bクラス受益証券97米ドル））

（４）【販売及び買戻しの実績】

各会計年度におけるファンド受益証券の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末現在の発行済口数は以下のとおりです。

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第１会計年度	Aクラス受益証券	23,700 (23,700)	2,000 (2,000)	21,700 (21,700)
	Bクラス受益証券	311,100 (311,100)	13,800 (13,800)	297,300 (297,300)
第２会計年度	Aクラス受益証券	0 (0)	1,900 (1,900)	19,800 (19,800)
	Bクラス受益証券	0 (0)	72,700 (72,700)	224,600 (224,600)
第３会計年度	Aクラス受益証券	0 (0)	7,300 (7,300)	12,500 (12,500)
	Bクラス受益証券	0 (0)	52,200 (52,200)	172,400 (172,400)
第４会計年度	Aクラス受益証券	0 (0)	2,500 (2,500)	10,000 (10,000)
	Bクラス受益証券	0 (0)	56,000 (56,000)	116,400 (116,400)
第５会計年度	Aクラス受益証券	0 (0)	7,000 (7,000)	3,000 (3,000)
	Bクラス受益証券	0 (0)	39,900 (39,900)	76,500 (76,500)
第６会計年度	Aクラス受益証券	0 (0)	0 (0)	3,000 (3,000)
	Bクラス受益証券	0 (0)	12,500 (12,500)	64,000 (64,000)
第７会計年度	Aクラス受益証券	0 (0)	0 (0)	3,000 (3,000)
	Bクラス受益証券	0 (0)	13,100 (13,100)	50,900 (50,900)
第８会計年度	Aクラス受益証券	0 (0)	0 (0)	3,000 (3,000)
	Bクラス受益証券	0 (0)	12,200 (12,200)	38,700 (38,700)

（注）（ ）の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

買戻請求

本書に定める制限に従って、受益者は各月の最終ファンド営業日（以下「月次買戻日」といいます。）に、保有する受益証券の一部または全部を買戻すようファンドに請求することができます。ファンドに対して月次買戻日に受益証券の一部または全部の買戻しを求める受益者は正式に作成した買戻請求書を通知期間中に事務代行会社に提出しなければなりません。

「通知期間」とは、月次買戻日を含む月の前月の25日（暦日）から、月次買戻日を含む月の5日（暦日）（5日がファンド営業日でない場合は直後のファンド営業日。）までの期間をいいます。

「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、日本およびルクセンブルグにおける銀行が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除きます。）または受託会社が随時決定するその他の日をいいます。

買戻しの請求は、買戻請求を行うクラスの受益証券につき、100口以上100口単位で行われなければなりません。

一旦事務代行会社に提出した買戻請求書は、販売会社または管理会社の許可を得ない限り、これを撤回することはできません。事務代行会社は買戻請求書を受け取った後、合理的に可能な迅速さで投資顧問会社に通知します。買戻代金は原則として月次買戻日の翌日から起算して4ファンド営業日以内に支払われますが、マスター・ファンドからファンドへの買戻代金の受領が遅れたことにより管理会社がその裁量により、販売会社に通知した上で買戻代金の支払いを延期することを決定した場合はこの限りではありません。

ファンド証券一口当たりの買戻価格は、月次買戻日における該当するクラスのファンド証券一口当たりの純資産価格です。月次買戻日以降にファンド証券一口当たりの純資産価格を修正することもあり得ますが、ファンドは最終評価額の修正を行わないため、買戻しを行った受益者は（上方修正に関して）、また残りの受益者は（下方修正に関して）月次買戻日以降に評価額が変動するリスクを負うことになります。

管理会社が（または事務代行会社がこれに代わって）受益証券の買戻しを停止することがあります。その詳細については後記「3 資産管理等の概要 （1）資産の評価」の項を参照してください。

買戻代金はAクラス受益証券は日本円で、Bクラス受益証券は米ドルで支払われます。

強制的買戻し

管理会社（または管理会社の代理人としての事務代行会社）は、受託会社の代理人として、正当な理由の有無を問わず、5日前までに受益者に書面の通知をした上で受益者が保有する受益証券の一部または全部を買戻す権利を有します。買戻す受益証券は任意の買戻しに関して上記に定める規定に従って評価され、買戻されます。

譲渡禁止または流通市場の流動性

受益証券は事前に書面で管理会社（または管理会社の代理人としての事務代行会社）の許可を得た場合に限り譲渡することができます。受益証券を証券取引所に上場する予定はありません。したがって受益証券の流通市場が生まれる見通しはありません。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、通常、月次買戻日に買戻すことができます。買戻通知は、原則として、月次買戻日が含まれる月の前月の25日（暦日）に開始し当月5日（暦日）に終了する期間中に日本における販売会社を通じて事務代行会社に届けられなければなりません。ただし、当該月の5日（暦日）がファンド営業日でない場合、当該期間は直後のファンド営業日に終了します。午後3時までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは100口以上100口単位とします。ファンド証券一口当たりの買戻価格は、関連する月次買戻日における当該買戻し対象となっているクラスのファンド証券一口当たりの純資産価格です。事務代行会社は、原則として、評価日ごとに各評価日時点における各クラスのファンド証券一口当たりの純資産価格を計算します。買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じてAクラス受益証券については日本円で、Bクラス受益証券については米ドルで、それぞれ支払われます。

買戻代金の支払いは、原則として約定日から起算して販売会社の4営業日目から行われます。通常、約定日は、月次買戻日の日本における翌営業日です。ただし、管理会社またはその代理人としての事務代行会社は、不測の事態またはその他の業務上の理由によりマスター・ファンドの買戻手続きの支払が遅延した場合、買戻代金の支払を延期することがあります。

Bクラス受益証券の買戻代金を日本円で支払う場合の円／米ドル換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づき販売会社が決めます。

「評価日」とは、各月の最終ファンド営業日および／または管理会社（もしくは管理会社の代理人としての事務代行会社）が決定したその他の日をいいます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの純資産総額および各クラスのファンド証券一口当たりの純資産価格は評価日ごとに事務代行会社が計算します。

「純資産総額」とは、ファンドの総資産から負債を差し引いたものをいい、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従って算定され、未決済のポジションにおける未実現の利益および損失を含みます。ただし、設立費用および募集費用は一年間で償却されます。

「ファンド証券一口当たりの純資産価格」とは、ファンドの受益証券の各クラスに帰属するファンドの総資産から各クラス（Aクラス受益証券は、為替ヘッジ取引のための費用を含みます。）の負債（管理会社が必要または得策と判断する引当を含みます。）を差し引き、ファンド証券一口当たりの純資産価格を算定する時点で発行されている各クラスの受益証券の総数で除して計算したものをいいます。

「評価日」とは、各月の最終ファンド営業日および／または管理会社（もしくは管理会社の代理人としての事務代行会社）が決定したその他の日をいいます。ファンドの純資産総額とファンド証券一口当たりの純資産価格はマスター・ファンドに対するファンドの投資分の価値、つまりマスター・ファンドの投資対象の価値に大きく左右されます。

ファンドの資産は（マスター・ファンドの投資証券に加えて）下記を含むものとします。

- a) すべての手元現金および預金（その経過利息を含みます。）
- b) すべての為替手形、約束手形および売掛金（売却済であるが引き渡されていない証券の手取金を含みます。）
- c) すべての社債、約束手形、株式、無担保社債、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約、その他ファンドのために保有されるかまたは契約される投資対象および証券
- d) ファンドが受領するすべての株式、株式配当、現金配当および現金分配金（但し、管理会社は、ファンドを代理して、配当落ちもしくは権利落ち取引または類似実務により生じる本証券の市場価格の変動について調整を行うことができるものとします。）
- e) ファンドにより保有される利付証券のすべての経過利息（但し、当該証券の元本額に含まれるかまたは反映される範囲とします。）
- f) 為替予約契約またはその他のヘッジ手段
- g) 償却されない限りにおいてファンドの初期費用
- h) (i) 市場価格、(ii) 満期の61日前の市場価格と額面価額との差額償却、または(iii) 市場価格が存在しない場合には償却原価により評価された、満期までの残存日数が60日または60日未満の短期投資
- i) 前払費用を含む、その他あらゆる性質および種類の資産

ファンドの負債は下記を含むものとします。

- a) すべての借入金、為替手形および買掛金
- b) すべての生じたかまたは支払われるべき管理費用（管理会社報酬、投資顧問会社報酬、販売会社報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬および登録、譲渡、所在地事務代理人および支払代理人および事務代行会社の手数料、源泉徴収税およびその他の税を含みます。）
- c) 請求済みか未請求かを問わないすべての既知の負債（すべての満期の契約上の金銭または財産の支払義務（評価日が権利を有する者またはその後の該当者の決定にかかる基準日にあたる場合、管理会社がファンドを代理して宣言する未払の分配金を含みます。））
- d) 管理会社により随時決定される評価日の総資産または収入に基づく将来の税金の適切な引当金および管理会社の取締役会に授権されかつ承認された場合はその他準備金
- e) ファンドの受益証券に表章される負債を除く一切の種類および性質のファンドのその他すべての負債

上記の負債の額を算定する際に、管理会社（または管理会社の代理人としての事務代行会社）は定期的または継続的性格の一般管理費およびその他の費用を一年間またはその他の期間の見積金額に基づいて事前に計算し、かかる期間で案分比例した金額を計上することができます。

ファンド証券一口当たりの純資産価格は事務代行会社が計算し、各評価日に管理会社の登録事務所で公表します。

ファンド証券一口当たりの純資産価格は管理会社（または管理会社の代理人としての事務代行会社）の授権された役員または代表者がファンドに代わって証明し、かかる証明は明らかな誤りがない限り、決定的であるものとします。

以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、管理会社（または管理会社の代理人としての事務代行会社）はいずれかの受益証券のクラスの純資産価格の計算を中止し、また結果的に受益証券の買戻しを中止することができます。

- a) ファンドおよび／もしくはマスター・ファンドの資産の重要な部分の評価基準を提供する1もしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンドおよび／もしくはマスター・ファンドの資産の重要な部分の通貨が表示される1もしくは複数の外国為替市場が（通常の休日以外で）閉鎖されまたはその取引が制限もしくは停止されている場合。
- b) 政治上、経済上、軍事上もしくは財政上の事由、または管理会社もしくは事務代行会社の責任および支配の及ばない状況の結果として、ファンドおよび／またはマスター・ファンドの資産の売却が、ファンドの受益者を著しく害さない限り、合理的にまたは一般的に実現不能な場合。
- c) ファンドおよび／またはマスター・ファンドの投資対象の評価に通常用いられている通信手段に障害が発生している場合、または、理由を問わず、ファンドおよび／またはマスター・ファンドの資産の評価が要求どおり迅速かつ正確に決定されない場合。
- d) 為替上の制限または資金の移転に影響するその他の制限の結果、ファンドを代理する取引が実行不能となる場合、またはファンドおよび／またはマスター・ファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートで行われない場合。
- e) マスター・ファンドがその投資証券の純資産価格の決定および／またはその投資証券の発行および買戻を停止する場合。

上記の中止は受益者に通知されます。

マスター・ファンドは以下の原則に従い毎ファンド営業日にその純資産価格を決定します。(i) 評価される資産が市場価値のある資産であれば、その資産の価値は、市場価値によって決定されます。また、(ii) もし評価の対象となる資産が市場価値の算定が困難な資産であった場合、その資産の価値は、第三者による評価により決定されるか、または、それについて公正な価格として事務代行会社が既定の手続により適正に決定した額とされます。

(2) 【保管】

受益者からの請求がない限り、受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書（および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書）を保管します。ただし、日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合にはこのかぎりではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの償還日は、管理会社と受託会社が延長に合意する場合、または信託証書の条項に従い信託期間の満了前に解約される場合を除いて、2017年3月31日です。信託証書の信託期間の満了前の解約に関する条項中には、運用開始から3年経過後、マスター・ファンドの純資産総額が3,000万米ドル以下となった場合は償還する場合も規定されています。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年3月31日に終了します。

(5) 【その他】

(イ) ファンドの解散

信託証書に従った早期終了がなければ、管理会社と受託会社との合意により延長される場合を除いて、ファンドは2017年3月31日に終了します。

ファンドは、下記に定めるとおり、以下のいずれかの場合、書面による通知により、受託会社によってそれ以前に終了されることがあります。

- a) 管理会社が清算したり、退任または解任する場合。
- b) 受託会社が清算したり、退任または解任する場合。
- c) 発行済の受益証券がすべて買い戻される場合。
- d) ファンド設立後3年経過後にマスター・ファンドの純資産総額が3,000万米ドルを下回る場合。
- e) ファンドがケイマン諸島金融庁またはその他の団体による規制を受けなくなる場合。

f) 可決されたいずれかの規則によりファンドを継続することが違法または場合により受託会社または管理会社の合理的な意見により、実行不可能もしくは好ましくないとされる場合。

ファンドの終了の際は、受託会社は、マスター・ファンドの投資証券をすべて償還し、受託会社がファンドの一部として保有するすべての投資対象およびその他の財産の売却を手配するものとし、かかる売却は、ファンドの終了後、投資顧問会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。

(ロ) 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対し10ファンド営業日以上前に書面による通知を行うことにより（かかる通知は、受益者の決議により省略される場合があります。）、受託会社および管理会社が、受益者にとって最大の利益となると考える方法および範囲で、追補証書により、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加を行うことができます。受託会社および管理会社がその意見において、書面により以下のことを証明する場合、前述の改正、修正、変更または追加（以下「修正」といいます。）が（以下に定義される）受益者の決議または特別決議の決定を必要としないことがあります。

(1) 修正がファンドの既存の受益者の利益に重要な悪影響を与えないこと、または受託会社および管理会社の受益者に対する責任を免除するよう作用しないこと。

(2) 修正が（法的効力を有するか否かを問わず）、財的、法的または公的要求を満たすために必要であること。

いかなる修正によっても、いずれの受益者も、当該受益者の受益証券に関し追加の支払いを行ったり、または債務負担をする義務を課されないものとします。

受託会社と管理会社とは、追補証書により、当初の募集の完了する前であれば、受託会社と管理会社とが、将来の受益者の最大の利益となりかつ／または目論見書の条件と調和すると考える方法および範囲で、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加を行うことができます。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

事務代行会社契約

事務代行会社契約および同契約に基づく事務代行会社の任命は、管理会社または事務代行会社のいずれかにより他方当事者に対し60日前（または他方当事者が同意するそれより短い通知期間）までに書面で通知され終了されるまでは、ファンドに関し有効に存続します。

事務代行会社契約は、(i)管理会社または事務代行会社が本契約に基づく義務に違反した場合で、かつ他方当事者からの是正を要求する通知の受領後30日以内に、当該違反を是正しなかった場合、または(ii)管理会社または事務代行会社が清算された場合（他方当事者が事前に書面により承認した要項に基づく、再生または合併を目的とする任意清算の場合を除きます。）、その資産のいずれかについて管財人が任命された場合、もしくは管理会社または事務代行会社にあらゆる種類の債務不履行事由が生じた場合、他方当事者が書面で通知することにより直ちに終了します。

事務代行会社契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、また、同法に従い解釈されます。

保管契約

保管契約および同契約に基づく保管会社の任命は、受託会社または保管会社のいずれかにより他方当事者に対し60日前（または他方当事者が同意するそれより短い通知期間）までに書面で通知され終了されるまでは、ファンドに関し有効に存続します。

保管契約は、(i)受託会社または保管会社が本契約に基づく義務に違反した場合で、かつ他方当事者からの是正を要求する通知の受領後30日以内に、当該違反を是正しなかった場合、または(ii)受託会社または保管会社が清算された場合（他方当事者が事前に書面により承認した要項に基づく、再生または合併を目的とする任意清算の場合を除きます。）、その資産のいずれかについて管財人が任命された場合、もしくは受託会社または保管会社にあらゆる種類の債務不履行事由が生じた場合、他方当事者が書面で通知することにより直ちに終了します。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、また、同法に従い解釈されます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、(i)管理会社または代行協会員が清算された場合（他方当事者が事前に書面により承認した要項に基づく、再生または合併を目的とする任意清算の場合を除きます。）もしくはその債務を支払うことができない場合、その資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または同様の効果を有する事由が発生した場合、(ii)管理会社または代行協会員が本契約に基づく自己の義務につき重大な違反を犯した場合で、かつ、（当該違反が是正可能であれば）他方当事者からの是正を要求する通知の受領後30日以内に、当該違反を是正しなかった場合、他方当事者が書面で通知することにより終了されます。

代行協会員契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができません。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、(i)管理会社または販売会社が清算された場合（他方当事者が事前に書面により承認した要項に基づく、再生または合併を目的とする任意清算の場合を除きます。）もしくはその債務を支払うことがで

きない場合、その資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または同様の効果を有する事由が発生した場合、(ii)管理会社または販売会社が本契約に基づく自己の義務につき重大な違反を犯した場合で、かつ、（当該違反が是正可能であれば）他方当事者からの是正を要求する通知の受領後30日以内に、当該違反を是正しなかった場合、他方当事者が書面で通知することにより終了されます。

受益証券販売・買戻契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資顧問契約

投資顧問契約は、管理会社または投資顧問会社が、(i)90日以上前に一方が他方当事者に事前に書面により通知した場合、または(ii)①他方当事者の破産または支払不能、②投資顧問契約上の投資顧問会社の義務の履行不能、③投資顧問契約上の違反行為が、他方当事者から債務不履行者に対する是正の請求にもかかわらず、30日以内に治癒されないこと、もしくは④信託の終了、または全信託財産の売却もしくは処分、により速やかに、罰則なく終了します。マスター・ファンドおよび投資顧問会社間で締結された契約には、同様の契約終了条項が含まれています。

投資顧問契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、また、同法に従い解釈されます。

副投資顧問契約

副投資顧問契約は、管理会社または副投資顧問会社のどちらか一方が、60日以上前に、事前に書面により通知することにより罰則なく終了します。

副投資顧問契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、また、同法に従い解釈されます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者がファンドに対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の受益者名簿の登録名義人でないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(i) 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

(注) なお、分配決定の日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

(ii) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(iv) 損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺、不正行為または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

(v) 議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、管理会社を解任したり、目論見書に定められるファンドの投資目的や方針、投資制限に重大かつ不利益な変更を加えたり、受託会社を解任したり後任の受託会社を任命したりする場合に、特別決議（以下に定義します。）が要求されます。また、受益者の決議（以下に定義します。）は、ファンドの別法域への移動を承認したり、信託証書への特定の変更を承認したりする場合に要求されます。いずれの集会の定足数も、ファンドの純資産の十分の一以上の受益証券を保有する最低2名の受益者とし、受益者の決議または特別決議は、集会への出席または欠席のいずれを問わず、すべての受益者を法的に拘束するものとし、受益者および受託会社はそれぞれ、しかるべく、それを実行しなければなりません。

「受益者の決議」とは、(a)発行済み受益証券の純資産における過半数の所有者によって書面にて承認された、または(b)受益者の一般集会で、本人または代理人の出席により、議決権を有し現に議決権が行使される発行済み受益証券の純資産における過半数の所有者により、可決される決議をいいます。

「特別決議」とは、（a）発行済み受益証券の純資産における三分の二以上の所有者によって書面にて承認され、または（b）受益者の一般集会で、本人または代理人の出席により、議決権を有し現に議決権が行使される発行済み受益証券の純資産における三分の二以上の所有者により、可決される決議をいいます。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（i）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ii）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2015年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝124.04円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【2015年3月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703

純資産計算書

2015年3月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
マスター・ファンドへの投資－純資産価額 (取得価額：2,908,660米ドル)	2	5,674,490	703,864
銀行預金		82,277	10,206
資産合計		5,756,767	714,069
負債			
先渡為替契約未実現損失	13	1,932	240
未払費用	8	43,254	5,365
負債合計		45,186	5,605
純資産		5,711,581	708,465

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券数	純資産
Aクラス受益証券（日本円建て）	12,673	3,000口	38,017,712
Bクラス受益証券（米ドル建て）	139.41	38,700口	5,395,189

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用計算書
 2015年3月31日に終了した年度
 （米ドルで表示）

	注記	(米ドル)	(千円)
費用			
投資顧問報酬および副投資顧問報酬	4	68,695	8,521
成功報酬	5	42,411	5,261
代行協会員報酬	6	41,187	5,109
保管報酬および事務代行報酬	7	4,050	502
受託報酬および管理報酬	3	23,000	2,853
法務報酬		11,934	1,480
海外登録費用		24,096	2,989
専門家報酬		11,453	1,421
その他の費用		120	15
費用合計		226,946	28,150
純投資損失		(226,946)	(28,150)
投資有価証券実現純利益		970,918	120,433
外貨および先渡為替契約実現純損失		(56,712)	(7,035)
当期実現純利益		914,206	113,398
投資有価証券未実現純損益の変動		(1,007,078)	(124,918)
先渡為替契約未実現純損益の変動		848	105
当期末実現純損失		(1,006,230)	(124,813)
運用の結果による純資産の純減少		(318,970)	(39,565)

添付の注記は当財務書類の一部である。

純資産変動計算書
2015年3月31日に終了した年度
（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
期首現在純資産		7,741,575	960,265
純投資損失		(226,946)	(28,150)
当期実現純利益		914,206	113,398
当期末実現純損失		(1,006,230)	(124,813)
運用の結果による純資産の純減少		(318,970)	(39,565)
受益証券の買戻支払金	12	(1,711,024)	(212,235)
		(1,711,024)	(212,235)
期末現在純資産		5,711,581	708,465

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2015年3月31日に終了した年度
(無監査)

Aクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	3,000
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	0
期末現在発行済受益証券数	3,000

Bクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	50,900
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(12,200)
期末現在発行済受益証券数	38,700

統計情報

2015年3月31日現在
(無監査)

	2015年	2014年	2013年
期末現在純資産（米ドル建て）	5,711,581	7,741,575	8,748,091
Aクラス受益証券（日本円建て）			
期末現在純資産	38,017,712	39,524,160	35,841,964
期末現在1口当たり純資産価格	12,673	13,175	11,947
Bクラス受益証券（米ドル建て）			
期末現在純資産	5,395,189	7,357,285	8,367,077
期末現在1口当たり純資産価格	139.41	144.54	130.74

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703

財務書類に対する注記

2015年3月31日現在

注1－組織

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）により締結された2007年1月31日付信託証書によって設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されており、この登録により、目論見書および年次で監査済会計書類をCIMAに提出する義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社であり、管理会社はルクセンブルグの会社である。

トラストの投資目的は、リスクを管理しながら投資利回りの最大化を図ることである。トラストは、（管理会社が、特に、為替ヘッジ取引、受益証券の買戻し、分配またはその他の支払い、トラストの費用の支払いのために保持するトラストの資産の一部を除き）資産の大部分をバッテリー・パーク・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド・リミテッド（「マスター・ファンド」）に投資する「フィーダー」ファンドである。2015年3月31日現在、トラストは、マスター・ファンドが発行する参加投資証券の31.55%を保有していた。トラストの実績はマスター・ファンドの実績に直接依拠するので、当財務書類は、マスター・ファンドの財務書類とあわせて読まれるべきである。

受益証券は現在、証券取引所に上場されておらず、また上場される予定もない。受益証券は、事前に書面で管理会社（または管理会社の代理人としてノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「NBL」））の許可を得た場合に限って譲渡することができる。さらに、トラストは、ケイマン諸島外のいかなる国もしくは監督官庁または裁判管轄権において登録するかまたは認可を受ける意向は現段階では無い。

トラストは、信託証書の条項に従って延長または早期解散する場合を除いて、2017年3月31日に終了する。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、従ってルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督官庁による監督にも服していないことに留意されたい。

注2－重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

マスター・ファンドへの投資

マスター・ファンドへのトラストの投資は、公正価額で表示されるマスター・ファンドの純資産におけるトラストの保有分に応じて評価される。マスター・ファンドの会計方針は、その財務書類に記述されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により計上される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均原価に基づいて算定される。

外貨換算

トラストは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は当該通貨で表示されている。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

トラストは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券実現／未実現純損益に計上される。

2015年3月31日現在の為替レート：

1米ドル = 0.92670 ユーロ

1米ドル = 120.16001 日本円

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注３－受託報酬および管理報酬

受託会社は、その業務に関し、年3,000米ドルに相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いでトラストの資産から支払われる。

管理会社は、その業務に関し、年20,000米ドルに相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いでトラストの資産から支払われる。

注４－投資顧問報酬および副投資顧問報酬

ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インク（「NCRAM」）は、トラストの投資顧問会社としての業務に関し、トラストの平均純資産の年率0.75%に相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

野村アセットマネジメント株式会社は、トラストの副投資顧問会社としての業務に関し、トラストの平均純資産の年率0.25%に相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

注５－成功報酬

NCRAMはまた、トラストの投資顧問会社としての業務に関し、増加純利益の20%に相当する成功報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に（また買い戻された受益証券に関しては受益証券の買戻し時に、更に評価日以外の日に配当が支払われた場合に配当支払い時に）計算され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

各評価日現在の「増加純利益」は、当該評価日に算定した累積純利益がハイウォーターマークを超えた金額である。各評価日現在の「累積純利益」は、（i）当該評価日を含むトラストの存続期間中の実現利益と未実現利益の合計額および営業収益項目の合計が、（ii）当該評価日を含むトラストの存続期間中の実現損失と未実現損失の合計額および営業費用項目の合計（すべての投資顧問報酬を含むが、当該日までに発生した成功報酬ならびにAクラス受益証券に適用される為替ヘッジ取引に伴う実現・未実現損益を除く。）を超えた米ドル表示の金額である。

各評価日現在の「ハイウォーターマーク」は、（i）上記の規定に基づいてプラスの成功報酬が初めて計算された場合はゼロ、または（ii）上記の規定に基づいて計算された累積純利益の過去最高額（成功報酬とAクラス受益証券に適用される為替ヘッジ取引に伴う実現・未実現損益を除く。）を意味する。累積純利益およびハイウォーターマークの計算上、当該期間の利益・損失、ならびに営業収益・費用項目は、分配金の支払いや受益証券の買戻しがある度に調整される。

2015年3月31日に終了した年度の成功報酬は、42,411米ドルであった。

注６－代行協会員報酬

野村證券株式会社は、日本における代行協会員としての業務に関し、トラストの平均純資産の年率0.60%に相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

注７－保管報酬および事務代行報酬

NBLは、トラストの保管会社兼事務代行会社としての業務に関し、トラストの平均純資産の年率0.05%に相当する合算報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

保管会社は副保管会社を任命することがあり、かかる副保管会社の報酬および費用は、トラストの資産から支払われる。

注8－未払費用

	(米ドル)
投資顧問報酬および副投資顧問報酬	14,491
代行協会員報酬	8,689
保管報酬および事務代行報酬	725
受託報酬および管理報酬	5,750
専門家報酬	13,599
未払費用	43,254

注9－分配

分配を行うか否かの決定は、管理会社（またはその代理人としてNBL）によって行われる。

管理会社は、年2回の分配を行うことを現在予定している。分配は、もしあれば、毎年3月および／または9月に支払われる。しかし、管理会社は、いかなる特定の期間に対しても分配を行う義務を負っていない。

分配は、関連する分配基準日においてその氏名が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。受益者は、分配金を受益証券に再投資することを求めることができる。

2015年3月31日に終了した年度に、トラストは受益者に分配を行わなかった。

注10－税金

トラストは、もしあれば、（受益証券への投資に関して受益者に賦課される税金は除く）トラストに賦課されたすべての税金に関して責任を負う。ケイマン諸島の現行法では、トラストは、いかなる収益税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに関して受益者に対するトラストによる分配に適用される源泉課税も賦課されない。トラストは、ケイマン諸島政府から2057年1月31日まで、将来の収入、利益およびキャピタル・ゲインに対して課されるすべての税金を課されない保証を受けている。

注11－金融商品の評価および関連リスク

金融商品の評価：トラスト資産および負債には、現金および現金等価物、通常数日以内に決済される未決済の取引による金額、ならびに短期間内に実現するか決済されるその他の未収金および未払金が含まれる。これらのその他の資産および負債の帳簿価格は、ほぼ公正価値に近似する。マスター・ファンドの資産には、いずれの時点においても、取引がごく僅かであるか市場が存在しないかまたは適用証券法の下で譲渡が制限される証券その他の金融商品または債務証券が含まれる可能性がある。かかる投資対象の売却は、相当のディスカウントによってのみ可能となる場合がある。さらに、かかる投資対象は、正確に評価することが非常に困難である。

関連リスク：トラストの投資活動は、トラストが投資する金融商品および市場に関連する、多様な種類のリスクにトラストをさらしている。以下の要約は、すべてのリスクの包括的な要約をしようとしたものではない。

信用リスク：潜在的にトラストを信用リスクにさらす金融資産は、主に現金残高、先渡為替契約、ならびにブローカーへの預け金およびブローカーからの未収金で構成される。これらの金融資産に関する信用リスクに対するトラストのエクスポージャーの範囲は、トラストの純資産計算書に計上される帳簿価格に近似する。

市場リスク：トラストは、一定のリスクを管理するためまた投機目的で、通常の投資活動において簿外リスクで金融商品を定期的に取り引する。これらの金融商品には、先渡為替契約が含まれる。当該商品の想定価額または契約額は、トラストが金融商品の特定クラスに有する投資有価証券を表し、潜在的にリスクを課される金額を必ずしも表していない。当該商品に伴うリスクの測定は、すべての関連および相殺取引が検討される場合にのみ意義がある。

流動性リスク：受益証券の流通市場は存在せず、将来あることも想定されていない。したがって、受益者は、緊急事態またはその他の理由のために受益証券を売却することができないことがある。さらに、受益証券は借入金の担保として容易に受け入れられないことがある。加えて、トラストに受益証券を買戻すことを要求する受益者は、後述のとおり通知の規定に従わなければならない。受益証券の買戻しは、特定の状況において停止されることがあり、管理会社（またはその代理人としてNBL）によって買戻代金の支払いを延期されることがある。

注12－申込みおよび買戻しの条件受益証券の発行

受益証券は、2007年3月5日から2007年3月20日までの期間中に日本における公募によって募集された。受益証券は、2007年3月27日（「払込期日」）に発行された。発行手取金は、払込期日に管理会社（またはその代理人としてNBL）によって受領された。受益証券は、払込期日後には募集されない。

Aクラス受益証券は1口当たり10,000円（販売報酬込み）、Bクラス受益証券は1口当たり100米ドル（販売報酬込み）で発行された。

最低申込単位は、各クラス受益証券に関して、1,000口であった。1,000口以上の申込み単位は、100口単位で行われた。

受益証券の購入に関して、投資家は、販売会社へのAクラス受益証券1口当たり300円およびBクラス受益証券1口当たり3米ドルの販売報酬を課された。販売報酬は、申し込まれた受益証券の購入価格に含まれ、トラストの資産から販売会社に対して支払われた。

受益証券の買戻し

目論見書に定める制限に従って、受益者は、各月の最終営業日（「月次買戻日」）に、保有する受益証券の全部または一部を買い戻すようトラストに請求することができる。トラストに対して月次買戻日に受益証券の全部または一部の買戻しを求める受益者は、正式に作成した買戻請求書を通知期間中にトラストの事務代行会社であるNBLに提出しなければならない。

「通知期間」とは、当該月次買戻日を含む月の前月の25日（暦日）から、当該月次買戻日を含む月の5日（暦日）（かかる日が営業日でない場合は直後の営業日）までの期間をいう。

「営業日」とは、ニューヨーク、東京およびルクセンブルグにおいて銀行が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除く。）または受託会社が随時決定するその他の日をいう。

各クラス受益証券に関する各買戻請求は、最低100口で、100口を超える場合は100口単位で行われなければならない。

受益証券1口当たりの買戻価格は、当該月次買戻日における該当するクラスの受益証券1口当たりの純資産価格である。月次買戻日以降に受益証券1口当たりの純資産価格を修正することもあり得るが、トラストは、最終評価額の修正を行わないため、買戻しを行った受益者は（上方修正に関して）、または残りの受益者は（下方修正に関して）月次買戻日以降に評価額が変動するリスクを負うことになる。

買戻代金の支払いは、マスター・ファンドからトラストが買戻代金を受領することが遅れたために、管理会社はその裁量により、販売会社に通知した上で買戻代金の支払いの延期を決定しない限り、通常、月次買戻日翌日から起算して4営業日以内に行われる。

買戻代金の支払いは、Aクラス受益証券は日本円で、Bクラス受益証券は米ドルで行われる。受益証券の買戻しは、管理会社（またはその代理人としてNBL）によって特定の状況のもとで停止されることがある。

注13－先渡為替契約

2015年3月31日現在、トラストは、Aクラス受益証券のヘッジのために使用される以下の未決済の先渡為替契約を有していた。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現（損失） （米ドル）
日本円	38,094,903	米ドル	319,116	2015年4月30日	(1,932)
					(1,932)

注14－受益者情報（無監査）

1940年米国投資会社法（同法の規則206(4)－2（「カストディー・ルール」）に従い改正済）の義務に従い、投資顧問会社は、四半期会計計算書（「四半期報告書」）およびその他の要求される通知を受益者に対して、または投資顧問会社によってファンドの受益者の代理人に任命された「独立代表者」に対して、保管会社に送付させなければならない。

投資顧問会社は、「独立代表者」としてアーサー・F・ベル・ジュニア・アンド・アソシエイツ・エルエルシー（「アーサー・ベル」）を任命している。

アーサー・ベルの任命の終了もしくはアーサー・ベルを任命する契約条項（補償を含む）に対し（アーサー・ベルの不利となるような）重大な変更は、受益者の同意なしに、または独立の機関もしくは人による、かかる終了または変更が受益者の最大の利益となると判断しない場合、行うことができない。

③【投資有価証券明細表等】

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703

投資有価証券明細表

2015年3月31日現在

(米ドルで表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産価額	純資産に占める割合 (%)
ケイマン諸島				
投資信託				
25,586	バッテリー・パーク・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド・リミテッド	2,908,660	5,674,490	99.35
		2,908,660	5,674,490	99.35
	ケイマン諸島合計	2,908,660	5,674,490	99.35
	投資有価証券合計	2,908,660	5,674,490	99.35

(1) 数量は受益証券／株式の数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

Nomura High Yield Long Short Fund 0703

Statement of Net Assets**as at March 31, 2015***(expressed in US Dollars)*

Notes

ASSETS

Investment in Master Fund at net asset value (<i>at cost: USD 2,908,660</i>)	2	5,674,490
---	---	-----------

Cash at bank		82,277
--------------	--	--------

Total Assets		5,756,767
---------------------	--	------------------

LIABILITIES

Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	13	1,932
---	----	-------

Accrued expenses	8	43,254
------------------	---	--------

Total Liabilities		45,186
--------------------------	--	---------------

NET ASSETS		5,711,581
-------------------	--	------------------

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A (in JPY)	12,673	3,000	38,017,712
Class B (in USD)	139.41	38,700	5,395,189

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura High Yield Long Short Fund 0703

Statement of Operations
for the year ended March 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Notes

EXPENSES

Investment Management and Co-Investment Management fees	4	68,695
Performance fees	5	42,411
Agent Company fees	6	41,187
Custodian and Administrator fees	7	4,050
Trustee and Management Company fees	3	23,000
Legal fees		11,934
Overseas registration fees		24,096
Professional fees		11,453
Other expenses		120
Total Expenses		226,946
NET INVESTMENT LOSS		(226,946)
Net realised profit on investments		970,918
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(56,712)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		914,206
Change in net unrealised result on investments		(1,007,078)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		848
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(1,006,230)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(318,970)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura High Yield Long Short Fund 0703

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended March 31, 2015
(expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		7,741,575
NET INVESTMENT LOSS		(226,946)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		914,206
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(1,006,230)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(318,970)
Payments for repurchase of units	12	(1,711,024)
		(1,711,024)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		5,711,581

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura High Yield Long Short Fund 0703

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended March 31, 2015
(Unaudited)

Class A

Number of units outstanding at the beginning of the year	3,000
Number of units issued	0
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	3,000

Class B

Number of units outstanding at the beginning of the year	50,900
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(12,200)
Number of units outstanding at the end of the year	38,700

Statistical Information
as at March 31, 2015
(Unaudited)

	2015	2014	2013
Net Assets at the end of the year (in USD)	5,711,581	7,741,575	8,748,091
Class A (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	38,017,712	39,524,160	35,841,964
Net Asset Value per unit at the end of the year	12,673	13,175	11,947
Class B (in USD)			
Net Assets at the end of the year	5,395,189	7,357,285	8,367,077
Net Asset Value per unit at the end of the year	139.41	144.54	130.74

Nomura High Yield Long Short Fund 0703

Notes to the Financial Statements as at March 31, 2015

Note 1 - Organisation

Nomura High Yield Long Short Fund 0703 (the “Trust”) was established by a Trust Deed dated January 31, 2007 entered into by Global Funds Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Management S.A. (the “Management Company”). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

The investment objective of the Trust is to seek to maximise total return while managing risk. The Trust is a “feeder” fund that invests substantially all of its capital (except for a portion of its capital maintained by the Management Company for, among other things, currency hedging transactions, repurchase of Units, payment of any dividends or other distributions or payment of Trust expenses) in Battery Park High Yield Long Short Fund, Ltd. (the “Master Fund”). As at March 31, 2015, the Trust held 31.55% of the participating shares issued by the Master Fund. As the performance of the Trust is directly dependent on the performance of the Master Fund, these financial statements should be read in conjunction with those of the Master Fund.

The Units are not currently, nor are they planned to be, listed on any securities exchange. Units will be transferable only with prior written consent of the Management Company (or Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (“NBL”) on its behalf). Furthermore, the Trust is not intended at this time to be registered or licensed in any jurisdiction or with any supervisory or regulatory authority outside the Cayman Islands.

The Trust will terminate on March 31, 2017, unless its term is extended or shortened pursuant to the terms of the Trust Deed.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg Fund and is therefore neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN MASTER FUND

The Trust's investment in the Master Fund is valued at the Trust's proportionate interest in the net assets of the Master Fund, which represents fair value. The accounting policies of the Master Fund are described in its financial statements.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Trust maintains its accounting records in US Dollars (“USD”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at March 31, 2015:

1 USD = 0.92670 EUR

1 USD = 120.16001 JPY

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee and Management Company fees

For its services, the Trustee is entitled to a fee equal to USD 3,000 per annum, accrued monthly and payable quarterly in arrears out of the assets of the Trust.

For its services, the Management Company is entitled to a fee equal to USD 20,000 per annum, accrued monthly and payable quarterly in arrears out of the assets of the Trust.

Note 4 - Investment Management and Co-Investment Management fees

For its services as the investment manager of the Trust, Nomura Corporate Research and Asset Management Inc. (“NCRAM”) is entitled to a fee equal to 0.75% per annum of the average Net Assets of the Trust, accrued monthly and payable quarterly in USD in arrears out of the assets of the Trust.

For its services as the co-investment manager of the Trust, Nomura Asset Management Co., Ltd. is entitled to a fee equal to 0.25% per annum of the average Net Assets of the Trust, accrued monthly and payable quarterly in USD in arrears out of the assets of the Trust.

Note 5 - Performance fees

For its services as the investment manager of the Trust, NCRAM is also eligible to receive a fee calculated on each Valuation Day (and upon the repurchase of any Units with respect to such repurchased Units or upon any dividend distributions which occur on a date other than a Valuation Day) and payable in USD quarterly in arrears out of the assets of the Trust, equal to 20% of Net New Profit.

“Net New Profit” as of each Valuation Day is the amount, if any, by which the Cumulative Net Profit determined as of such Valuation Day exceeds the High Water Mark. “Cumulative Net Profit” as of each Valuation Day is the amount in USD, if any, by which (i) aggregate realized and unrealised gains, and aggregate items of operating income during the entire life of the Trust to and including such Valuation Day exceeds (ii) aggregate realised and unrealised losses, and aggregate items of operating expenses during the entire life of the Trust to and including such Valuation Day (including all Investment Management Fees, but excluding any Performance Fees and

realised and unrealised gains or losses associated with Currency Hedging Transactions applicable to Class A Units to and including such date).

The “High Water Mark” as of each Valuation Day means (i) zero, in the case of the first calculation of a positive Performance Fee pursuant to the foregoing provisions or (ii) the highest amount of the Cumulative Net Profit (which excludes any Performance Fees and realised and unrealised gains or losses associated with Currency Hedging Transactions applicable to Class A Units) previously calculated in accordance with the foregoing provisions. For the purpose of calculating Cumulative Net Profit and the High Water Mark, historical gains, losses and items of operating income and expense will be adjusted for dividends and Units that have been repurchased.

For the year ended March 31, 2015, there were performance fees of USD 42,411.

Note 6 - Agent Company fees

For its services as agent company in Japan, Nomura Securities Co., Ltd. will be entitled to a fee equal to 0.60% per annum of the average Net Assets of the Trust, accrued monthly and payable quarterly in USD in arrears out of the assets of the Trust.

Note 7 - Custodian and Administrator fees

For its services as custodian and administrator of the Trust, NBL is entitled to a combined fee equal to 0.05% per annum of the average Net Assets of the Trust, accrued monthly and payable quarterly in USD in arrears out of the assets of the Trust.

The Custodian may appoint sub-custodians and the fees and costs of such sub-custodians will be paid out of the assets of the Trust.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>USD</i>
Investment Management and Co-Investment Management fees	14,491
Agent Company fees	8,689
Custodian and Administrator fees	725
Trustee and Management Company fees	5,750
Professional fees	13,599
Accrued expenses	43,254

Note 9 - Distributions

The decision whether or not to declare a distribution will be made by the Management Company (or NBL on its behalf).

It is currently contemplated that the Management Company will consider declaring a distribution twice a year. Distributions, if any, may be paid in March and/or September for each year. However, the Management Company is under no obligation to declare a distribution for any particular period.

Distributions will be made to the person in whose name Units are registered in the Register of Unitholders on the relevant distribution date. Unitholders may request that any distribution be reinvested in Units.

For the year ended March 31, 2015, the Trust did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 10 - Taxation

The Trust is responsible for all taxes, if any, imposed on it (as opposed to those imposed on the Unitholders in respect of their investment in the Units). Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other Cayman Islands taxes payable by the Trust; or withholding taxes applicable to distributions by the Trust to the Unitholders as to the payment of net asset value upon redemption of units. The Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until January 31, 2057.

Note 11 - Values of financial instruments and associated risks

Values of financial instruments: The Trust's assets and liabilities include cash and cash equivalents and amounts due on open transactions which normally settle within a few days and other receivables and payables, which are realised or settled within a short period of time. The carrying amounts of these other assets and liabilities approximate their fair values. The Master Fund's assets may, at any given time, include securities and other financial instruments or obligations which are very thinly traded or for which no market exists or which are restricted as to their transferability under applicable securities laws. The sale of any such investments may be possible only at substantial discounts. Further, such investments may be extremely difficult to value with any degree of certainty.

Associated risks: The Trust's investment activities expose it to the various types of risk, which are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The following summary is not intended to be a comprehensive summary of all risks:

Credit risk: Financial assets, which potentially expose the Trust to credit risk, consist principally of cash balances, forward foreign exchange contracts and deposits with and receivables from brokers. The extent of the Trust's exposure to credit risk in respect of these financial assets approximates their carrying value as recorded in the Trust's Statement of Net Assets.

Market risk: The Trust regularly trades financial instruments with off-balance sheet risk in the normal course of its investing activities in order to manage certain risks and for speculative purposes. These financial instruments may include forward foreign currency exchange contracts. The notional or contractual amounts of these instruments represent the investment the Trust has in particular classes of financial instruments and does not necessarily represent the amounts potentially subject to risk. The measurement of the risks associated with these instruments is meaningful only when all related and offsetting transactions are considered.

Liquidity risk: No secondary market for Units exists or is expected to develop. Therefore, Unitholders may not be able to sell their investment in the Trust in the event of an emergency or for any other reason. Further, Units may not be readily accepted as collateral for a loan. Additionally, Unitholders desiring to cause the Trust to repurchase their Units must comply with certain notice provisions as described herein. Repurchase of Units may be suspended in certain circumstances, and payment of repurchase proceeds may be postponed by the Management Company (or NBL on its behalf).

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases**Issue of units**

Units were offered by way of a public offering in Japan during the period from March 5, 2007 up to and including March 20, 2007. Units were issued on March 27, 2007 (“the Closing Date”). Subscription proceeds were received by the Management Company (or NBL on its behalf) on the Closing Date. Units shall not be offered after the Closing Date.

Class A Units were issued at JPY 10,000 per Unit (inclusive of the sales commission) and Class B Units were issued at USD 100 per Unit (inclusive of the sales commission).

The minimum subscription amount with respect to each class of Units was 1,000 Units. Subscription amounts in excess of 1,000 Units must be made in integral multiples of 100 Units.

In connection with a purchase of Units, investors were charged a sales commission by the distributor equal to JPY 300 per Class A Unit and USD 3 per class B Unit . The sales commission was included in the purchase price of the Units subscribed for and was paid to the distributor out of the assets of the Trust.

Repurchase of units

Subject to certain limitations provided in the Prospectus, Unitholders may require the Trust to repurchase all or a portion of their Units as of the last Business Day of each month (a “Monthly Repurchase Date”). A Unitholder who wishes to cause the Trust to repurchase all or a portion of its Units as of a Monthly Repurchase Date must tender to NBL, in its capacity as the Trust's administrator, a properly completed repurchase form during the relevant Notice Period.

A “Notice Period” is the period beginning on the 25th calendar day of the month preceding the month in which the relevant Monthly Repurchase Date occurs, until the 5th calendar day (or the following Business Day if such day is not a Business Day) of the month in which the relevant Monthly Repurchase Date occurs.

A “Business Day” is any day that banks are open for business in New York, Tokyo, Luxembourg and any other jurisdiction that the Trustee may from time to time determine, excluding December 24th of each year.

Each repurchase order with respect to any class of Units must be for a minimum amount of 100 Units. Repurchase orders for amounts in excess of 100 Units must be made in integral multiples of 100 Units.

The repurchase price per Unit will equal the Net Asset Value per Unit of the relevant class, as of the relevant Monthly Repurchase Date. Though it is possible that adjustments to the Net Asset Value per Unit will be made after a Monthly Repurchase Date, the Trust will not make any adjustments for final valuations, with the result that a Unitholder making a repurchase (for any upward adjustment) or the remaining Unitholders (for any downward adjustment) will bear the risk of changes in valuations that occur after a Monthly Repurchase Date.

Payment of repurchase proceeds will generally be made within four Business Days after the Monthly Repurchase Date unless the Management Company in its absolute discretion, upon notice to the Distributor, determines to postpone the payment of repurchase proceeds due to a delay in the Trust's receipt of repurchase proceeds from the Master Fund.

Payments of repurchase proceeds will be in JPY for Class A Units and in USD for Class B Units. Repurchases of Units may be suspended under certain circumstances by the Management Company (or NBL on its behalf).

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at March 31, 2015, the Trust had the following open forward foreign exchange contracts used for the hedging of Class A units:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised (Loss) in USD
JPY	38,094,903	USD	319,116	April 30, 2015	(1,932)
					(1,932)

Note 14 - Unitholder's information (unaudited)

Pursuant to certain obligations under the U.S. Investment Advisers Act of 1940, as amended pursuant to Rule 206 (4)-2 adopted thereunder (the “Custody Rule”), the Investment Manager is required to cause the Custodian to send quarterly account statements (the “Quarterly Statements”) and certain other required notices to the Unitholders or to an “independent representative” appointed by the Investment Manager for that effect on behalf of the Unitholders.

The Investment Manager has appointed Arthur F. Bell, Jr. & Associates, L.L.C. (“Arthur Bell”) as an “independent representative”.

The appointment of Arthur Bell may not be terminated, and no term of the agreement appointing Arthur Bell, including compensation, may be materially amended to the detriment of Arthur Bell, without investor consent or without a determination by an independent entity or person that such termination or amendment is in the best interest of investors.

Nomura High Yield Long Short Fund 0703

Statement of Investments**as at March 31, 2015***(expressed in US Dollars)*

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Net Asset Value	In % of Net Assets
CAYMAN ISLANDS				
INVESTMENT FUND				
25,586	BATTERY PARK HIGH YIELD LONG SHORT FUND, LTD.	2,908,660	5,674,490	99.35
		<u>2,908,660</u>	<u>5,674,490</u>	<u>99.35</u>
	Total CAYMAN ISLANDS	<u>2,908,660</u>	<u>5,674,490</u>	<u>99.35</u>
Total Investments		<u><u>2,908,660</u></u>	<u><u>5,674,490</u></u>	<u><u>99.35</u></u>

⁽¹⁾ *Quantity represents a number of units/shares.**The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

（２）【2014年３月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703

純資産計算書

2014年３月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
マスター・ファンドへの投資－純資産価額 （取得価額：3,943,305米ドル）	2	7,716,213	957,119
銀行預金		145,718	18,075
資産合計		<u>7,861,931</u>	<u>975,194</u>
負債			
先渡為替契約未実現損失	13	2,780	345
未払費用	8	117,576	14,584
負債合計		<u>120,356</u>	<u>14,929</u>
純資産		<u>7,741,575</u>	<u>960,265</u>

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券数	純資産
Aクラス受益証券（日本円建て）	13,175	3,000口	39,524,160
Bクラス受益証券（米ドル建て）	144.54	50,900口	7,357,285

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用計算書

2014年3月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
費用			
投資顧問報酬および副投資顧問報酬	4	80,002	9,923
成功報酬	5	199,329	24,725
代行協会員報酬	6	47,967	5,950
保管報酬および事務代行報酬	7	4,336	538
受託報酬および管理報酬	3	23,000	2,853
法務報酬		13,600	1,687
海外登録費用		27,867	3,457
専門家報酬		16,755	2,078
その他の費用		200	25
費用合計		413,056	51,235
純投資損失		(413,056)	(51,235)
投資有価証券実現純利益		986,439	122,358
外貨および先渡為替契約実現純損失		(31,197)	(3,870)
当期実現純利益		955,242	118,488
投資有価証券未実現純損益の変動		222,442	27,592
先渡為替契約未実現純損益の変動		(3,157)	(392)
当期末実現純利益		219,285	27,200
運用の結果による純資産の純増加		761,471	94,453

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703

財務書類に対する注記

2014年3月31日現在

注1－組織

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）により締結された2007年1月31日付信託証書によって設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されており、この登録により、目論見書および年次で監査済会計書類をCIMAに提出する義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社であり、管理会社はルクセンブルグの会社である。

トラストの投資目的は、リスクを管理しながら投資利回りの最大化を図ることである。トラストは、（管理会社が、特に、為替ヘッジ取引、受益証券の買戻し、分配またはその他の支払い、トラストの費用の支払いのために保持するトラストの資産の一部を除き）資産の大部分をバッテリー・パーク・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド・リミテッド（「マスター・ファンド」）に投資する「フィーダー」ファンドである。2014年3月31日現在、トラストは、マスター・ファンドが発行する参加投資証券の29.18%を保有していた。トラストの実績はマスター・ファンドの実績に直接依拠するので、当財務書類は、マスター・ファンドの財務書類とあわせて読まれるべきである。

受益証券は現在、証券取引所に上場されておらず、また上場される予定もない。受益証券は、事前に書面で管理会社（または管理会社の代理人としてノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「NBL」））の許可を得た場合に限って譲渡することができる。さらに、トラストは、ケイマン諸島外のいかなる国もしくは監督官庁または裁判管轄権において登録するかまたは認可を受ける意向は現段階では無い。

トラストは、信託証書の条項に従って延長または早期解散する場合を除いて、2017年3月31日に終了する。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、従ってルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督官庁による監督にも服していないことに留意されたい。

注2－重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

マスター・ファンドへの投資

マスター・ファンドへのトラストの投資は、公正価額で表示されるマスター・ファンドの純資産におけるトラストの保有分に依拠して評価される。マスター・ファンドの会計方針は、その財務書類に記述されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により計上される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均原価に基づいて算定される。

外貨換算

トラストは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は当該通貨で表示されている。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

トラストは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券実現／未実現純損益に計上される。

2014年3月31日現在の為替レート：

1米ドル = 0.72738 ユーロ

1米ドル = 102.85002 日本円

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注３－受託報酬および管理報酬

受託会社は、その業務に関し、年3,000米ドルに相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いでトラストの資産から支払われる。

管理会社は、その業務に関し、年20,000米ドルに相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いでトラストの資産から支払われる。

注４－投資顧問報酬および副投資顧問報酬

ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インク（「NCRAM」）は、トラストの投資顧問会社としての業務に関し、トラストの平均純資産の年率0.75%に相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

野村アセットマネジメント株式会社は、トラストの副投資顧問会社としての業務に関し、トラストの平均純資産の年率0.25%に相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

注５－成功報酬

NCRAMはまた、トラストの投資顧問会社としての業務に関し、増加純利益の20%に相当する成功報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に（また買い戻された受益証券に関しては受益証券の買戻し時に、更に評価日以外の日に配当が支払われた場合に配当支払い時に）計算され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

各評価日現在の「増加純利益」は、当該評価日に算定した累積純利益がハイウォーターマークを超えた金額である。各評価日現在の「累積純利益」は、（i）当該評価日を含むトラストの存続期間中の実現利益と未実現利益の合計額および営業収益項目の合計が、（ii）当該評価日を含むトラストの存続期間中の実現損失と未実現損失の合計額および営業費用項目の合計（すべての投資顧問報酬を含むが、当該日までに発生した成功報酬ならびにAクラス受益証券に適用される為替ヘッジ取引に伴う実現・未実現損益を除く。）を超えた米ドル表示の金額である。

各評価日現在の「ハイウォーターマーク」は、（i）上記の規定に基づいてプラスの成功報酬が初めて計算された場合はゼロ、または（ii）上記の規定に基づいて計算された累積純利益の過去最高額（成功報酬とAクラス受益証券に適用される為替ヘッジ取引に伴う実現・未実現損益を除く。）を意味する。累積純利益およびハイウォーターマークの計算上、当該期間の利益・損失、ならびに営業収益・費用項目は、分配金の支払いや受益証券の買戻しがある度に調整される。

2014年3月31日に終了した年度中の成功報酬は、199,329米ドルであった。

注６－代行協会員報酬

野村證券株式会社は、日本における代行協会員としての業務に関し、トラストの平均純資産の年率0.60%に相当する報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

注７－保管報酬および事務代行報酬

NBLは、トラストの保管会社兼事務代行会社としての業務に関し、トラストの平均純資産の年率0.05%に相当する合算報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎月計上され四半期毎の後払いによりトラストの資産から米ドルで支払われる。

保管会社は副保管会社を任命することがあり、かかる副保管会社の報酬および費用は、トラストの資産から支払われる。

注8－未払費用

	(米ドル)
投資顧問報酬および副投資顧問報酬	19,214
代行協会員報酬	11,521
保管報酬および事務代行報酬	962
受託報酬および管理報酬	5,750
専門家報酬	17,132
成功報酬	62,997
未払費用	117,576

注9－分配

分配を行うか否かの決定は、管理会社（またはその代理人としてNBL）によって行われる。

管理会社は、年2回の分配を行うことを現在予定している。分配は、もしあれば、毎年3月および／または9月に支払われる。しかし、管理会社は、いかなる特定の期間に対しても分配を行う義務を負っていない。

分配は、関連する分配基準日においてその氏名が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。受益者は、分配金を受益証券に再投資することを求めることができる。

2014年3月31日に終了した年度に、トラストは受益者に分配を行わなかった。

注10－税金

トラストは、もしあれば、（受益証券への投資に関して受益者に賦課される税金は除く）トラストに賦課されたすべての税金に関して責任を負う。ケイマン諸島の現行法では、トラストは、いかなる収益税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに関して受益者に対するトラストによる分配に適用される源泉課税も賦課されない。トラストは、ケイマン諸島政府から2057年1月31日まで、将来の収入、利益およびキャピタル・ゲインに対して課されるすべての税金を課されない保証を受けている。

注11－金融商品の評価および関連リスク

金融商品の評価：トラスト資産および負債には、現金および現金等価物、通常数日以内に決済される未決済の取引による金額、ならびに短期間内に実現するか決済されるその他の未収金および未払金が含まれる。これらのその他の資産および負債の帳簿価格は、ほぼ公正価値に近似する。マスター・ファンドの資産には、いずれの時点においても、取引がごく僅かであるか市場が存在しないかまたは適用証券法の下で譲渡が制限される証券その他の金融商品または債務証券が含まれる可能性がある。かかる投資対象の売却は、相当のディスカウントによってのみ可能となる場合がある。さらに、かかる投資対象は、正確に評価することが非常に困難である。

関連リスク：トラストの投資活動は、トラストが投資する金融商品および市場に関連する、多様な種類のリスクにトラストをさらしている。以下の要約は、すべてのリスクの包括的な要約をしようとしたものではない。

信用リスク：潜在的にトラストを信用リスクにさらす金融資産は、主に現金残高、先渡為替契約、ならびにブローカーへの預け金およびブローカーからの未収金で構成される。これらの金融資産に関する信用リスクに対するトラストのエクスポージャーの範囲は、トラストの純資産計算書に計上される帳簿価格に近似する。

市場リスク：トラストは、一定のリスクを管理するためまた投機目的で、通常の投資活動において簿外リスクで金融商品を定期的に取り引する。これらの金融商品には、先渡為替契約が含まれる。当該商品の想定価額または契約額は、トラストが金融商品の特定クラスに有する投資有価証券を表し、潜在的にリスクを課される金額を必ずしも表していない。当該商品に伴うリスクの測定は、すべての関連および相殺取引が検討される場合のみ意義がある。

流動性リスク：受益証券の流通市場は存在せず、将来あることも想定されていない。したがって、受益者は、緊急事態またはその他の理由のために受益証券を売却することができないことがある。さらに、受益証券は借入金の担保として容易に受け入れられないことがある。加えて、トラストに受益証券を買戻すことを要求する受益者は、後述のとおり通知の規定に従わなければならない。受益証券の買戻しは、特定の状況において停止されることがあり、管理会社（またはその代理人としてNBL）によって買戻代金の支払いを延期されることがある。

注12－申込みおよび買戻しの条件

受益証券の発行

受益証券は、2007年3月5日から2007年3月20日までの期間中に日本における公募によって募集された。受益証券は、2007年3月27日（「払込期日」）に発行された。発行手取金は、払込期日に管理会社（またはその代理人としてNBL）によって受領された。受益証券は、払込期日後には募集されない。

Aクラス受益証券は1口当たり10,000円（販売報酬込み）、Bクラス受益証券は1口当たり100米ドル（販売報酬込み）で発行された。

最低申込単位は、各クラス受益証券に関して、1,000口であった。1,000口以上の申込み単位は、100口単位で行われた。

受益証券の購入に関して、投資家は、販売会社へのAクラス受益証券1口当たり300円およびBクラス受益証券1口当たり3米ドルの販売報酬を課された。販売報酬は、申し込まれた受益証券の購入価格に含まれ、トラストの資産から販売会社に対して支払われた。

受益証券の買戻し

目論見書に定める制限に従って、受益者は、各月の最終営業日（「月次買戻日」）に、保有する受益証券の全部または一部を買い戻すようトラストに請求することができる。トラストに対して月次買戻日に受益証券の全部または一部の買戻しを求める受益者は、正式に作成した買戻請求書を通知期間中にトラストの事務代行会社であるNBLに提出しなければならない。

「通知期間」とは、当該月次買戻日を含む月の前月の25日（暦日）から、当該月次買戻日を含む月の5日（暦日）（かかる日が営業日でない場合は直後の営業日）までの期間をいう。

「営業日」とは、ニューヨーク、東京およびルクセンブルグにおいて銀行が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除く。）または受託会社が随時決定するその他の日をいう。

各クラス受益証券に関する各買戻請求は、最低100口で、100口を超える場合は100口単位で行われなければならない。

受益証券1口当たりの買戻価格は、当該月次買戻日における該当するクラスの受益証券1口当たりの純資産価格である。月次買戻日以降に受益証券1口当たりの純資産価格を修正することもあり得るが、トラストは、最終評価額の修正を行わないため、買戻しを行った受益者は（上方修正に関して）、または残りの受益者は（下方修正に関して）月次買戻日以降に評価額が変動するリスクを負うことになる。

買戻代金の支払いは、マスター・ファンドからトラストが買戻代金を受領することが遅れたために、管理会社はその裁量により、販売会社に通知した上で買戻代金の支払いの延期を決定しない限り、通常、月次買戻日翌日から起算して4営業日以内に行われる。

買戻代金の支払いは、Aクラス受益証券は日本円で、Bクラス受益証券は米ドルで行われる。受益証券の買戻しは、管理会社（またはその代理人としてNBL）によって特定の状況のもとで停止されることがある。

注13－先渡為替契約

2014年3月31日現在、トラストは、Aクラス受益証券のヘッジのために使用される以下の未決済の先渡為替契約を有していた。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現（損失） （米ドル）
日本円	39,590,710	米ドル	387,777	2014年4月30日	(2,780)
					(2,780)

注14－受益者情報（無監査）

1940年米国投資会社法（同法の規則206(4)－2（「カストディー・ルール」）に従い改正済）の義務に従い、投資顧問会社は、四半期会計計算書（「四半期報告書」）およびその他の要求される通知を受益者に対して、または投資顧問会社によってファンドの受益者の代理人に任命された「独立代表者」に対して、保管会社に送付させなければならない。

投資顧問会社は、「独立代表者」としてアーサー・F・ベル・ジュニア・アンド・アソシエイツ・エルエルシー（「アーサー・ベル」）を任命している。

アーサー・ベルの任命の終了もしくはアーサー・ベルを任命する契約条項（補償を含む）に対し（アーサー・ベルの不利となるような）重大な変更は、受益者の同意なしに、または独立の機関もしくは人による、かかる終了または変更が受益者の最大の利益となると判断しない場合、行うことができない。

Nomura High Yield Long Short Fund 0703

Statement of Net Assets**as at March 31, 2014***(expressed in US Dollars)*

Notes

ASSETS

Investment in Master Fund at net asset value (<i>at cost: USD 3,943,305</i>)	2	7,716,213
---	---	-----------

Cash at bank		145,718
--------------	--	---------

Total Assets		7,861,931
---------------------	--	------------------

LIABILITIES

Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	13	2,780
---	----	-------

Accrued expenses	8	117,576
------------------	---	---------

Total Liabilities		120,356
--------------------------	--	----------------

NET ASSETS		7,741,575
-------------------	--	------------------

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A (in JPY)	13,175	3,000	39,524,160
Class B (in USD)	144.54	50,900	7,357,285

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura High Yield Long Short Fund 0703

Statement of Operations
for the year ended March 31, 2014
(expressed in US Dollars)

Notes

EXPENSES

Investment Management and Co-Investment Management fees	4	80,002
Performance fees	5	199,329
Agent Company fees	6	47,967
Custodian and Administrator fees	7	4,336
Trustee and Management Company fees	3	23,000
Legal fees		13,600
Overseas registration fees		27,867
Professional fees		16,755
Other expenses		200
Total Expenses		413,056
NET INVESTMENT LOSS		(413,056)
Net realised profit on investments		986,439
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(31,197)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		955,242
Change in net unrealised result on investments		222,442
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(3,157)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		219,285
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		761,471

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura High Yield Long Short Fund 0703

Notes to the Financial Statements as at March 31, 2014

Note 1 - Organisation

Nomura High Yield Long Short Fund 0703 (the “Trust”) was established by a Trust Deed dated January 31, 2007 entered into by Global Funds Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Management S.A. (the “Management Company”). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

The investment objective of the Trust is to seek to maximize total return while managing risk. The Trust is a “feeder” fund that invests substantially all of its capital (except for a portion of its capital maintained by the Management Company for, among other things, currency hedging transactions, repurchase of Units, payment of any dividends or other distributions or payment of Trust expenses) in Battery Park High Yield Long Short Fund, Ltd. (the “Master Fund”). As at March 31, 2014, the Trust held 29.18% of the participating shares issued by the Master Fund. As the performance of the Trust is directly dependent on the performance of the Master Fund, these financial statements should be read in conjunction with those of the Master Fund.

The Units are not currently, nor are they planned to be, listed on any securities exchange. Units will be transferable only with prior written consent of the Management Company (or Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (“NBL”) on its behalf). Furthermore, the Trust is not intended at this time to be registered or licensed in any jurisdiction or with any supervisory or regulatory authority outside the Cayman Islands.

The Trust will terminate on March 31, 2017, unless its term is extended or shortened pursuant to the terms of the Trust Deed.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg Fund and is therefore neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN MASTER FUND

The Trust's investment in the Master Fund is valued at the Trust's proportionate interest in the net assets of the Master Fund, which represents fair value. The accounting policies of the Master Fund are described in its financial statements.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Trust maintains its accounting records in US Dollars (“USD”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at March 31, 2014:

1 USD = 0.72738 EUR

1 USD = 102.85002 JPY

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee and Management Company fees

For its services, the Trustee is entitled to a fee equal to USD 3,000 per annum, accrued monthly and payable quarterly in arrears out of the assets of the Trust.

For its services, the Management Company is entitled to a fee equal to USD 20,000 per annum, accrued monthly and payable quarterly in arrears out of the assets of the Trust.

Note 4 - Investment Management and Co-Investment Management fees

For its services as the investment manager of the Trust, Nomura Corporate Research and Asset Management Inc. (“NCRAM”) is entitled to a fee equal to 0.75% per annum of the average Net Assets of the Trust, accrued monthly and payable quarterly in USD in arrears out of the assets of the Trust.

For its services as the co-investment manager of the Trust, Nomura Asset Management Co., Ltd. is entitled to a fee equal to 0.25% per annum of the average Net Assets of the Trust, accrued monthly and payable quarterly in USD in arrears out of the assets of the Trust.

Note 5 - Performance fees

For its services as the investment manager of the Trust, NCRAM is also eligible to receive a fee calculated on each Valuation Day (and upon the repurchase of any Units with respect to such repurchased Units or upon any dividend distributions which occur on a date other than a Valuation Day) and payable in USD quarterly in arrears out of the assets of the Trust, equal to 20% of Net New Profit.

“Net New Profit” as of each Valuation Day is the amount, if any, by which the Cumulative Net Profit determined as of such Valuation Day exceeds the High Water Mark. “Cumulative Net Profit” as of each Valuation Day is the amount in USD, if any, by which (i) aggregate realized and unrealized gains, and aggregate items of operating income during the entire life of the Trust to and including such Valuation Day exceeds (ii) aggregate realised and unrealised losses, and aggregate items of operating expenses during the entire life of the Trust to and including such Valuation Day (including all Investment Management Fees, but excluding any Performance Fees and

realised and unrealised gains or losses associated with Currency Hedging Transactions applicable to Class A Units to and including such date).

The “High Water Mark” as of each Valuation Day means (i) zero, in the case of the first calculation of a positive Performance Fee pursuant to the foregoing provisions or (ii) the highest amount of the Cumulative Net Profit (which excludes any Performance Fees and realised and unrealised gains or losses associated with Currency Hedging Transactions applicable to Class A Units) previously calculated in accordance with the foregoing provisions. For the purpose of calculating Cumulative Net Profit and the High Water Mark, historical gains, losses and items of operating income and expense will be adjusted for dividends and Units that have been repurchased.

During the year ended March 31, 2014, there were performance fees of USD 199,329.

Note 6 - Agent Company fees

For its services as agent company in Japan, Nomura Securities Co., Ltd. will be entitled to a fee equal to 0.60% per annum of the average Net Assets of the Trust, accrued monthly and payable quarterly in USD in arrears out of the assets of the Trust.

Note 7 - Custodian and Administrator fees

For its services as custodian and administrator of the Trust, NBL is entitled to a combined fee equal to 0.05% per annum of the average Net Assets of the Trust, accrued monthly and payable quarterly in USD in arrears out of the assets of the Trust.

The Custodian may appoint sub-custodians and the fees and costs of such sub-custodians will be paid out of the assets of the Trust.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>USD</i>
Investment Management and Co-Investment Management fees	19,214
Agent Company fees	11,521
Custodian and Administrator fees	962
Trustee and Management Company fees	5,750
Professional fees	17,132
Performance fees	62,997
Accrued expenses	117,576

Note 9 - Distributions

The decision whether or not to declare a distribution will be made by the Management Company (or NBL on its behalf).

It is currently contemplated that the Management Company will consider declaring a distribution twice a year. Distributions, if any, may be paid in March and/or September for each year. However, the Management Company is under no obligation to declare a distribution for any particular period.

Distributions will be made to the person in whose name Units are registered in the Register of Unitholders on the relevant distribution date. Unitholders may request that any distribution be reinvested in Units.

For the year ended March 31, 2014, the Trust did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 10 - Taxation

The Trust is responsible for all taxes, if any, imposed on it (as opposed to those imposed on the Unitholders in respect of their investment in the Units). Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other Cayman Islands taxes payable by the Trust; or withholding taxes applicable to distributions by the Trust to the Unitholders as to the payment of net asset value upon redemption of units. The Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until January 31, 2057.

Note 11 - Values of financial instruments and associated risks

Values of financial instruments: The Trust's assets and liabilities include cash and cash equivalents and amounts due on open transactions which normally settle within a few days and other receivables and payables, which are realised or settled within a short period of time. The carrying amounts of these other assets and liabilities approximate their fair values. The Master Fund's assets may, at any given time, include securities and other financial instruments or obligations which are very thinly traded or for which no market exists or which are restricted as to their transferability under applicable securities laws. The sale of any such investments may be possible only at substantial discounts. Further, such investments may be extremely difficult to value with any degree of certainty.

Associated risks: The Trust's investment activities expose it to the various types of risk, which are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The following summary is not intended to be a comprehensive summary of all risks:

Credit risk: Financial assets, which potentially expose the Trust to credit risk, consist principally of cash balances, forward foreign exchange contracts and deposits with and receivables from brokers. The extent of the Trust's exposure to credit risk in respect of these financial assets approximates their carrying value as recorded in the Trust's Statement of Net Assets.

Market risk: The Trust regularly trades financial instruments with off-balance sheet risk in the normal course of its investing activities in order to manage certain risks and for speculative purposes. These financial instruments may include forward foreign currency exchange contracts. The notional or contractual amounts of these instruments represent the investment the Trust has in particular classes of financial instruments and does not necessarily represent the amounts potentially subject to risk. The measurement of the risks associated with these instruments is meaningful only when all related and offsetting transactions are considered.

Liquidity risk: No secondary market for Units exists or is expected to develop. Therefore, Unitholders may not be able to sell their investment in the Trust in the event of an emergency or for any other reason. Further, Units may not be readily accepted as collateral for a loan. Additionally, Unitholders desiring to cause the Trust to repurchase their Units must comply with certain notice provisions as described herein. Repurchase of Units may be suspended in certain circumstances, and payment of repurchase proceeds may be postponed by the Management Company (or NBL on its behalf).

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases**Issue of units**

Units were offered by way of a public offering in Japan during the period from March 5, 2007 up to and including March 20, 2007. Units were issued on March 27, 2007 ("the Closing Date"). Subscription proceeds were received by the Management Company (or NBL on its behalf) on the Closing Date. Units shall not be offered after the Closing Date.

Class A Units were issued at JPY 10,000 per Unit (inclusive of the sales commission) and Class B Units were issued at USD 100 per Unit (inclusive of the sales commission).

The minimum subscription amount with respect to each class of Units was 1,000 Units. Subscription amounts in excess of 1,000 Units must be made in integral multiples of 100 Units.

In connection with a purchase of Units, investors were charged a sales commission by the distributor equal to JPY 300 per Class A Unit and USD 3 per class B Unit . The sales commission was included in the purchase price of the Units subscribed for and was paid to the distributor out of the assets of the Trust.

Repurchase of units

Subject to certain limitations provided in the Prospectus, Unitholders may require the Trust to repurchase all or a portion of their Units as of the last Business Day of each month (a “Monthly Repurchase Date”). A Unitholder who wishes to cause the Trust to repurchase all or a portion of its Units as of a Monthly Repurchase Date must tender to NBL, in its capacity as the Trust's administrator, a properly completed repurchase form during the relevant Notice Period.

A “Notice Period” is the period beginning on the 25th calendar day of the month preceding the month in which the relevant Monthly Repurchase Date occurs, until the 5th calendar day (or the following Business Day if such day is not a Business Day) of the month in which the relevant Monthly Repurchase Date occurs.

A “Business Day” is any day that banks are open for business in New York, Tokyo, Luxembourg and any other jurisdiction that the Trustee may from time to time determine, excluding December 24th of each year.

Each repurchase order with respect to any class of Units must be for a minimum amount of 100 Units. Repurchase orders for amounts in excess of 100 Units must be made in integral multiples of 100 Units.

The repurchase price per Unit will equal the Net Asset Value per Unit of the relevant class, as of the relevant Monthly Repurchase Date. Though it is possible that adjustments to the Net Asset Value per Unit will be made after a Monthly Repurchase Date, the Trust will not make any adjustments for final valuations, with the result that a Unitholder making a repurchase (for any upward adjustment) or the remaining Unitholders (for any downward adjustment) will bear the risk of changes in valuations that occur after a Monthly Repurchase Date.

Payment of repurchase proceeds will generally be made within four Business Days after the Monthly Repurchase Date unless the Management Company in its absolute discretion, upon notice to the Distributor, determines to postpone the payment of repurchase proceeds due to a delay in the Trust's receipt of repurchase proceeds from the Master Fund.

Payments of repurchase proceeds will be in JPY for Class A Units and in USD for Class B Units. Repurchases of Units may be suspended under certain circumstances by the Management Company (or NBL on its behalf).

Note 13 - Forward Foreign Exchange Contracts

As at March 31, 2014, the Trust had the following open Forward Foreign Exchange Contracts used for the hedging of Class A units:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised (Loss) in USD
JPY	39,590,710	USD	387,777	April 30, 2014	(2,780)
					(2,780)

Note 14 - Unitholder's information (unaudited)

Pursuant to certain obligations under the U.S. Investment Advisers Act of 1940, as amended pursuant to Rule 206 (4)-2 adopted thereunder (the “Custody Rule”), the Investment Manager is required to cause the Custodian to send quarterly account statements (the “Quarterly Statements”) and certain other required notices to the Unitholders or to an “independent representative” appointed by the Investment Manager for that effect on behalf of the Unitholders.

The Investment Manager has appointed Arthur F. Bell, Jr. & Associates, L.L.C. (“Arthur Bell”) as an “independent representative”.

The appointment of Arthur Bell may not be terminated, and no term of the agreement appointing Arthur Bell, including compensation, may be materially amended to the detriment of Arthur Bell, without investor consent or without a determination by an independent entity or person that such termination or amendment is in the best interest of investors.

[次へ](#)

（参考情報：以下はマスター・ファンドであるバッテリー・パーク・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド・リミテッドの財務書類の抜粋である。日本円による金額は、2015年7月31日現在の1米ドル＝124.04円で換算されている。）

バッテリー・パーク・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド・リミテッド

純資産計算書

2015年3月31日現在

（米ドルで表示）

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券一時価 （取得価額：27,118,152米ドル）	23,631,130	2,931,205
銀行預金	733,777	91,018
ブローカーからの未収金	284,859	35,334
未収収益	506,168	62,785
資産合計	25,155,934	3,120,342
負債		
ショート・ポートフォリオ一時価 （取得価額：922,040米ドル）	1,142,590	141,727
当座借越	5,484,483	680,295
クレジット・デフォルト・スワップ契約未実現損失	237,130	29,414
未払費用	24,381	3,024
その他の負債	5,144	638
ブローカーへの未払金	274,618	34,064
負債合計	7,168,346	889,162
純資産	17,987,588	2,231,180
発行済投資証券数	81,107株	
1株当たり純資産価格	221.78米ドル	27,510円

バッテリー・パーク・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド・リミテッド

運用計算書

2015年3月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
収益		
預金利息	499	62
投資有価証券に係る利息純額	1,844,699	228,816
受領配当金、純額	85,739	10,635
収益合計	1,930,937	239,513
費用		
保管報酬および事務代行報酬	22,486	2,789
コルレス銀行報酬	61,991	7,689
法務報酬	40,765	5,056
専門家報酬	12,715	1,577
その他の費用	4,746	589
費用合計	142,703	17,701
純投資収益	1,788,234	221,813
投資有価証券およびクレジット・デフォルト・スワップ契約実現純利益	303,482	37,644
外貨実現純利益	382,133	47,400
当期実現純利益	685,615	85,044
投資有価証券未実現純損益の変動	(2,496,089)	(309,615)
クレジット・デフォルト・スワップ契約未実現純損益の変動	30,235	3,750
当期末実現純損失	(2,465,854)	(305,865)
運用の結果による純資産の純増加	7,995	992

バッテリー・パーク・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド・リミテッド

純資産変動計算書

2015年3月31日に終了した年度

（米ドルで表示）

	（米ドル）	（千円）
期首現在純資産	26,447,023	3,280,489
純投資収益	1,788,234	221,813
当期実現純利益	685,615	85,044
当期末実現純損失	(2,465,854)	(305,865)
運用の結果による純資産の純増加	7,995	992
投資証券の買戻支払金	(8,467,430)	(1,050,300)
	(8,467,430)	(1,050,300)
期末現在純資産	17,987,588	2,231,180

発行済投資証券数の変動表

2015年3月31日に終了した年度

（無監査）

期首現在発行済投資証券数	118,889
発行投資証券数	0
買戻投資証券数	(37,782)
期末現在発行済投資証券数	81,107

統計情報

2015年3月31日現在

（無監査）

（米ドルで表示）

	2015年	2014年	2013年
期末現在純資産	17,987,588	26,447,023	33,605,187
期末現在1株当たり純資産価格	221.78	222.45	190.74

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2015年7月末日現在)

	米ドル（IV、Vを除きます。）	円（IVを除きます。）
I 資産総額	4,945,284	613,413,027
II 負債総額	26,878	3,333,947
III 純資産総額（I－II）	4,918,406 Aクラス受益証券（円） 37,311,549 Bクラス受益証券（米ドル） 4,617,434	610,079,080
IV 発行済口数	Aクラス受益証券 3,000口 Bクラス受益証券 33,700口	
V 一口当たりの純資産価格	Aクラス受益証券：12,437円 Bクラス受益証券：137.02米ドル	— 16,996

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、エスペランジュ、ガスペリッシュ通り33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも（アメリカ合衆国以外で）受益者集会を招集することができます。受託会社は、合計で発行済ファンド証券の51%以上の受益者から要請があった場合、かかる集会を招集しなければなりません。21日以上前の通知が、受益者に送付されなければなりません。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に記載されているとおりです。受益者は、各ファンド証券毎に1議決権を有します。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者を含みます。）の受益証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は375,000ユーロ（約5,091万円）で、2015年7月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約339万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の管理会社の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員数名を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2013年法第7条の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授權された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授權された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授權された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合を除いて、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されことなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

取締役会の議事録には、会長、または会長不在の場合には、同取締役会の議長を務めた上記の暫定的議長が署名します。

司法手続またはその他の手続において作成されることがあるかかる議事録の謄本または抄本には、会長、秘書役または2名の取締役が署名します。

取締役は、適式に招集された取締役会においてのみ行為します。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。しかしながら、取締役は、取締役会の決議により明確に認められた場合を除き、個人的な行為により管理会社を拘束することはできません。法律または定款により株主総会に対して明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権能の範囲内とされます。取締役会は、管理会社の日々の運営および業務を行う権限および会社の政策と目的を推進するための行為を為す権限を、管理会社の授権された業務遂行役員に委任することができます。

(3) 役員および従業員の状況

(2015年7月末日現在)

氏名	役職名	その他の兼職
増田 真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、デピュ ティー・ジェネラル・マネジャー
中野 隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
ジャンフランソワ・カプラス (Jean- François Caprasse)	取締役兼 コンダクティング・ オフィサー	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 取締役
アラン・フレデリック・クラ チェット (Alan Frederick Crutchett)	取締役	—
ヴィルジニ・ラグランジュ (Virginie Lagrange)	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、チー フ・アドミニストレイティブ・オフィサー
アーンスト・アンド・ヤング ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) 2015年7月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、A I FMDで言うところのA I Fに関し、2013年法第5条第2項及び同法別紙Iに基づき、A I Fの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。
 - ・2010年法第125－2条に従い、ルクセンブルグで設立され、A I FMDで言うところのA I Fとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。
- 管理会社は、2015年7月末日現在128本の投資信託の管理・運用を行っています。

(2015年7月末日現在)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	サブ・ファンド数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,654,941,592.19米ドル
		1	319,980,318.87ユーロ
		2	3,077,362,248.17豪ドル
		1	117,155,847.28カナダ・ドル
		1	739,825,459.71ニュージーランド・ドル
		1	114,335,187.15英ポンド
ルクセンブルグ	その他	19	1,637,670,577.82米ドル
		7	163,628,207.70ユーロ
		13	483,407,010,106日本円
		9	883,056,248.90豪ドル
		4	50,977,016.02カナダ・ドル
		5	341,608,412.54ニュージーランド・ドル
ケイマン諸島	その他	3	21,046,699.39英ポンド
		19	816,650,675.89米ドル
		1	346,919,076.36南アフリカ・ランド
		1	18,220,365.13ユーロ
		29	33,168,457,738日本円
		7	745,962,782.26豪ドル
	計	3	220,207,840.15ニュージーランド・ドル
		128	

ii) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ファンドの管理会社としての役割を担います。管理会社の権利および職務は信託証書に定められるとおりです。管理会社および受託会社は、信託証書および関係法の諸条件に従い、ファンドの資産および運営について両社間で全般的権限および責任を有します。

管理会社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの子会社です。

管理会社は、信託証書の解約までファンドの管理会社としての役割を担い続けますが、受託会社により承認された別の資格を有する法人が選任されることを条件として退任する権限が付与されます。

受託会社は下記の場合書面による通知をもって管理会社を解任することができ、また受託会社は、ファンドを解約しファンドの資産を清算する受託会社の権利に悪影響を及ぼすことなく後任の管理会社を任命することができます。

- a) 管理会社が清算に入った場合（受託会社に事前に書面にて承認されたところに従い資本の再構築または合併の為に行われる任意清算を除きます。）または管財人がその資産に関し任命された場合；
- b) 受託会社が、それが受益者にとり最大の利益となると判断した場合；または
- c) 受益者の特別決議が、管理会社の解任に関し可決される場合。

信託証書に基づき、管理会社、その関連会社、取締役、役員、職員または代理人は、信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行においてファンドの管理会社としての地位に基づきまたはその関連会社、取締役、役員、職員または代理人としての地位に基づき受けたまたは負担した、あらゆる訴訟行為、法的手続き、債務、費用、請求、損失、経費（合理的な法的、専門家およびその他の費用を含むがこれに限定されません。）、要求について、ファンドの資産から補償を受ける権利を有しファンドの資産に対して請求権を有します。ただし、管理会社、その関連会社、取締役、役員、職員の故意の不履行、詐欺または重大な過失による作為または不作為に起因する訴訟行為、法的手続き、債務、費用、請求、損失、経費、要求に関する場合を除きます。

別途本規則に明示の定めがある場合を除き、管理会社は、受託会社の同意を得ることなく、信託証書に基づく権能の全てまたは一部を、単一または複数の第三者に委任する全般的権限を有しますが、管理会社はかかる委託先が信託証書の適用される条項を遵守するように確保するものとします。管理会社はかかる委託先の行為または不作為によって生じた損失または損害について、かかる損失または損害が、管理会社自身の故意の不履行、詐欺または重大な過失により生じた場合を除き、責任を負いません。

信託証書に基づき、管理会社は管理会社自身の故意の不履行、詐欺または重大な過失により生じた場合を除き、時期および原因の如何を問わず、ファンドの資産に生じた損失または損害に対して責任を負担しないものとします。信託証書に基づき、受益者は管理会社自身の故意の不履行、詐欺または重大な過失により生じた場合を除き、管理会社に対するまたは関する請求、訴訟、要求、権利について、ファンドの資産に対してのみ請求をなすことができます。

信託証書に基づき、管理会社は、ファンドのため受益証券を発行し、信託証書、目論見書および適用ある法令の規定に常時従うことを条件として、ファンド証券の発行および買戻し、ファンド証券一口当りの純資産価格の計算ならびに分配金の支払（行われる場合）の手配または監督を含むファンドの事務を一般的に管理する独占的権利を有しています。管理会社は、販売会社、投資顧問会社および事務代行会社にこれらの権限の一部を委託します。特に、管理会社は、本規則の目的上ファンドの「アドミニストレーター」として事務代行会社を任命し、本規則の目的上ファンドの「アドバイザー」として投資顧問会社を任命し、事務代行会社および投資顧問会社はそれぞれ、本規則がアドミニストレーターおよびアドバイザーに関係している限りこれを遵守する責任を負います。信託証書はさらに、当該投資顧問会社の任命が、ファンドの資産の投資および再投資が受託会社および／または管理会社ではなく、投資顧問会社の責務となること；投資顧問会社がファンドの資産の投資および再投資を行うに当り管理会社がこれを監督すること；管理会社が各時点における投資顧問契約の解約規定に従い一切の投資顧問契約を解約することができ、受託会社との協議の上、代わりの投資顧問会社を任命することができることを前提に、当該任命がなされると定めています。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2015年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.75円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2015年 3 月31日		2014年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
未収債権					
1 年以内期限到来		401,155	54,457	432,756	58,747
銀行預金、郵便局当座預金口座現金、 小切手および手許現金	11	8,050,201	1,092,815	7,788,467	1,057,284
		8,451,356	1,147,272	8,221,223	1,116,031
前払金		18,750	2,545	29,489	4,003
資産合計		8,470,106	1,149,817	8,250,712	1,120,034
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	50,906	375,000	50,906
準備金					
法定準備金	4	37,500	5,091	37,500	5,091
その他の準備金	4	1,130,000	153,398	1,290,000	175,118
繰越（損）益	4	5,255,936	713,493	3,899,759	529,392
当期（損）益	4	633,681	86,022	1,196,177	162,381
		7,432,117	1,008,910	6,798,436	922,888
引当金					
納税引当金	5	807,746	109,652	1,222,740	165,987
		807,746	109,652	1,222,740	165,987
非劣後債					
未払債務					
1 年以内支払期限到来	6	204,352	27,741	206,301	28,005
税金および社会保障債務					
税金債務		9,210	1,250	11,171	1,516
社会保障債務		16,681	2,264	12,064	1,638
		230,243	31,255	229,536	31,160
負債合計		8,470,106	1,149,817	8,250,712	1,120,034

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2015年３月31日に 終了した年度		2014年３月31日に 終了した年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他の外部費用	10、11	379,754	51,552	242,513	32,921
人件費					
給料・賃金	9	811,587	110,173	757,768	102,867
給料・賃金に係る社会保障費	9	71,873	9,757	67,087	9,107
その他の営業費用		25,000	3,394	10,417	1,414
利息およびその他の財務費用					
関連企業に係るもの		1,916	260	—	—
所得税	5	110,827	15,045	167,619	22,754
当期利益		633,681	86,022	1,196,177	162,381
費用合計		2,034,638	276,202	2,441,581	331,445
収益					
純売上高	1	2,025,472	274,958	2,275,971	308,963
金融固定資産からの収益	8	—	—	137,023	18,601
その他の利息およびその他の財務収益					
関連企業からの受領	7、11	9,166	1,244	28,587	3,881
収益合計		2,034,638	276,202	2,441,581	331,445

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2015年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としての認可を2014年2月14日付で得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルの連結財務書類に含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

比較を可能とするために、2014年3月31日現在の一部の項目名を再表示している。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高は、管理運用するファンドから受領する管理報酬を表す。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

未収債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注３－払込済資本金

2015年３月31日および2014年３月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注４－準備金および繰越利益

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年３月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	—	—	1,196,177
資産税準備金の取毀し純額	—	(305,000)	305,000
資産税準備金	—	145,000	(145,000)
2015年３月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の８a項に従い、当社は、当該年度の法人所得税を上限とした、資産税の減税を受ける権利を有する。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の資産税額の５倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から５年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、税控除は配当が行われた年度に廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2015年３月31日現在、配当不能準備金は1,130,000ユーロであり、これは2009年から2014年までの年度の資産税の５倍に相当する。

2014年６月10日に開催された年次総会により、2008年の資産税準備金（305,000ユーロ）が全額取り毀され、2014年の資産税準備金として145,000ユーロが設定された。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出していない会計期間に関して当社が見積もった納税額（当社が税務当局に支払った前払金を控除した額）に相当する。

注６－未払債務

2015年３月31日および2014年３月31日現在、残高は、未払いの監査報酬、コンサルタント料、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されていた。

注７－その他の利息およびその他の財務収益

	2015年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2014年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純（損）益	9,166	25,540
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益の変動純額	—	3,047
	9,166	28,587

注8－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2014年3月31日に 終了した年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	—	136,762
受取配当金	—	261
	<u>—</u>	<u>137,023</u>

注9－スタッフ

2015年3月31日に終了した年度中に、当社は6名の従業員を雇用していた。

2014年3月31日現在の従業員は6名であった。

注10－その他の外部費用

その他の外部費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2014年3月31日に 終了した年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	119,250	25,000
コンサルタント料	45,224	—
海外登録費用	104,173	119,228
その他の費用	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

注11－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）と当社は、サービス水準合意書に署名した。当該合意により当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任した。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度に年額100,000ユーロ（付加価値税抜き）が比例按分で銀行によって請求され、損益計算書の「その他の外部費用」に計上されている。

注12－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2015年3月31日現在約16,039百万ユーロ（2014年：15,250百万ユーロ）である。

注13－受領保証状

当社は2014年4月23日に、当社が2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律の第8条第3項に規定された自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度としてノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが加算金を支払うことを保証する無期限の保証状を、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから受領した。保証状は、2015年3月27日付で失効している。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		401,155	432,756
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	11	8,050,201	7,788,467
		<u>8,451,356</u>	<u>8,221,223</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>29,489</u>
TOTAL (ASSETS)		<u>8,470,106</u>	<u>8,250,712</u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	1,130,000	1,290,000
Profit or loss brought forward	4	5,255,936	3,899,759
Profit or loss for the financial year	4	<u>633,681</u>	<u>1,196,177</u>
		<u>7,432,117</u>	<u>6,798,436</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	<u>807,746</u>	<u>1,222,740</u>
		<u>807,746</u>	<u>1,222,740</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	204,352	206,301
Tax and social security debts			
Tax debts		9,210	11,171
Social security debts		<u>16,681</u>	<u>12,064</u>
		<u>230,243</u>	<u>229,536</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u>8,470,106</u>	<u>8,250,712</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
 (expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	10, 11	379,754	242,513
Staff costs			
Salaries and wages	9	811,587	757,768
Social security on salaries and wages	9	71,873	67,087
Other operating charges		25,000	10,417
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings		1,916	---
Income tax	5	110,827	167,619
Profit for the financial year		<u>633,681</u>	<u>1,196,177</u>
TOTAL CHARGES		<u><u>2,034,638</u></u>	<u><u>2,441,581</u></u>
INCOME			
Net turnover	1	2,025,472	2,275,971
Income from financial fixed assets	8	---	137,023
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 11	<u>9,166</u>	<u>28,587</u>
TOTAL INCOME		<u><u>2,034,638</u></u>	<u><u>2,441,581</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2015**

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A - 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

When necessary, some captions as at March 31, 2014 have been restated to allow comparison.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 - Subscribed capital

As at March 31, 2015 and 2014, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 - Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759
Previous year's profit	---	---	1,196,177
Net release of net worth tax reserve	---	(305,000)	305,000
Net worth tax reserve	---	145,000	(145,000)
Balance as at March 31, 2015	<u>37,500</u>	<u>1,130,000</u>	<u>5,255,936</u>

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2015, the non-distributable reserve amounted EUR 1,130,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2009 to 2014.

As per Annual General Meeting held on June 10, 2014, the 2008 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 305,000 while a net worth tax reserve of EUR 145,000 was constituted for 2014.

Note 5 - Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 - Trade creditors

As at March 31, 2015 and 2014, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 - Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	9,166	25,540
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	---	3,047
	<u>9,166</u>	<u>28,587</u>

Note 8 - Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain on financial fixed assets	---	136,762
Dividend received	---	261
	<u>---</u>	<u>137,023</u>

Note 9 - Staff

During the year ended March 31, 2015, the Company has employed 6 persons.

The Company had 6 employees as of March 31, 2014.

Note 10 - Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Domiciliation fees	119,250	25,000
Consultancy fees	45,224	---
Overseas regulation fees	104,173	119,228
Other charges	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

Note 11 - Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2015 and 2014. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “ Bank ”) and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2015 and 2014 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 12 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 16,039 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 15,250 million).

Note 13 - Guarantee received

On April 23, 2014, the Company received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company would need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers. The guarantee letter was terminated with effective date on March 27, 2015.

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に関わる場合があります。これらの業務には、他のファンドの運用業務および管理業務、受託銀行または業務提供者を務めること、証券の売買、投資運用業務および投資助言業務、仲介業務、ならびに他のファンドもしくは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、ファンドに提供する業務に類似する業務を第三者に提供することができ、かかる業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、受託会社および管理会社は、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

受託会社は、ファンドの勘定で、関係当事者またはかかる者が助言もしくは運用する投資信託または勘定から証券を取得し、またはこれらに対し証券を処分することができます。

関係当事者（受託会社および管理会社を除きます。）は、自らが適切と判断する場合受益証券を保有し、かつ、これを取扱うことができます。関係当事者は、ファンドが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象の購入、保有および取引することができます。関係当事者は、受益者との間で、またはその証券がファンドによるかもしくはファンドの勘定で保有されている主体との間で契約を行うかしくは金融取引またはその他の取引を行うことができ、または当該契約もしくは取引に利害関係を有することができます。さらに、関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

5【その他】

(1) 取締役会の変更

取締役は、年次株主総会において、次の年次株主総会が終了するまでおよび後任が選出かつ承認されるまでを任期として、株主により選任されます。ただし、取締役は、理由の有無に関わらず、株主が採択した決議によりいつでも、解任および／または交代されます。取締役は再選任されることがあります。死亡、退任、定年その他により取締役に欠員が生じた場合には、次の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役は会議を行い多数決により取締役を選任することができます。

(2) 定款の変更

定款は、ルクセンブルグの法律によって規定される定足数および決議要件に従い、株主総会により随時修正することができます。管理会社の解散に関しては、定款の変更を行うために必要な方法で承認された株主総会の決議が必要です。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令の規定に基づくオルタナティブ投資ファンドの管理運用に関連する権限のすべてを有する他のルクセンブルグの会社に、その業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(4) 出資の状況

該当ありません。

(5) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」ということがあります。）による規制を受けていますが、ファンドは、ルクセンブルグの投資信託ではなく、ルクセンブルグ法に従うものではありません。ファンドは、ルクセンブルグ大公国のいかなる監督官庁による認可も取得しておらず、ルクセンブルグの官庁による規制に従うものではありません。2010年法第100条に従い、ルクセンブルグ大公国内であるいは大公国内から、一般投資家に対してファンドの受益証券の販売を行うことは、違法です。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

② 資本金の額

2015年7月末日現在、500,000ユーロ（約6,788万円）（払込済株式資本）

③ 事業の内容

受託会社は、1998年、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社およびミューチュアル・ファンド・アドミニストレーターとして行為する認可をケイマン諸島の総督から得ています。

(2) 保管会社、事務代行会社

① 名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

② 資本金の額

2015年7月末日現在、2,800万ユーロ（38億100万円）

③ 事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、1990年ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

(3) 販売会社、代行協会員

① 名称

野村證券株式会社

② 資本金の額

2015年8月末日現在、100億円

③ 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2015年8月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について、指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 投資顧問会社

① 名称

ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク
(Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.)

② 資本金の額

2015年8月末日現在、4,200万米ドル（52億968万円）

③ 事業の内容

ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクは、1940年米国投資顧問法（その後の改正を含みます。以下「投資顧問法」といいます。）に基づく、1991年に設立された投資顧問会社です。投資顧問会社は、19名（2015年7月末日現在）の投資専門家を擁し、ハイ・イールド債券のポートフォリオを1991年から、エマージング・マーケット・ソブリン債のポートフォリオを1996年から、レバレッジド・ローンのポートフォリオを1999年から、ショートポジションの投資戦略を（ロングポジションの投資戦略同様）2001年から、それぞれ運用しています。

2015年8月末日現在、投資顧問会社は約130億米ドルの運用資産を有し、そのうちハイ・イールド債の運用資産は約125億米ドル、エマージング債の運用資産は約4億400万米ドル、レバレッジド・ローンの運用資産が約6,790万米ドルとなっています。

(5) 副投資顧問会社

① 名称

野村アセットマネジメント株式会社

② 資本金の額

2015年6月29日現在、171億8,035万円

③ 業務の内容

野村アセットマネジメントは、1959年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言・代理業及び投資運用およびその他関連サービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーは、ファンドの受託会社として業務を提供します。受託会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。受託会社および管理会社は、信託証書の諸条件に従いファンドの資産および管理について当該会社間において全般的な権限および責任を有しています。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社です。受託会社は、1998年2月27日にケイマン諸島に設立され、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの全額出資子会社です。

信託証書に基づき、受託会社、管理会社およびその関連会社、ならびにその取締役、役員、従業員または代理人は、それぞれがファンドの受託会社または管理会社もしくはその関連会社としてまた取締役、役員、従業員または代理人として付されもしくはは就任する、信託証書に基づくまたはファンドに関連する権限および義務を適切に行使・履行する上で生じたすべての訴訟行為、特定の個人に対する訴訟、債務、費用、請求、損害賠償（すべての合理的な、弁護士、専門家その他類似の費用を含みます。）支出または要求に対し、それぞれファンドの資産から補償を受けかつファンドの資産に対し償還請求権を有するものとされています。ただし、これらの補償は、受託会社、管理会社もしくはその関連会社またはその取締役、役員もしくは従業員のそれぞれの故意による不履行、欺罔行為または重過失により惹起された作為または不作為に起因する訴訟行為、特定の個人に対する訴訟、債務、費用、請求、損害、支出または要求に対しては、適用されません。

受託会社は、ケイマン諸島の信託法の規定に従い行為することができ、受託会社の権利、特権、権限、義務、信託および裁量権のすべてまたは一部を、受託会社および管理会社に承認された個人、団体、事務所または法人に委託することができます。信託証書に基づき、受託会社は、受任者または再受任者の行為を監督する義務を負わず、かつ受託会社の任務についての自己の故意による不履行、重過失または欺罔行為により損失が生じた場合を除いて、再受任者または受任者の不正行為または不履行を理由としてファンドが被った損失について責を負いません。また、委託または再委託が行われた場合、受託者または再受託者は、受託会社から受託された事柄に関して、受託会社が信託証書に基づいて委託および再委託の権限を行使していなかった場合に負う責任と同じ責任を負うものとされています。

信託証書に基づき、受託会社は、受託会社、管理会社、投資顧問会社または副投資顧問会社の会計士、ブローカー、弁護士、代理人その他のエージェントまたは顧問から得た助言または情報に基づいて行動することができ、かつ受託会社の重過失、故意による不履行または欺罔行為が無い場合、かかる助言または情報に依拠した自己の作為または不作為について責任を負わないものとされています。また、受託会社は、受託会社、管理会社、投資顧問会社または副投資顧問会社の会計士、ブローカー、弁護士、代理人その他のアドバイザーの如何なる不正行為、過誤、見落とし、判断の誤りまたは思慮の欠如についても責任を負わないものとされています。

信託証書に基づき、受益者は、受託会社または管理会社に関しまたはこれらに対し発生する、あらゆる請求、訴訟、要求または権利について、本信託財産の資産についてのみ償還請求権を有するものとされ、このような請求、訴訟、要求または権利が（場合によって）受託会社または管理会社の故意による不履行、欺罔行為または重過失により発生した場合を除いて、いかなる状況下においても、受託会社または管理会社のその他の資産もしくは財産に対し償還請求権を有しないものとされています。

受託会社は、受益者および管理会社に対し60日以上前に書面により通知することによって、退任し信託証書の信託上の責務を免れることができますが、かかる退任および免責は、信託証書の規定に基づき、後任の受託会社の選任が始めて効力を生ずるものとされています。受託会社が退任の意図を書面により通知した場合、または受託会社が（強制または任意のいずれを問わず）清算手続きに入った場合で、かかる通知の受領日から30日以内に後任の受託会社を選定しかつ選任できない場合、受託会社または管理会社は、信託証書に基づき、直ちに受益者集会を招集するものとされています。

受益者は、特別決議によって、何時でも書面による通知により、ファンドの受託会社に対しその解任を通知し、かつ、後任受託会社を指名することができるものとされています。

(2) 保管会社・事務代行会社

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、2007年1月31日にファンドの受託者である受託会社グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーとの間で締結された保管契約（以下「保管契約」といいます。）により、ファンド資産の保管会社としての役割を負います。保管契約は、受託会社または保管会社のいずれかが他方当事者に60日以上前（ただし、両者が合意した場合にはより短い期間）に書面によって事前に通知することで終了します。保管契約は、（i）受託会社または保管会社が本契約に基づく義務に違反した場合で、かつ他方当事者からの是正を要求する通知の受領後30日以内に、当該違反を是正しなかった場合、または（ii）受託会社または保管会社が清算された場合（他方当事者が事前に書面により承認した要項に基づく、再生または合併を目的とする任意清算の場合を除きます。）、その資産のいずれかについて管財人が任命された場合、もしくは受託会社または保管会社にあらゆる種類の債務不履行事由が生じた場合、他方当事者が書面で通知することにより直ちに終了します。

保管契約において、保管会社は、その帳簿上、ファンドのために分離された口座において、ファンド勘定から随時受領するすべての有価証券を記録・保管し、また、すべての有価証券を保管会社の金庫に、またはこれらの有価証券を安全に保管するために適切と考えられるその他の方法により、保管すべく手配するものとされています。保管会社が（保管会社の金庫以外で）安全な保管をすることにより、または、投資取引決済、もしくは有価証券に付随する利息、配当その他の権利の受領に伴って、発生した通常の費用は、ファンドが負担します。

さらに保管契約では、保管会社は、ファンドの名において帳簿上分離された単一または複数の銀行口座を開設・維持し、もし適用ある法令に則り、適切に指示された場合には、保管会社の名において帳簿上分離された単一または複数の銀行口座を、単一または複数の銀行その他随時受託会社との間で合意する類似の場所において、ファンドの利益のため、開設・維持します。保管会社は、これらのファンドの口座において、上記の条項に従い、ファンドの代理人として、受領した全ての現金を、ファンドの勘定において保管します。

保管契約では、保管会社または代理店、代理人、副保管会社に不正、詐欺行為、重過失、故意の債務不履行がない限り、保管会社は、その業務上における作為もしくは不作為、または業務上の義務の不履行の過程もしくは結果としてファンドが被る損失または損害について、受託会社または受益者に対し、責任を負わないものとされています。

受託会社は、保管契約に従い、業務遂行中に保管会社が課され、あるいは受けた、いかなる種類または性質のあらゆる債務、義務、損失、損害、罰金、訴訟、判決、告訴、経費、費用または立替費用（ただし、保管会社による不正、詐欺行為、重過失または故意の不履行によるものを除きます。）についても、保管会社に対しファンドの資産から補償することに同意します。

保管会社は、保管契約に従い、適任とする副保管会社を選任し、また解任し代替銀行を選任することができます。保管会社はファンドの資産から費用を副保管会社へ支払います。保管会社は誠実に選任した副保管会社の作為、不作為について責任を負いません。

保管会社は、マスター・ファンドの保管会社も兼務しており、保管会社とマスター・ファンドは、マスター・ファンドに関して上記保管契約とほぼ同様の保管契約を締結しています。

保管会社は、また、2007年1月31日に管理会社との間で締結された事務代行契約（以下「事務代行契約」といいます。）により、ファンドの事務代行会社としての役割を負います。事務代行契約は、無期限ながらもいずれの当事者も、60日以上前に書面によって事前に通知をすることにより終了することができます。また、事務代行契約は（i）一方当事者が事務代行契約上の義務に違反し、かつ、かかる違反を是正することを求める他方当事者の通知が到達した後30日以内に当該不履行を是正できない場合、または（ii）会社の破産（他方当事者が事前に書面によって承諾している条件の下での再建や合併を目的とした自発的整理を除きます。）もしくはいずれかの当事者の資産についての財産管理人の選任、もしくはいずれかの当事者のあらゆる種類の経済的債務不履行があった場合には、一方当事者が他方当事者に対し、書面で通知することにより、直ちに終了します。

保管会社は、ファンドの勘定、純資産評価、受益証券の発行、登録、振替および買戻に関連する業務を行い、また事務代行契約の規定および条件に従って、通常、会計士、登録業者および振替業者が行うその他一般的な事務代行業務も行います。

事務代行契約に従い、事務代行会社は、その業務遂行において故意の不履行、詐欺行為または重過失がない限り、そのいかなる信託会社および／またはファンドおよび／または管理会社が受けまたは被る損失又は損害についても責任を負わないものとされています。

事務代行契約に従い、管理会社（または受託会社）は、事務代行契約上の義務の履行中に第三者が事務代行会社に対し課し、被らせ、または主張した、いかなる種類または性質のあらゆる債務、義務、損失、損害、罰金、訴訟、判決、告訴、経費、費用または立替費用（ただし、事務代行会社による故意の不履行、詐欺行為、または重過失によるものを除きます。）について、事務代行会社に対しファンドの資産から補償することに同意します。

保管会社は、マスター・ファンドの事務代行会社も兼務しており、保管会社とマスター・ファンドは、マスター・ファンドに関して上記事務代行契約とほぼ同様の事務代行契約を締結しています。

(3) 販売会社・代行協会員

管理会社は、日本における代行協会員および日本における受益証券の販売会社として野村證券株式会社を選任しています。

2007年2月2日に管理会社と野村證券株式会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）に基づき、管理会社は、販売会社が、受益証券の日本において公募をなすため、日本における投資家が当該受益証券に関する発行日において行った管理会社が応じなければならない発注として助言した受益証券を販売会社に対し発行および交付したほか発行および交付を確保します。販売会社は、このように自己に交付された受益証券を、販売取扱会社を通じまたはその他販売会社の随時決定する方法により販売することができます。販売会社は、ルクセンブルグの法律および規則上要求される反マネーロンダリング措置を實踐し、また、要求されれば、使用した全ての資料ならびに受益証券の申込者および譲受人に対して行う身元確認によって販売会社が入手する情報を管理会社（またはその代理人としての事務代行会社）に対し提出します。

2007年2月2日に管理会社と野村證券株式会社との間で締結された代行協会員契約（変更済）（以下「代行協会員契約」といいます。）に基づき、野村證券株式会社は、日本証券業協会が昭和48年12月4日に採択した規則第3章第21条に規定される日本における代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 適用ある日本の法令または日本証券業協会の上記規則の規定に基づき随時作成を要求される受益証券に関する日本語の目論見書を日本証券業協会に提出すること。
- (b) 各クラスのファンド証券1口当りの純資産価格を日本において公表すること。
- (c) 適用ある日本の法令または日本証券業協会の上記規則の規定に基づき随時作成を要求されるファンドに関する財務書類およびその他の書類を日本証券業協会に提出すること。
- (d) 受益証券が、日本証券業協会の規則に規定される外国投資信託受益証券の選別基準に適合しなくなった場合、日本証券業協会に報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (e) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随または必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

(4) 投資顧問会社

2007年1月31日に管理会社とノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクとの間で締結された投資顧問契約に従い、投資顧問会社は、投資顧問としての役割を担います。

投資顧問契約によれば、投資顧問会社は、判断の誤りおよび法律の錯誤またはファンド、受託者、管理会社、信託財産または受益者が被った全ての損失（管理会社、事務代行会社、銀行、ブローカーもしくはディーラーの作為もしくは不作為、またはこれらの者の代理店、パートナー、受託者、取締役、役員、従業員の作為もしくは不作為によって生じた損害もしくは損失を含みますが、これに限定されません。）に対して、当該損失の発生が投資顧問会社の故意の不履行、詐欺、または重過失によるものでない限り、何ら責任を負いません。投資顧問契約において、適用ある法律上ファンドまたは管理会社が有する法的権利や救済策の放棄規定はありません。投資顧問会社はファンドの為替ヘッジ取引および管理会社によって現金で維持されるファンドの資産のいずれかに関連した現金管理活動については何ら債務を負担することも、また、責任を負担することはありません。マスター・ファンドおよび投資顧問会社間で締結された契約においては、投資顧問会社の契約上の義務のパフォーマンスに関して、同様の免責事項があります。

投資顧問契約によれば、管理会社は、投資顧問会社およびその関連会社、取締役、役員、受益者、従業員および使用人に対し、投資顧問会社の故意の不履行、詐欺、または重過失から生じた損失（以下に定義します。）を除いて、投資顧問会社の投資助言業務または投資顧問契約にかかわる請求、訴訟、行為または手続から生じた(i)適切な調査および法務の報酬および費用、または(ii)全ての決済における支払高を含めた、全ての損失、請求、賠償、（分割および連帯）債務、訴訟費用および費用（以下本項において総称して「損失」といいます。）を、ファンドの資産から、補償します。マスター・ファンドおよび投資顧問会社間で締結された契約においては、投資顧問会社の契約上の義務のパフォーマンスに関して、同様の補償事項があります。

投資顧問契約において投資顧問会社および副投資顧問会社（およびその取引当事者と関連会社）はその他の顧客口座および今後追加の口座（以下「その他顧客」と総称します。）に助言業務を提供することが認められています。投資顧問契約上義務付けられている行為のほか、投資顧問会社（その取引当事者および関連会社を含みます。）は、自己勘定（以下「自己勘定」といいます。）で投資活動を行います。その他顧客および自己勘定は、ファンドのものと同様な投資目的を有したり、投資戦略を実施することがあり、またファンドと同一または同様な証券または取引に投資することがあります。投資顧問会社（その取引当事者および関連会社を含みます。）は、その他顧客または自己勘定に関し、

ファンドに関し提供された助言とは異なる助言を提供したり、措置を講じまたはその他顧客もしくは自己勘定と同一の証券に対し、相対するポジションをとることがあります。

投資顧問契約は、管理会社または投資顧問会社による、(i) 90日以上前に一方が他方当事者に事前に書面により通知した場合、または(ii)(1)非契約終了者の破産または支払不能、(2)投資顧問契約上の投資顧問会社の義務の履行不能、(3) 投資顧問契約上の違反行為が、他方当事者から債務不履行者に対する是正の請求にもかかわらず、30日以内に治癒されないこと、もしくは(4)信託の終了、または全信託財産の売却もしくは処分、により速やかに、罰則なく終了します。投資顧問会社はマスター・ファンドの投資顧問も兼務しており、マスター・ファンドおよび投資顧問会社間で締結された契約には、同様の契約終了条項が含まれています。

(5) 副投資顧問会社

2007年1月31日に管理会社と野村アセットマネジメント株式会社との間で締結された副投資顧問契約に基づき、副投資顧問会社は投資顧問としての役割を担います。

副投資顧問契約によれば、副投資助言会社、その取締役、役員、代理店または代理人の故意の不履行、詐欺、または過失がない限り、副投資顧問会社は、副投資顧問会社、その取締役、役員、代理店または代理人の投資助言業務中のまたは投資助言業務に関連した作為または不作為に関し責任を負いません。副投資顧問契約において、適用ある法律上ファンドまたは管理会社が有する法的権利や救済策の放棄規定はありません。

副投資顧問契約によれば、副投資顧問会社は、副投資顧問会社の故意による不履行、詐欺または過失による作為または不作為によって生じた行動、費用、請求、損失、経費または督促を除き、副投資顧問会社の、副投資顧問契約上の義務の履行としてなされた行為の結果として生じた、行動、費用、請求、損失、経費または督促について、ファンドの資産から補償されます。副投資顧問会社は、ファンドに関連して副投資顧問会社が被ったまたは生じた全てのコストまたは責任への補償が適切に弁済されない限り、ファンドに代わって法的行為を行う義務を負いません。

副投資顧問契約は、管理会社または副投資顧問会社のどちらか一方からが、60日以上前に、事前に書面により通知することにより罰則なく終了します。

3【資本関係】

野村ホールディングス株式会社の子会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが、管理会社の株式を100%保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年6月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,061であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たして

いることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

(i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

(ii) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(iii) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の(i)および(ii)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない。かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の(iii)に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF 4 様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト

基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

- 6.1 免除会社
- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
 - (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
 - (c) 存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
 - (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。

- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服するものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続ことができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッ

ド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること

- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をすることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際のでない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
 - (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)

(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- (iv) 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2015年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに

届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx i) 以下の記述
- 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
- (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2014年9月30日 有価証券報告書（第7期）

2014年12月25日 半期報告書（第8期中）

第5【その他】

該当事項ありません。

ケイマン諸島にて

独立監査人の報告書

受託会社

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703

我々は、ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703（「トラスト」）の2014年3月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

本書は、受託会社のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査人の報告書で述べることが求められている事項を受託会社に述べるために引き受けており、それ以外の目的はない。法の許す最大限の範囲で、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成する意見に関して、トラストおよび受託会社以外に誰に対しても責任を引受けずまた負わない。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、添付の財務書類は、すべての重要な点において、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703の2014年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々にかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2014年7月30日

[次へ](#)

CAYMAN ISLANDS

Independent Auditors' Report

The Trustee

Nomura High Yield Long Short Fund 0703

We have audited the accompanying financial statements of Nomura High Yield Long Short Fund 0703 (the “Trust”) which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at March 31, 2014, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Nomura High Yield Long Short Fund 0703 as at March 31, 2014, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Other matter

Supplementary information included on page 9 of the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Ernst & Young Ltd.

July 30, 2014

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

ケイマン諸島にて

独立監査人の報告書

受託会社

ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703

我々は、ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703（「トラスト」）の2015年3月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

本書は、受託会社のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査人の報告書で述べることが求められている事項を受託会社に述べるために引き受けており、それ以外の目的はない。法の許す最大限の範囲で、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成する意見に関して、トラストおよび受託会社以外に誰に対しても責任を引受けずまた負わない。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示を可能とするために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、ノムラ・ハイ・イールド・ロング・ショート・ファンド 0703の2015年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報および財務書類に対する注記14は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2015年7月30日

[次へ](#)

CAYMAN ISLANDS

Independent Auditors' Report

The Trustee

Nomura High Yield Long Short Fund 0703

We have audited the accompanying financial statements of Nomura High Yield Long Short Fund 0703 (the “Trust”) which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at March 31, 2015, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the auditors, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditors consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly the financial position of Nomura High Yield Long Short Fund 0703 as at March 31, 2015, and the results its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Other matter

Supplementary information included on page 9 of the annual report and in Note 14 to the financial statements has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Ernst & Young Ltd.

July 30, 2015

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

L-5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2015年6月9日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。